

令和6年度 第二回 茨城地方最低賃金審議会 次第

令和6年7月31日（水）

1 開 会

2 議 題

- (1) 関係団体の意見書及び意見陳述について
- (2) 要請等について
- (3) 中央最低賃金審議会の審議状況について
- (4) 令和6年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (5) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (6) その他

3 閉 会

令和6年度 第二回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和6年7月31日(水)

No.1	令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申) (中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之)	…P147
No.2	茨城県の最低賃金額と生活保護費の比較について	…P177
No.3	令和6年賃金改定状況調査結果	…P182
No.4	賃金改定状況調査における「第4表 賃金上昇率の推移」	…P193
No.5	地域別最低賃金額、未満率及び影響率(ランク別)の推移	…P194
No.6	都道府県別、時間当たり賃金に対する労働者数分布表(令和6年度/全国)	
	① 一般労働者・短時間労働者	…P197
	② 一般労働者	…P210
	③ 短時間労働者	…P223
No.7	令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果(茨城県) 概要	…P236
	① 一般労働者・パートタイム労働者 総括表(1)(2) 茨城の賃金分布・特性値・未満率	…P237
	② 一般労働者 総括表(1) 茨城の賃金分布・特性値・未満率	…P245
	③ パートタイム労働者 総括表(1) 茨城の賃金分布・特性値・未満率	…P253
	④ 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	…P261
No.8	茨城県金融経済概況(2024年7月7日 日本銀行水戸事務所)	…P263
No.9	2024年6月企業短期経済観測調査結果 (2024年7月3日 日本銀行水戸事務所)	…P275
No.10	令和6年度茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員名簿	…P279

- No.11 要請書(茨城ユニオン 執行委員長 小林 賢一) …P280
- No.12 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(茨城県自治体労働組合連合 執行委員長 濱野 真) …P282
- No.13 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書
(茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 大山 和子) …P283
- No.14 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之) …P284
- No.15 2024年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書
(全日本年金者組合茨城県本部 委員長 大橋 詔子) …P287
- No.16 茨城地方最低賃金改正決定にあたっての意見書
(いばらきコープ労働組合 中央執行委員長 小野瀬 範久) …P288
- No.17 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(JMITU茨城地方本部 執行委員長 矢口 裕一) …P289
- No.18 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 執行委員長 見代 昌巳) …P290
- No.19 2024年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書
(全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 執行委員長 鈴木 貴之) …P291
- No.20 2024年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書
(いばらき一般労働組合 委員長 野口 正美) …P292
- No.21 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(茨城県高等学校教職員組合 執行委員長 蓮田 斉) …P293
- No.22 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(茨城県私立学校教職員組合連合 中央執行委員長 前田 安生) …P294
- No.23 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(石岡地区農業協同組合労働組合 執行委員長 舟橋 淳) …P295
- No.24 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
(茨城県国家公務員労働組合連合会 執行委員長 野尻 琢也) …P297
- No.25 最低賃金の大幅引き下げの実現に関する申し入れ
(日本共産党茨城県委員会 委員長 上野 高志) …P298
- No.26 本県最低賃金の改正について (茨城県知事 大井川 和彦) …P299

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

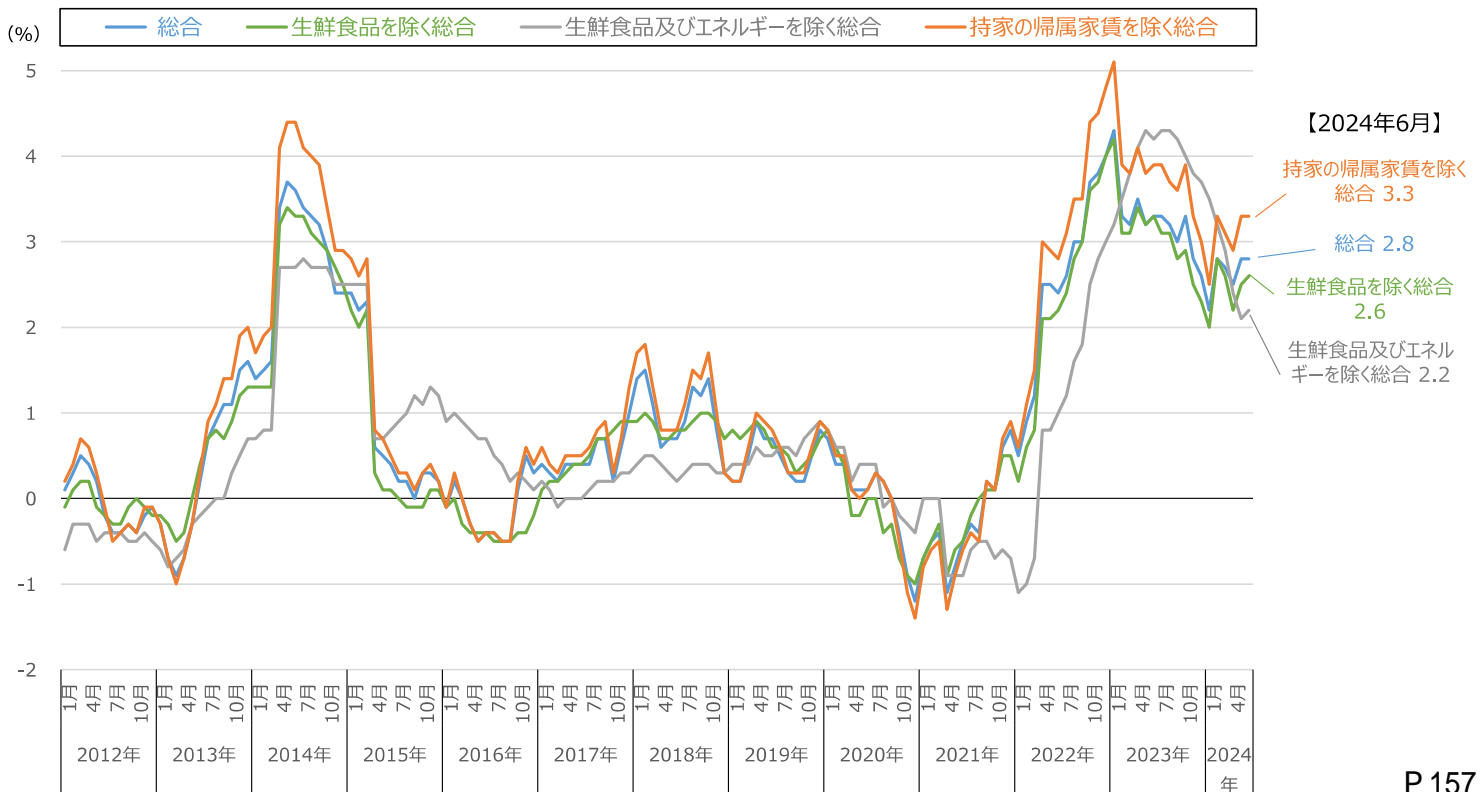
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

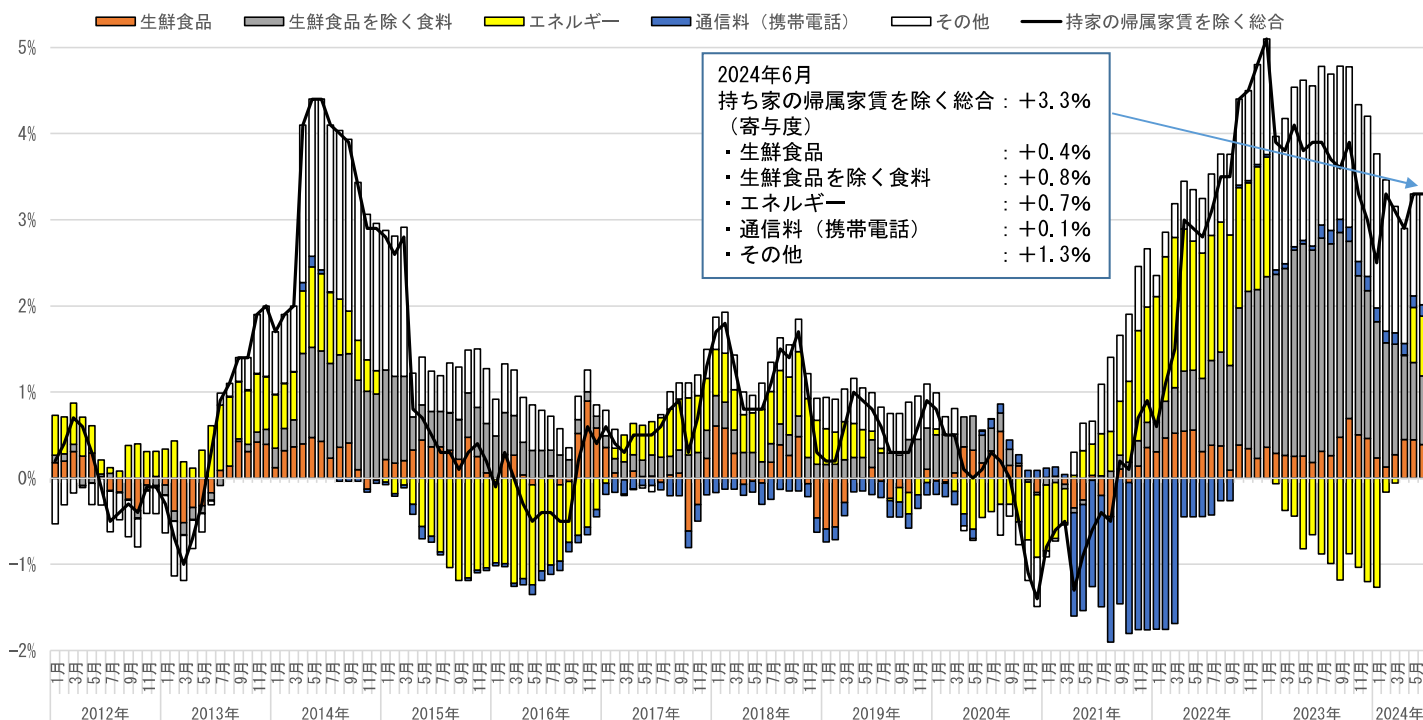
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

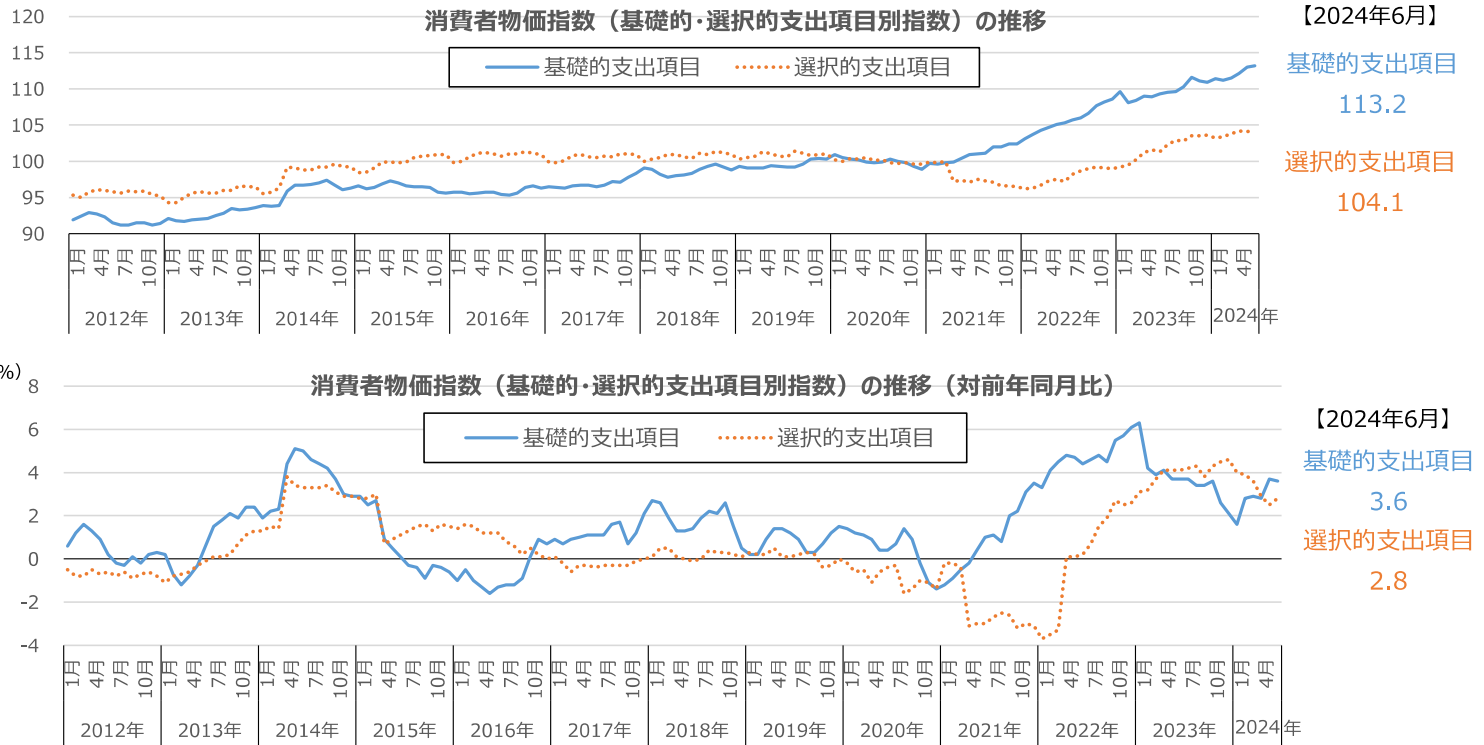
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

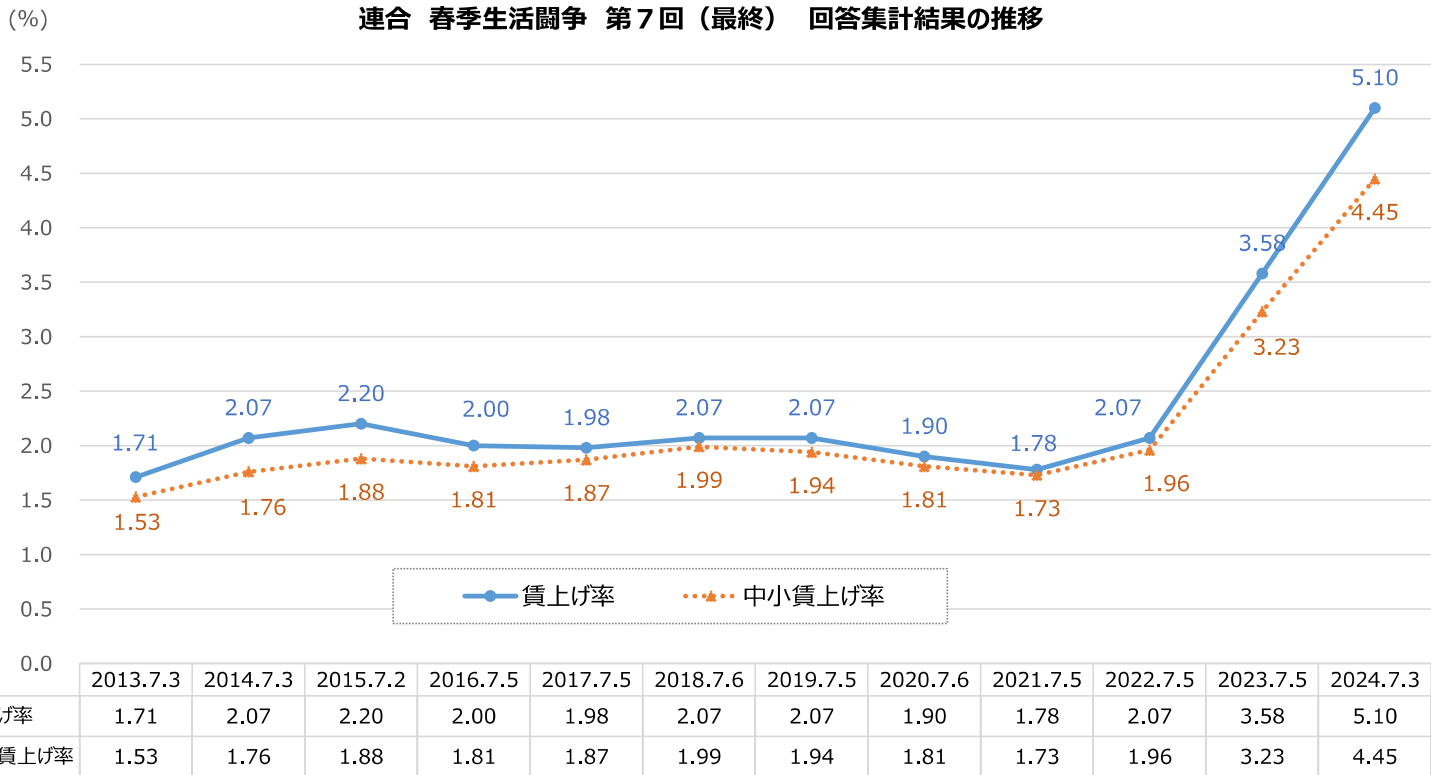
【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

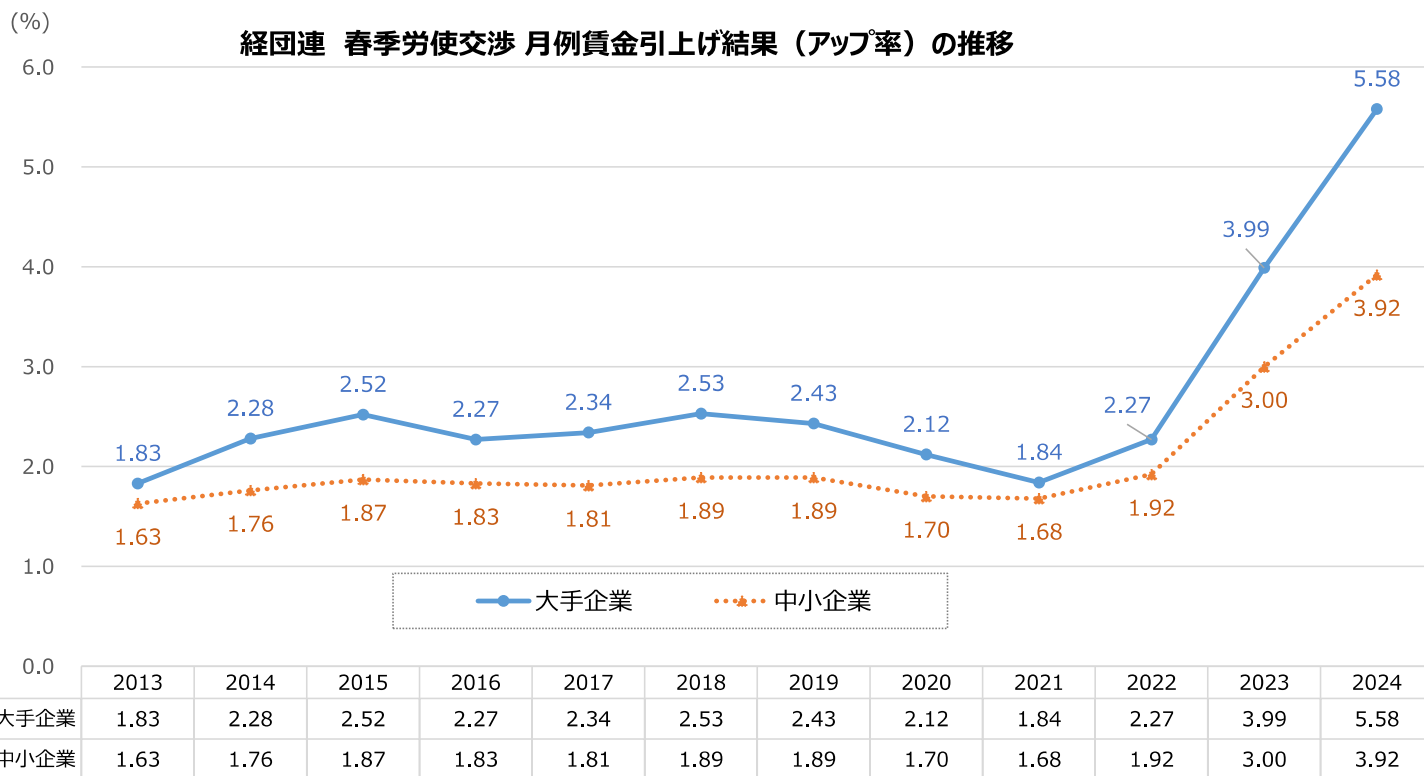
第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

		第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)		
		単純平均	加重平均	
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)
		引上げ率	—	5.74%(5.01%)
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社	3.62%	
	20人以下	8,801円	
	709社	3.34%	
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社	3.43%	
	20人以下	43.3円	
	450社	3.88%	

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	
	R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		
男 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女 計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月			
	R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		R5年		
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

業態 形態 ラッシュ	（円、％）																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月						
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4	
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,511	1,583	2.7	2.4
計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3	
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6	
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3	
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8	

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6％）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	〃 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
	〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

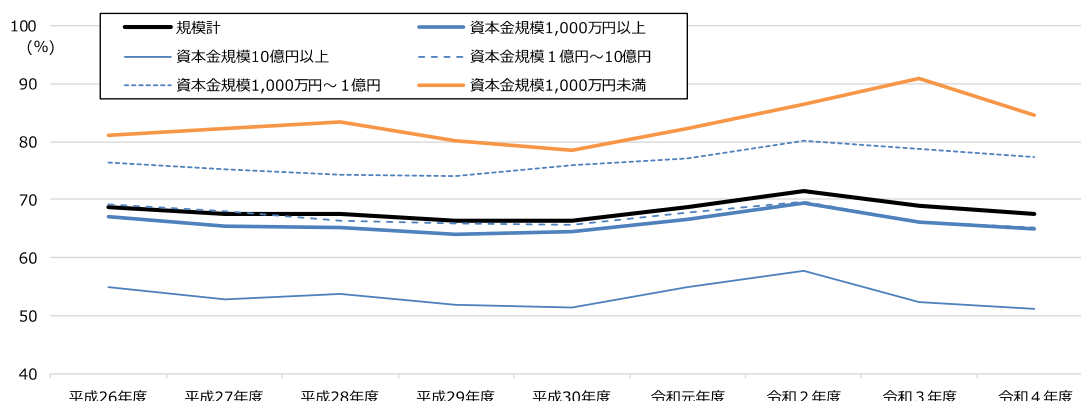
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

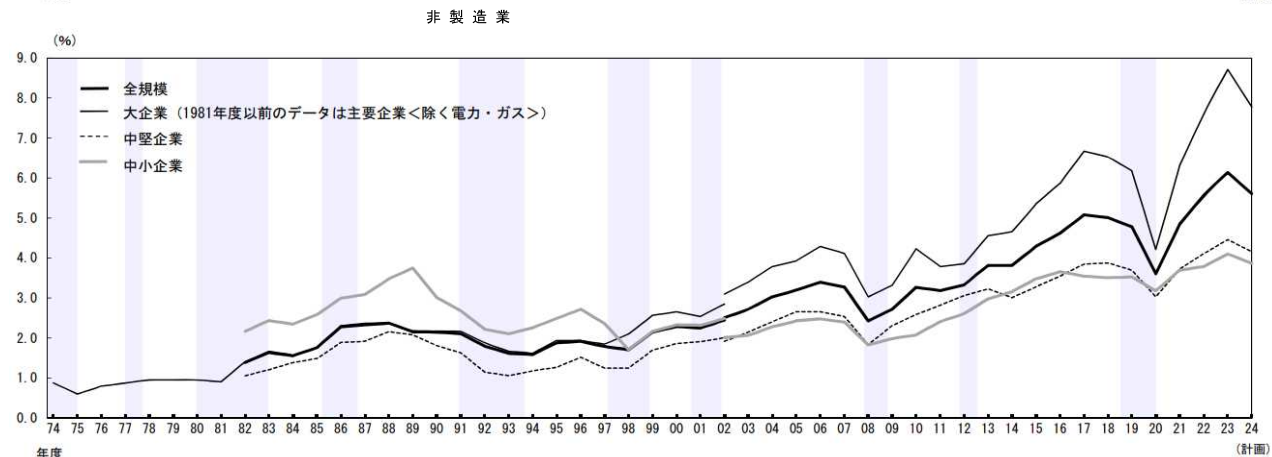
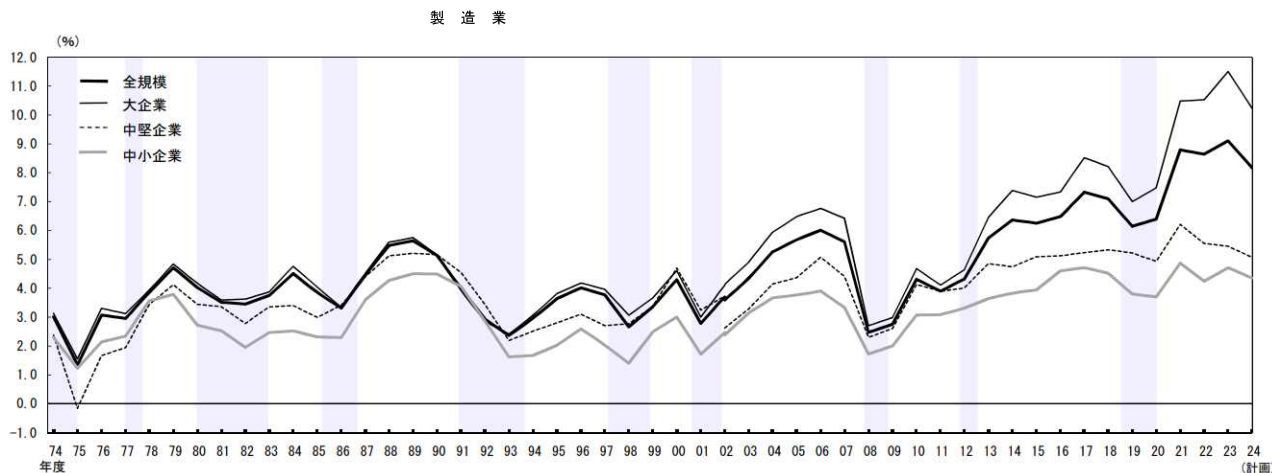
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益-支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

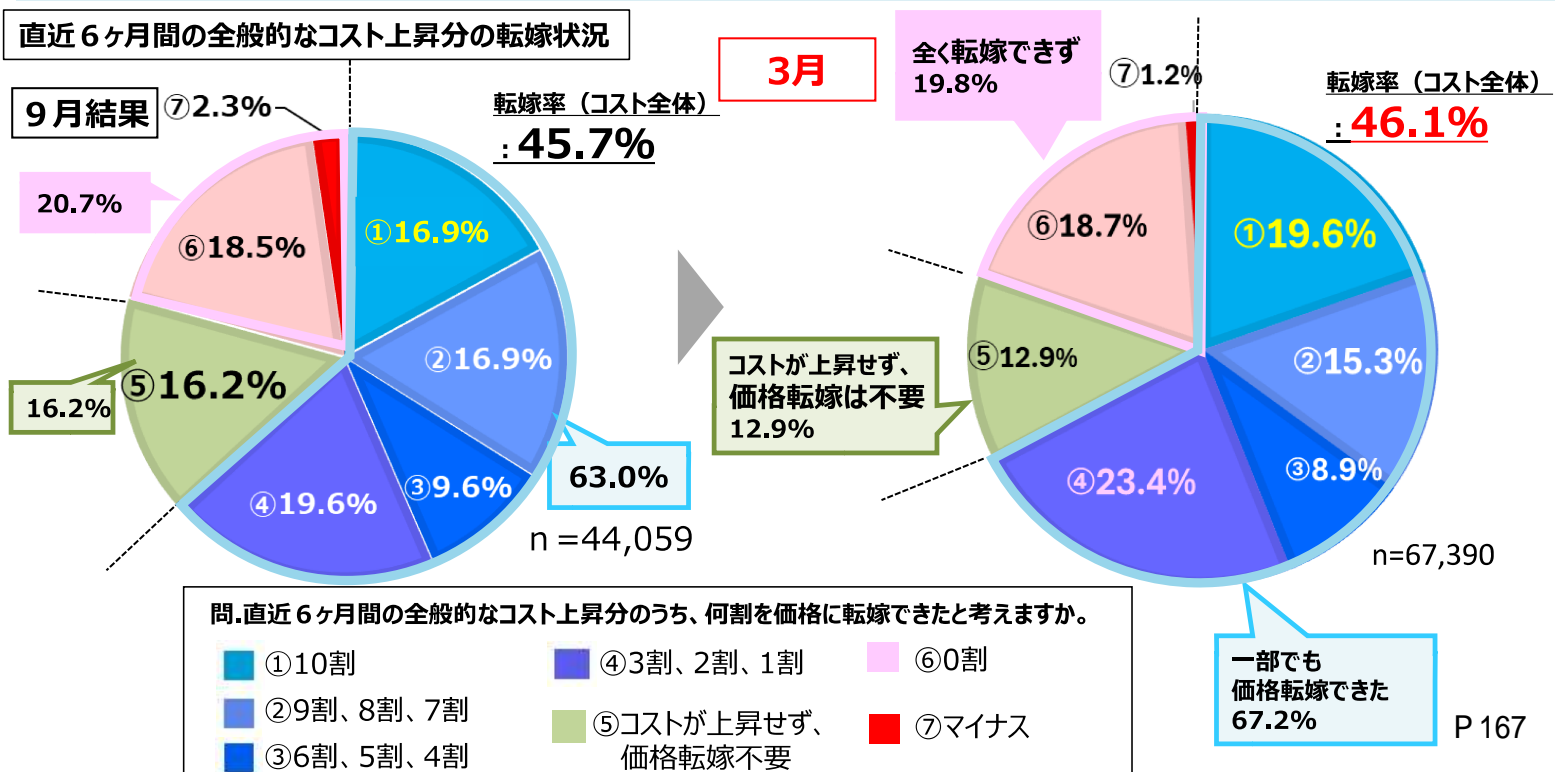
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

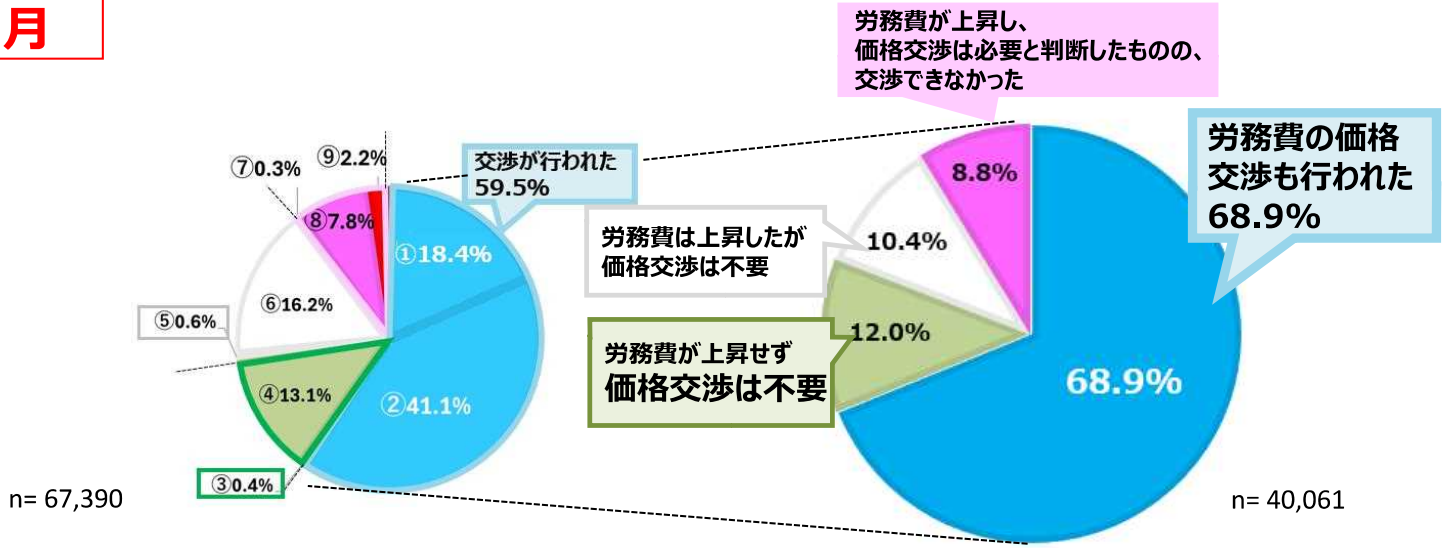
- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**



(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



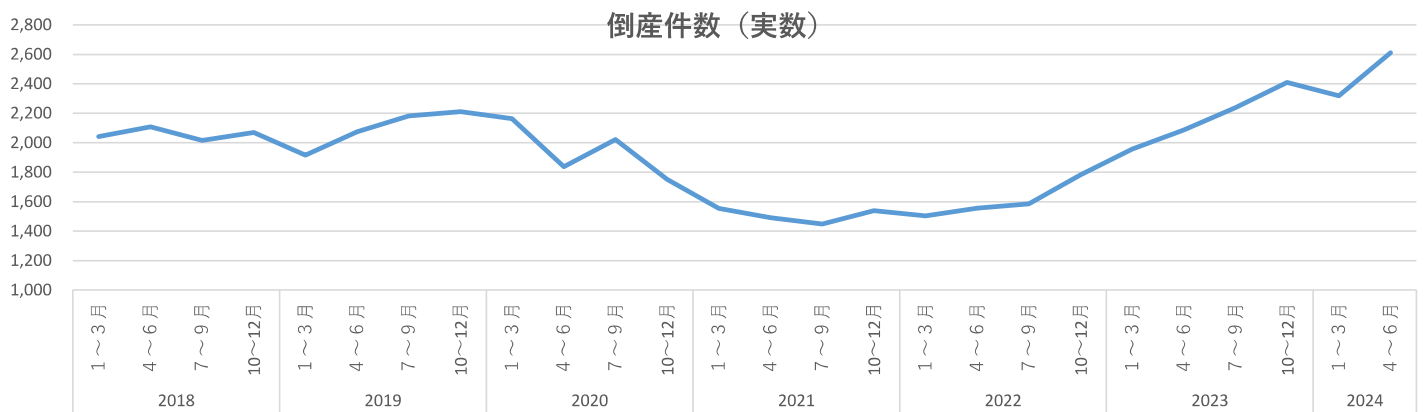
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

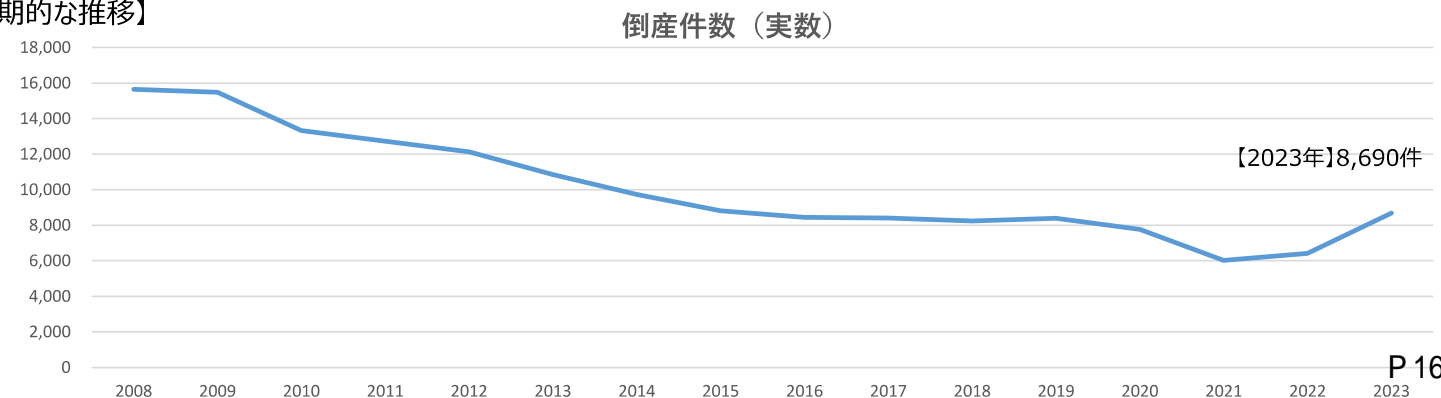
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

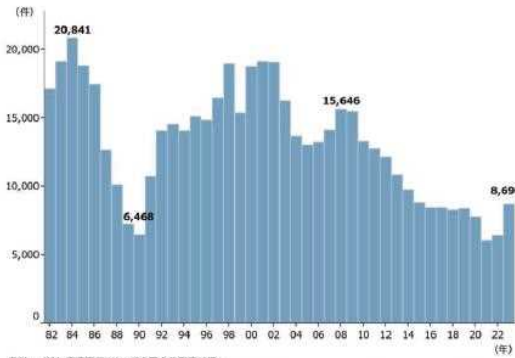
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染症拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

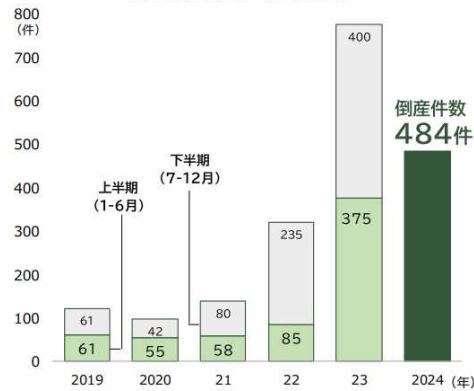
物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」
 （注）1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高倒産」件数推移

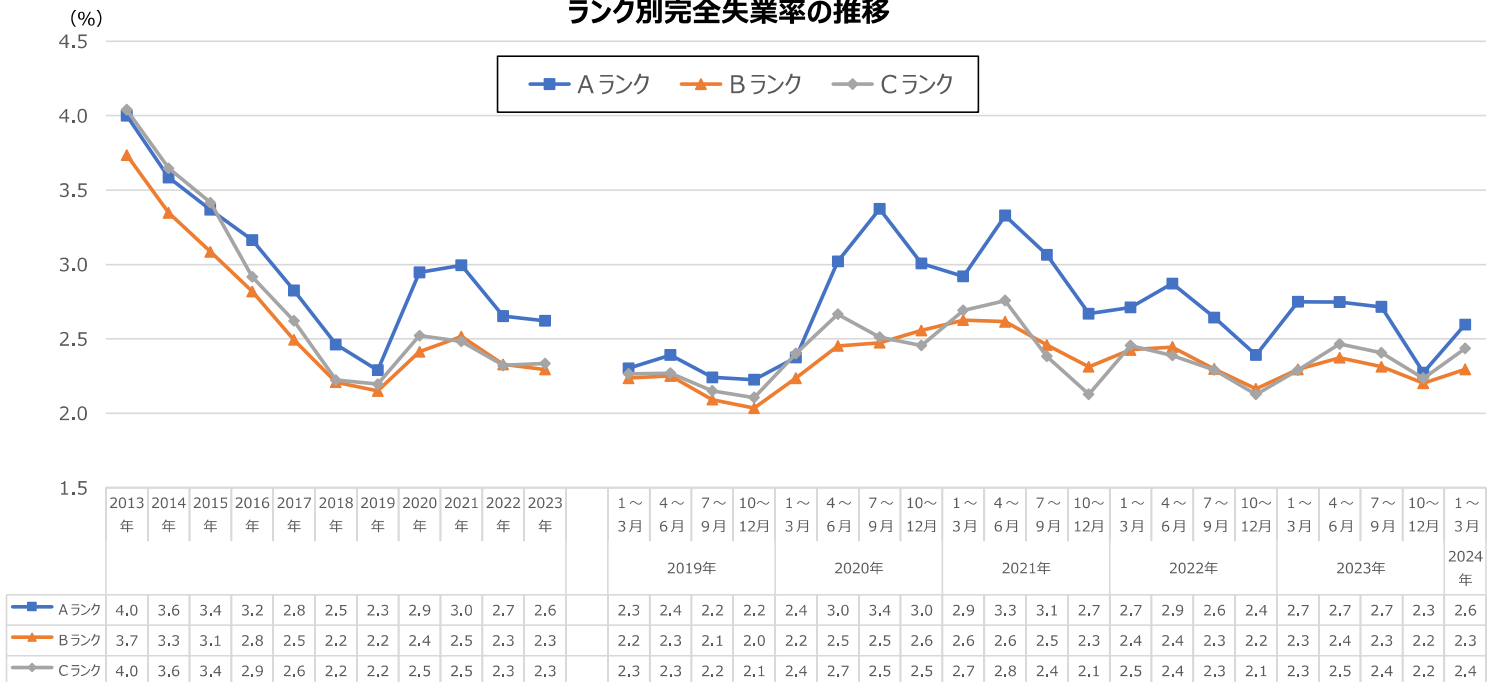


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移

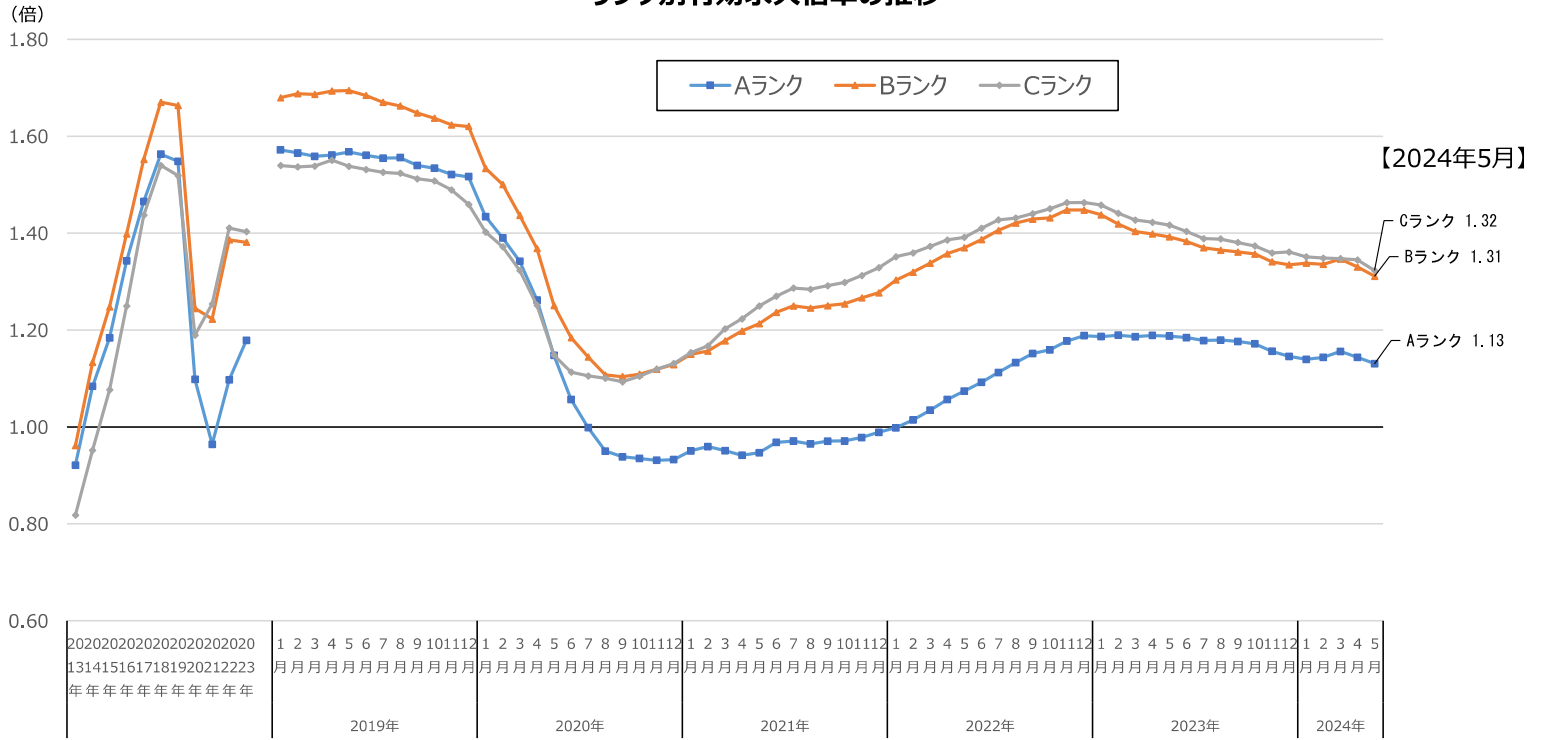


（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 （注）1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

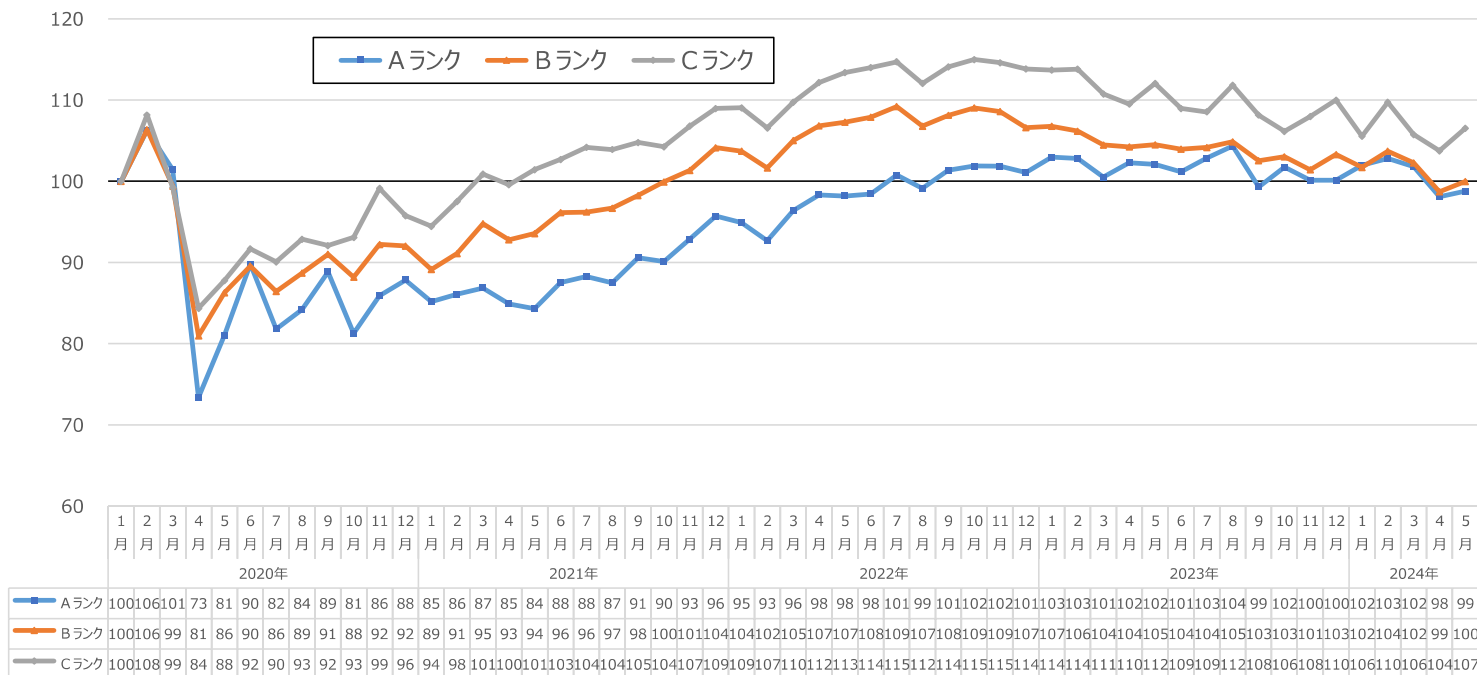
(注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそらえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回るものが適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があるとあり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

最低賃金額と生活保護費の比較について (茨城県／令和4年度)

令和6年7月31日

1 生活保護費

			前提(条件)	金額(円)
生活扶助 (人口加重平均)	第1類費・第2類費	基準額	18歳から19歳単身	68,776.59850 (68,777円)
	冬季加算		一人世帯	1,095.83333 (1,096円)
	期末一時扶助費			968.88297 (969円)
小計				70,841.31480 (70,842円)
住宅扶助			都道府県実績値	22,832.90000 (22,832円)
生活保護費 合計				93,674.21480 (93,674円)

※人口加重平均の算出の際の人口は、最新データである令和2年国勢調査の数値を用いた。

※生活扶助については、令和2年10月より基準額の改定が行われており、18～19歳単身に適用される当該改定後の基準額を用いた。

※住宅扶助費については、最新数値である令和4年度の実績値を用いた。

2 最低賃金(令和4年改定額)

		条件	金額(円)
収入	月額	911円×173.8時間	158,331.8
手取額	月額	収入×0.807	127,774

※「173.8時間」は、週40時間を1か月当たりに換算した時間である。(365÷7×40h÷12)

※「0.807」は、佐賀県の令和4年度地域別最低賃金額853円を基に、月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率である。

3 最低賃金額と生活保護費の乖離額

(1)生活保護費計一手取額:月額	0
△ 34,100 (月額差額)	(93,674－127,774)
(2)乖離額(月額÷173.8時間÷0.807)	
△ 243	(実数 -243.12)

※最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改正の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出したものである。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.816→0.807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知県	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

最低賃金額と生活保護費の比較(令和6年度)

(単位：円)

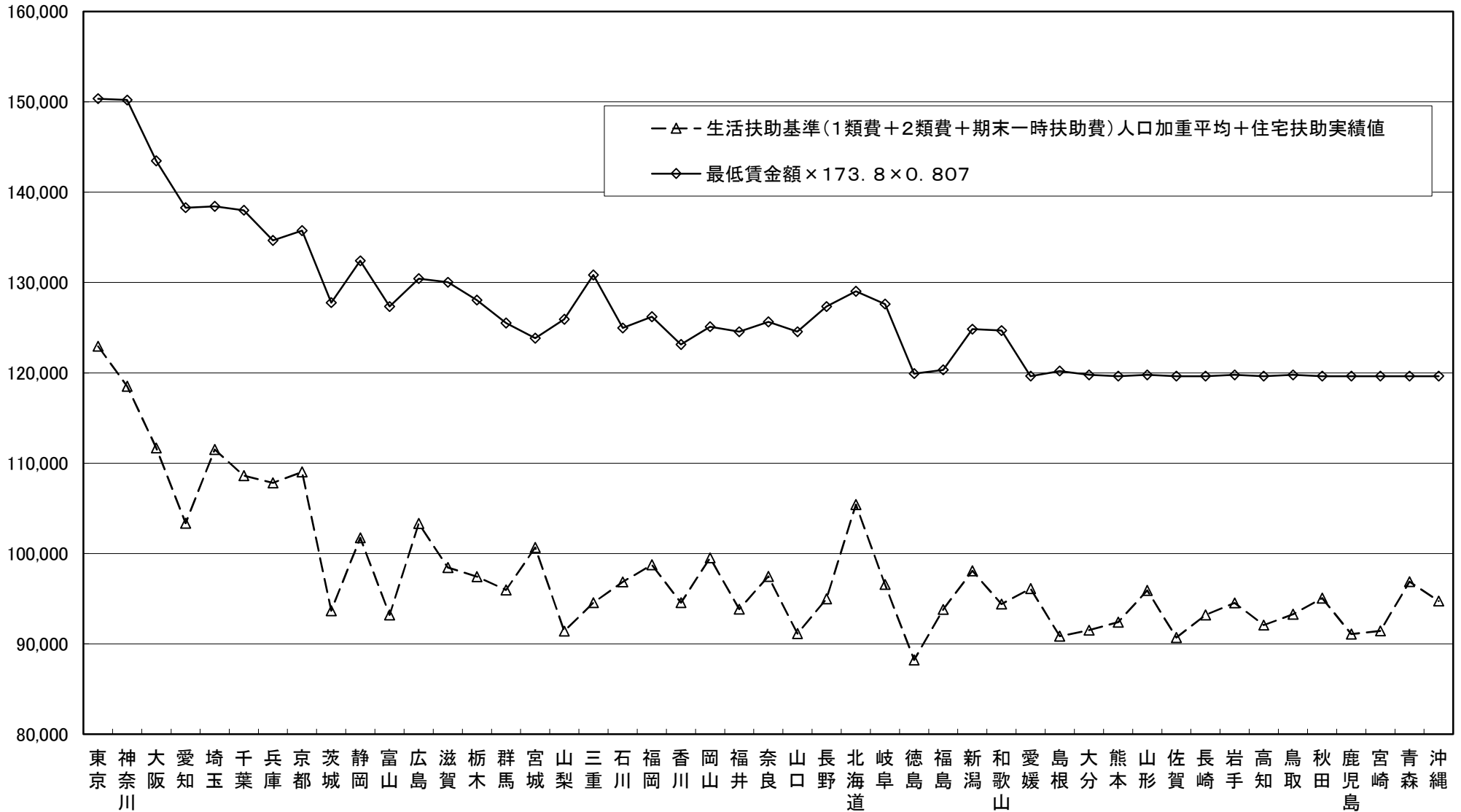
都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）（注2）	最低賃金（令和4年度） ×173.8×0.807	最低賃金（令和5年度） ×173.8×0.807
北海道	105,420	129,036	134,646
青森	96,898	119,639	125,950
岩手	94,541	119,779	125,249
宮城	100,681	123,847	129,457
秋田	95,065	119,639	125,810
山形	95,925	119,779	126,231
福島	93,822	120,340	126,231
茨城	93,674	127,774	133,665
栃木	97,452	128,054	133,805
群馬	95,970	125,530	131,140
埼玉	111,507	138,433	144,184
千葉	108,634	138,012	143,903
東京都	122,940	150,355	156,106
神奈川県	118,515	150,215	155,965
新潟	98,099	124,828	130,579
富山	93,211	127,353	132,963
石川	96,854	124,969	130,859
福井	93,833	124,548	130,579
山梨	91,417	125,950	131,561
長野	94,993	127,353	132,963
岐阜	96,589	127,634	133,244
静岡県	101,748	132,402	138,012
愛知県	103,347	138,293	144,044
三重	94,548	130,859	136,470
滋賀	98,455	130,018	135,628
京都	109,039	135,768	141,379
大阪	111,683	143,483	149,233
兵庫県	107,839	134,646	140,397
奈良	97,481	125,670	131,280
和歌山	94,405	124,688	130,298
鳥取	93,271	119,779	126,231
島根	90,855	120,200	126,792
岡山	99,532	125,109	130,719
広島	103,326	130,439	136,049
山口	91,140	124,548	130,158
徳島	88,228	119,919	125,670
香川	94,560	123,145	128,756
愛媛	96,119	119,639	125,810
高知	92,083	119,639	125,810
福岡	98,749	126,231	131,981
佐賀	90,699	119,639	126,231
長崎	93,208	119,639	125,950
熊本	92,413	119,639	125,950
大分	91,522	119,779	126,091
宮崎	91,442	119,639	125,810
鹿児島	91,076	119,639	125,810
沖縄	94,745	119,639	125,670

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

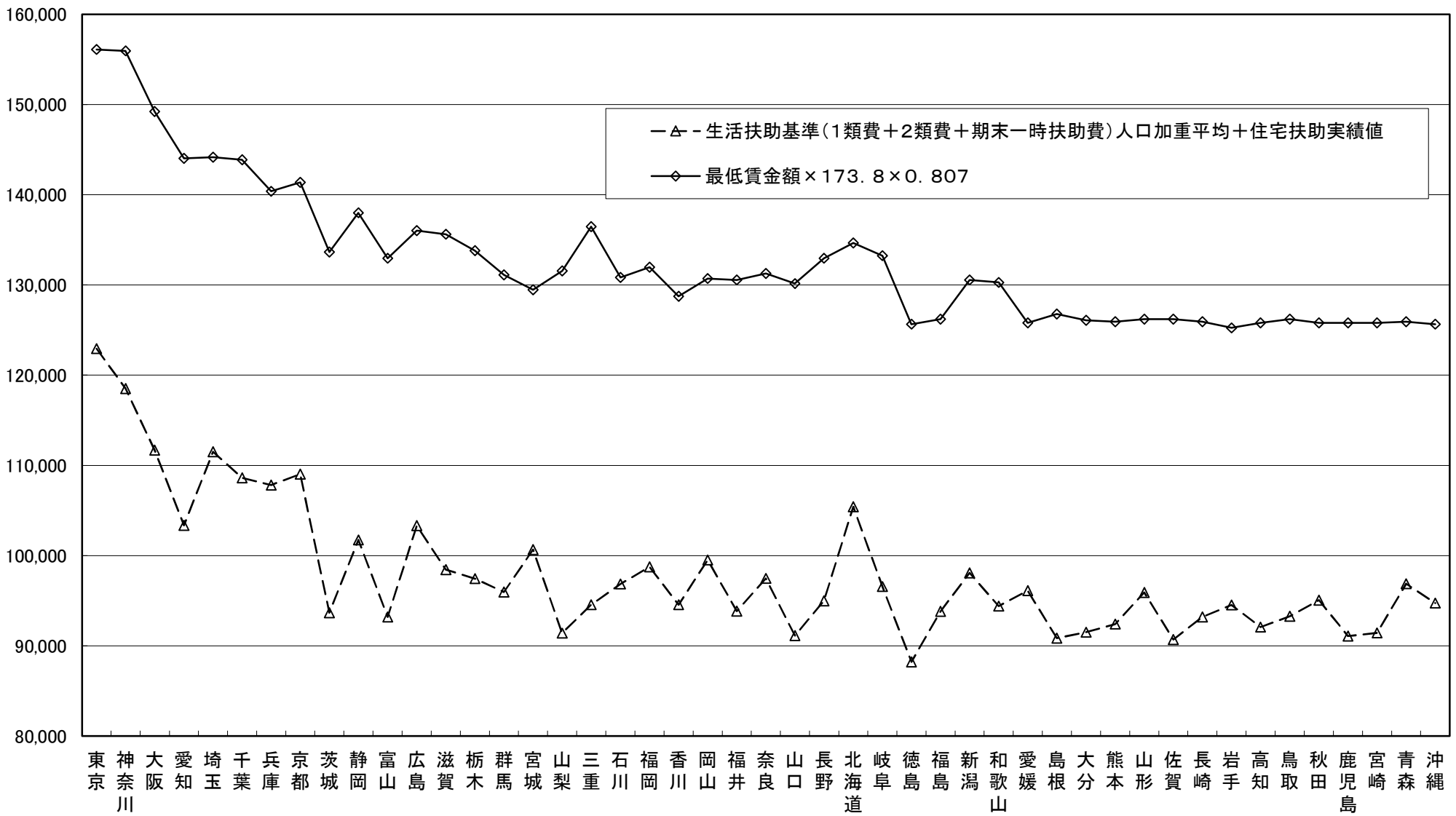
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。
 注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和6年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,373 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5		-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4		-1.1		-0.0		1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2		-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8
R 5 年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.2 %	5.0 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.6 %	3.2 %	5.2 %	0.56	2.2 %	3.5 %	5.0 %	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
R5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8 %	4.1 %	7.0 %	0.63	1.3 %	3.1 %	8.0 %	1.08	1.5 %	2.7 %	4.5 %	0.56	1.5 %	3.2 %	5.1 %	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
R5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年					
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年6月					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

(資料注) 第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人(83.6%)。

参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して				
		変わらない	早 い	遅 い	その他	
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5	
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3	
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3	
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0	
	R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

資料 4

賃金改定状況調査における第4表の賃金上昇率の推移

(%)

ランク	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	
産業計・男女計	A	0.6	0.6	0.9	1.0	-0.3	-0.1	0.7	0.1	1.1	1.5	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.4	0.5	1.4	2.3	2.2
	B	0.2	0.6	0.6	0.8	-0.2	-0.1	-0.7	0.4	0.5	0.8	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.4	0.1	1.4	2.0	2.4
	C	0.3	0.4	0.6	0.7	-0.2	-0.2	-0.2	0.5	0.6	1.0	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.5	0.5	2.0	2.1	2.7
	D	0.0	0.0	0.4	0.7	-0.2	-0.2	-0.5	0.3	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.9	0.3			
	計	0.4	0.5	0.7	0.8	-0.2	-0.1	0	0.2	0.8	1.1	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5	2.1	2.3

注：令和4年度BランクおよびCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成26～令和5年度）

		年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)			780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)
Aランク	未満率 (%)		2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1
	影響率 (%)		9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4
Bランク	未満率 (%)		1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
	影響率 (%)		5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
Cランク	未満率 (%)		1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1
	影響率 (%)		6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1
Dランク	未満率 (%)		1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—
	影響率 (%)		6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—
計	未満率 (%)		2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	影響率 (%)		7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26～令和5年）

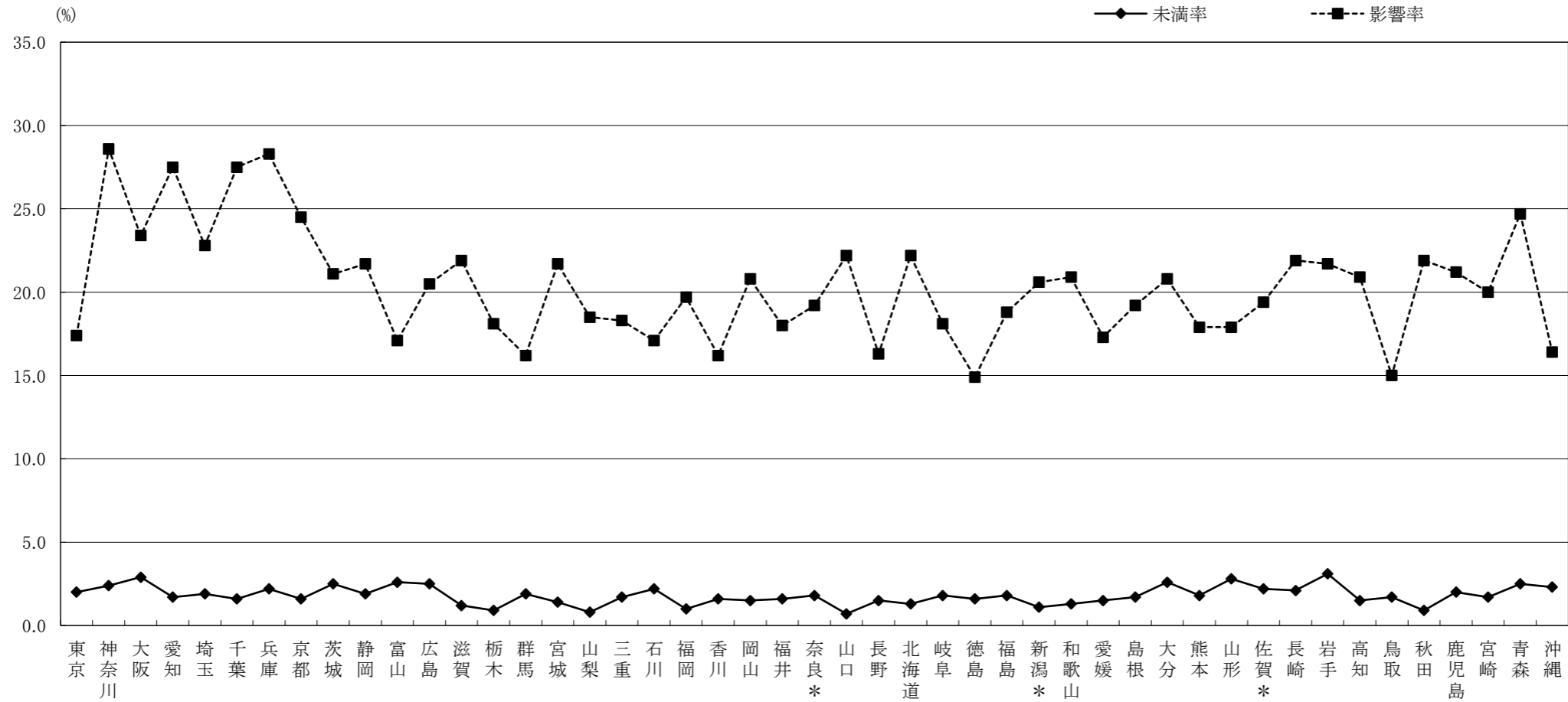
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 1.9%

影響率(全国加重平均) 21.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良 *	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟 *	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀 *	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.0	2.4	2.9	1.7	1.9	1.6	2.2	1.6	2.5	1.9	2.6	2.5	1.2	0.9	1.9	1.4	0.8	1.7	2.2	1.0	1.6	1.5	1.6	1.8	0.7	1.5	1.3	1.8	1.6	1.8	1.1	1.3	1.5	1.7	2.6	1.8	2.8	2.2	2.1	3.1	1.5	1.7	0.9	2.0	1.7	2.5	2.3	1.9
影響率	17.4	28.6	23.4	27.5	22.8	27.5	28.3	24.5	21.1	21.7	17.1	20.5	21.9	18.1	16.2	21.7	18.5	18.3	17.1	19.7	16.2	20.8	18.0	19.2	22.2	16.3	22.2	18.1	14.9	18.8	20.6	20.9	17.3	19.2	20.8	17.9	17.9	19.4	21.9	21.7	20.9	15.0	21.9	21.2	20.0	24.7	16.4	21.6

資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

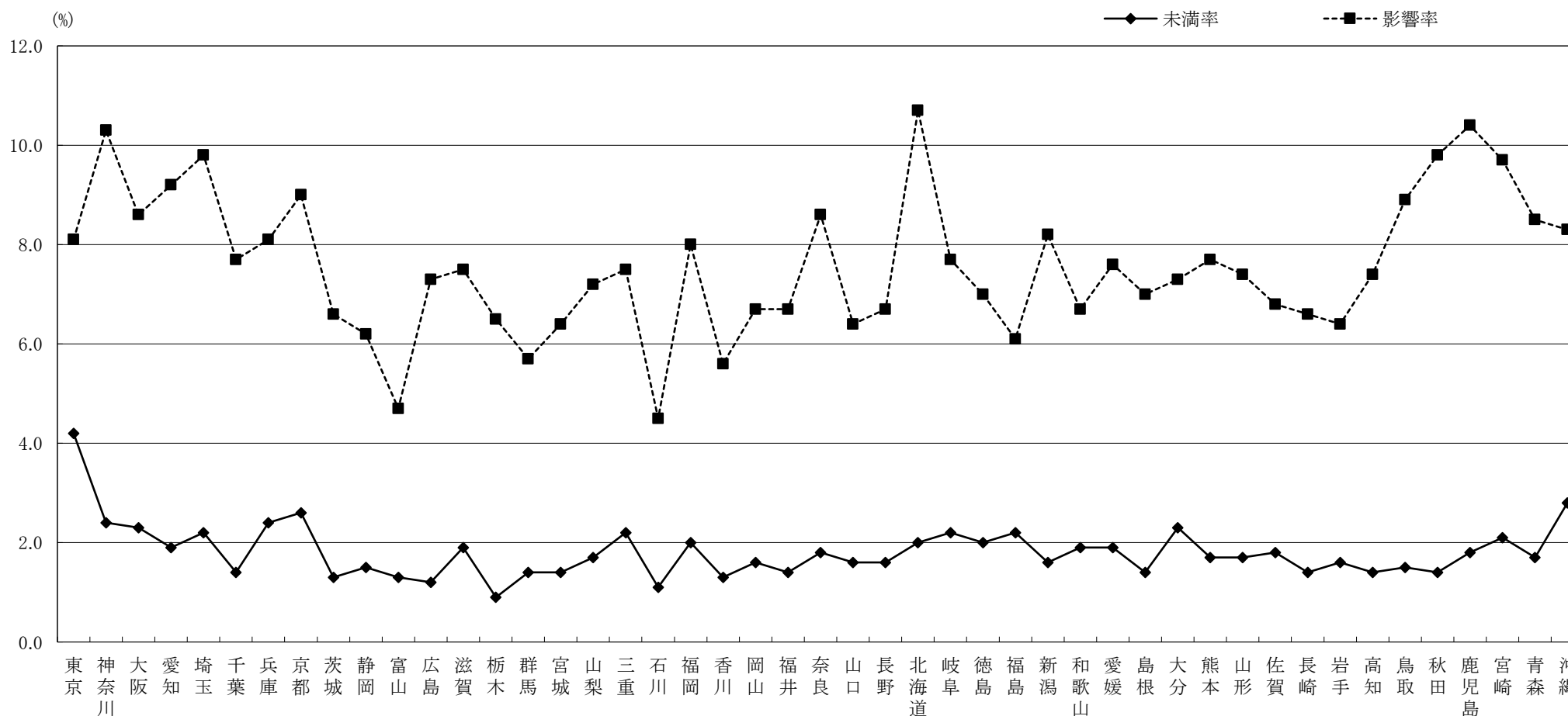
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 2.4%

影響率(全国加重平均) 8.1%



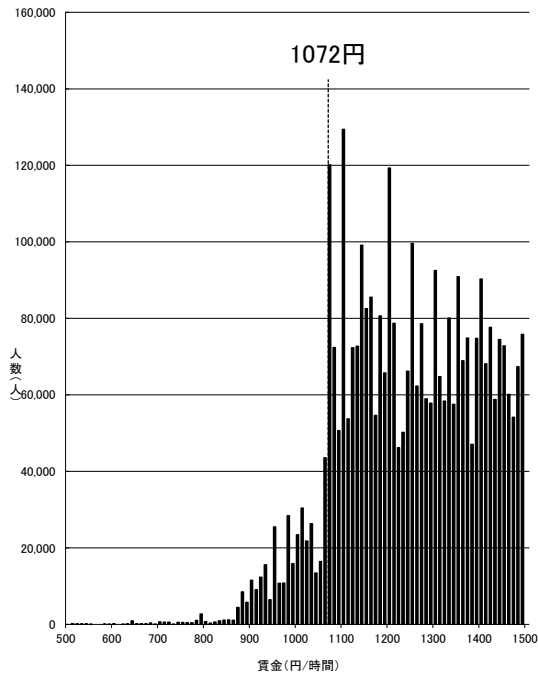
	東	神	大	愛	埼	千	兵	京	茨	静	富	広	滋	栃	群	宮	山	三	石	福	香	岡	福	奈	山	長	北	岐	徳	福	新	和	愛	島	大	熊	山	佐	長	岩	高	鳥	秋	鹿	宮	青	沖	全	
	京	奈	阪	知	玉	葉	庫	都	城	岡	山	島	賀	木	馬	城	梨	重	川	岡	川	山	井	良	口	野	海	道	阜	島	島	潟	歌	媛	根	分	本	形	賀	崎	手	知	取	田	児	崎	森	縄	国
未満率	4.2	2.4	2.3	1.9	2.2	1.4	2.4	2.6	1.3	1.5	1.3	1.2	1.9	0.9	1.4	1.4	1.7	2.2	1.1	2.0	1.3	1.6	1.4	1.8	1.6	1.6	2.0	2.2	2.0	2.2	1.6	1.9	1.9	1.4	2.3	1.7	1.7	1.8	1.4	1.6	1.4	1.5	1.4	1.8	2.1	1.7	2.8	2.4	
影響率	8.1	10.3	8.6	9.2	9.8	7.7	8.1	9.0	6.6	6.2	4.7	7.3	7.5	6.5	5.7	6.4	7.2	7.5	4.5	8.0	5.6	6.7	6.7	8.6	6.4	6.7	10.7	7.7	7.0	6.1	8.2	6.7	7.6	7.0	7.3	7.7	7.4	6.8	6.6	6.4	7.4	8.9	9.8	10.4	9.7	8.5	8.3	8.1	

資料出所 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

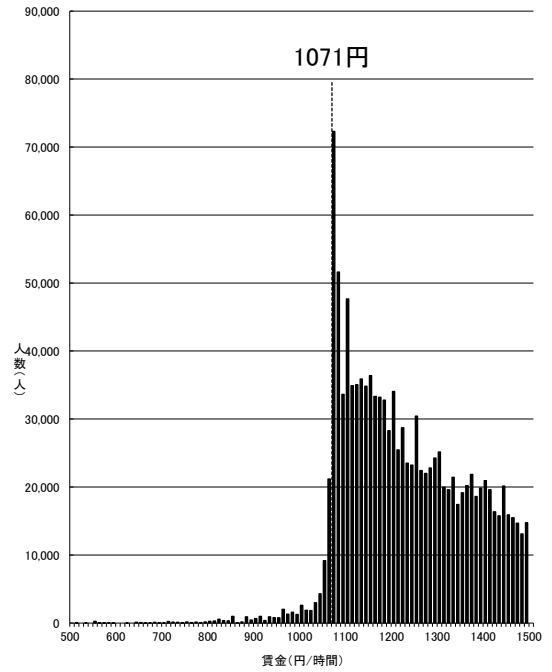
(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

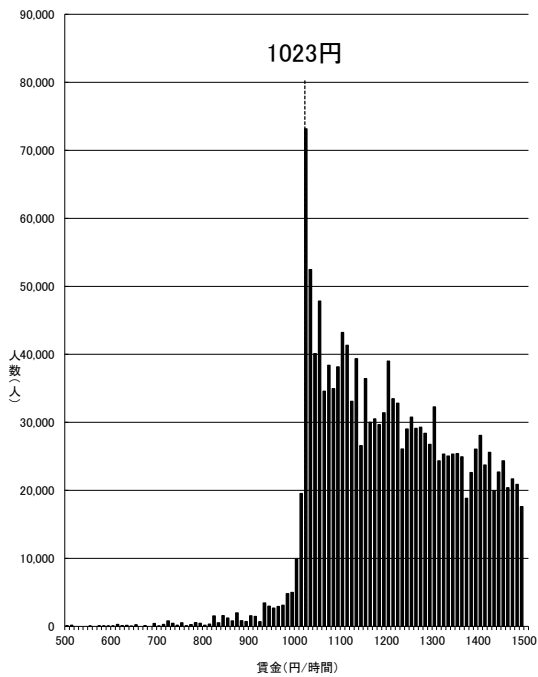
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

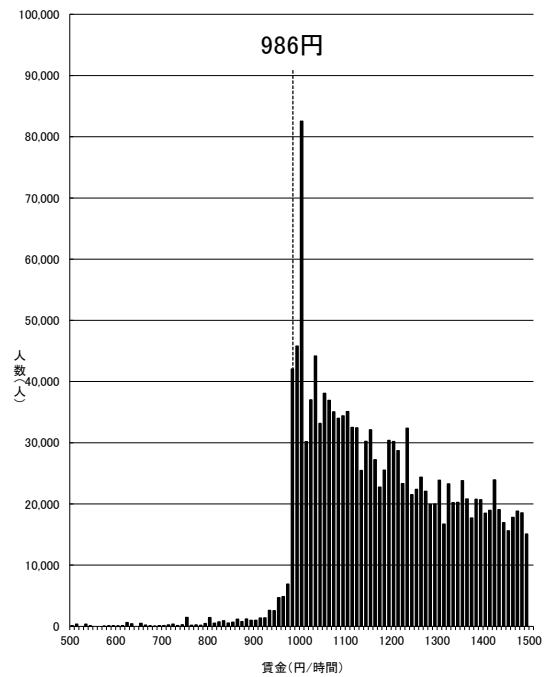
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

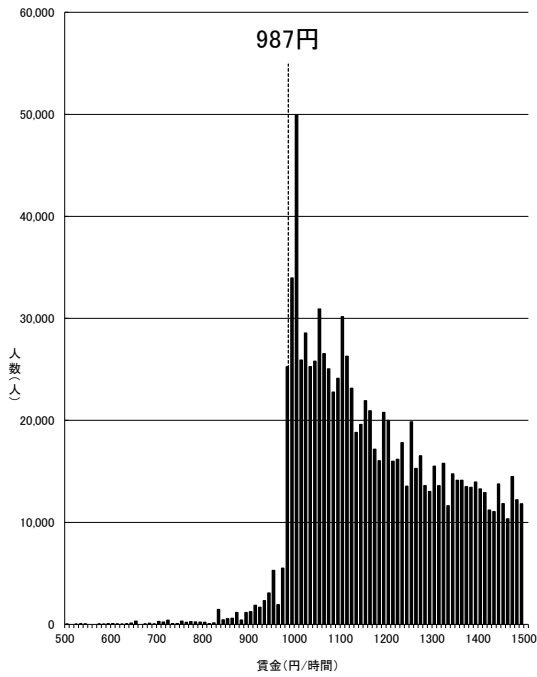
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

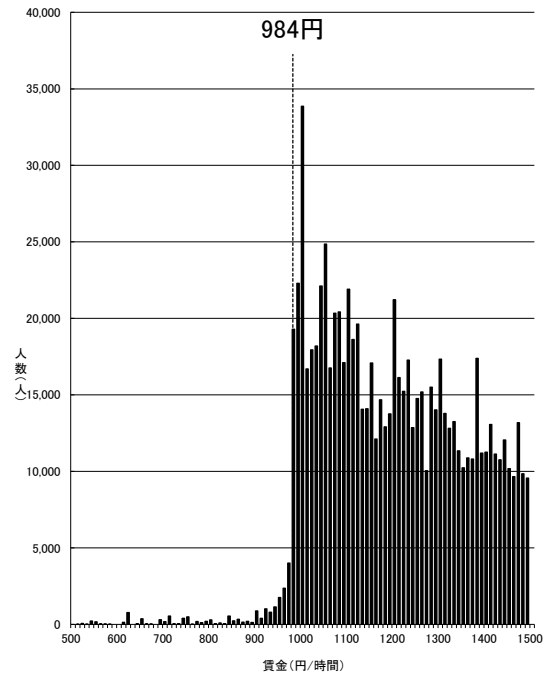


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

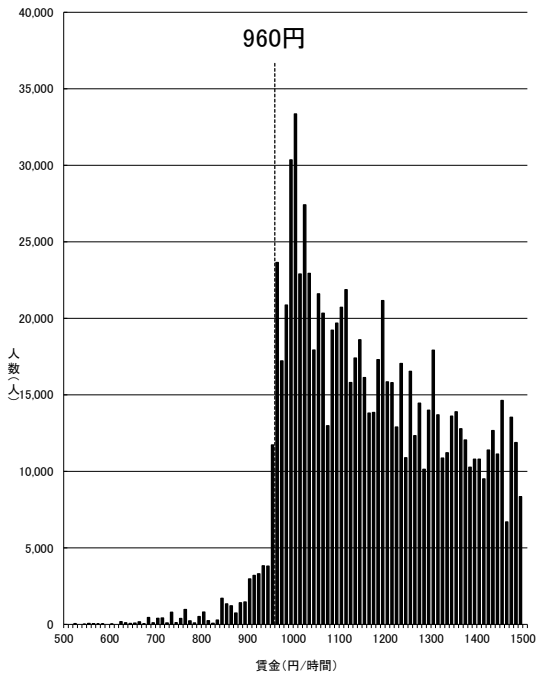


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

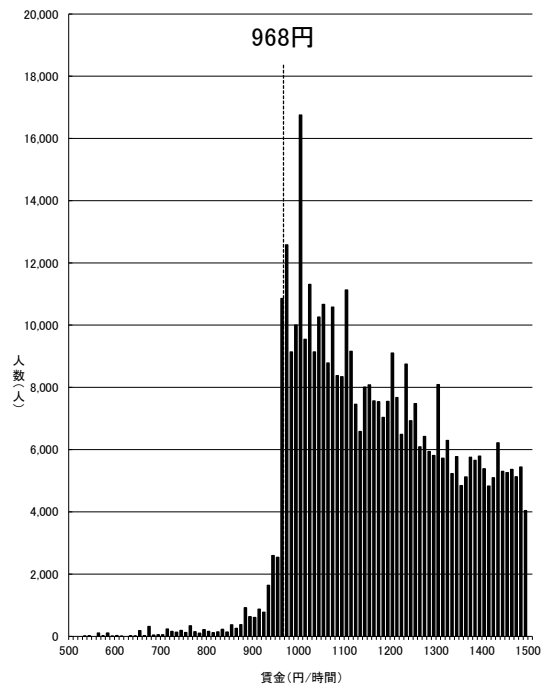


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

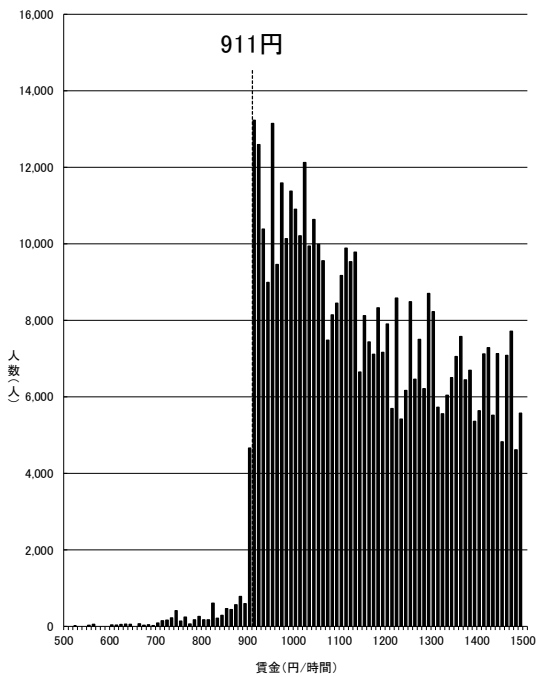


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

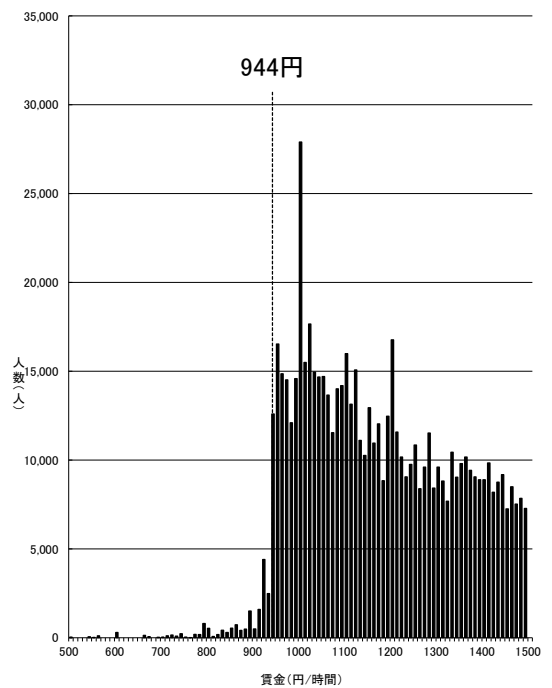


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

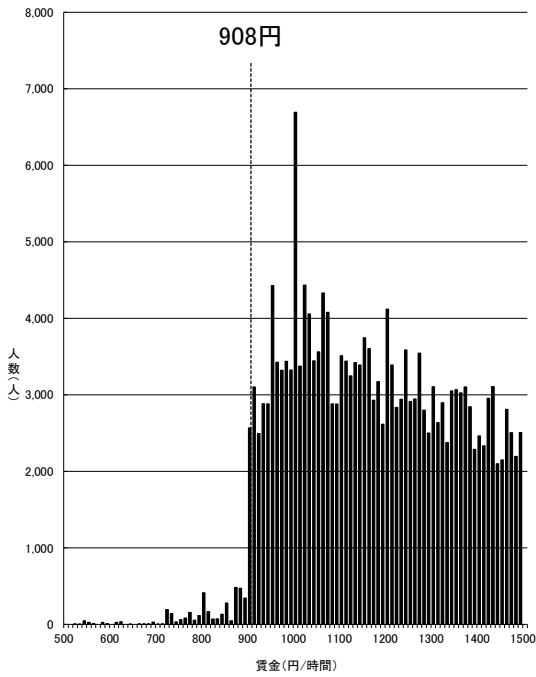


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

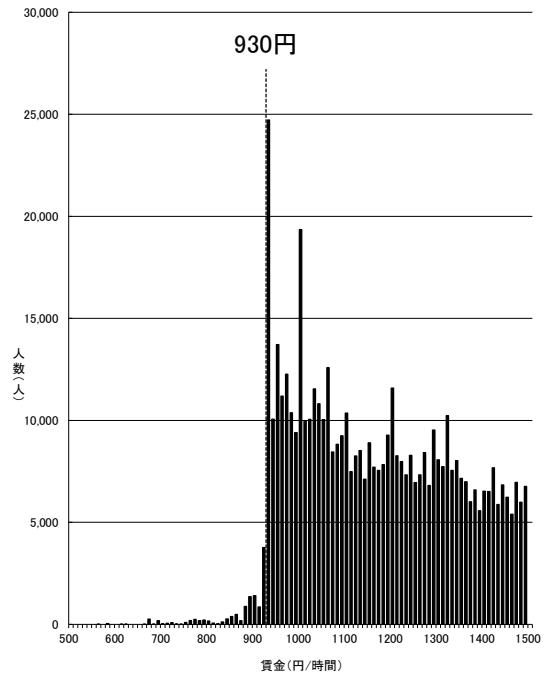


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

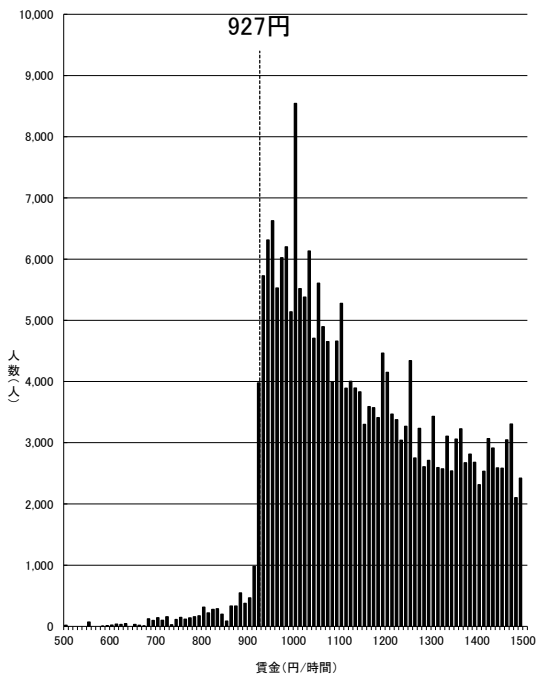


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

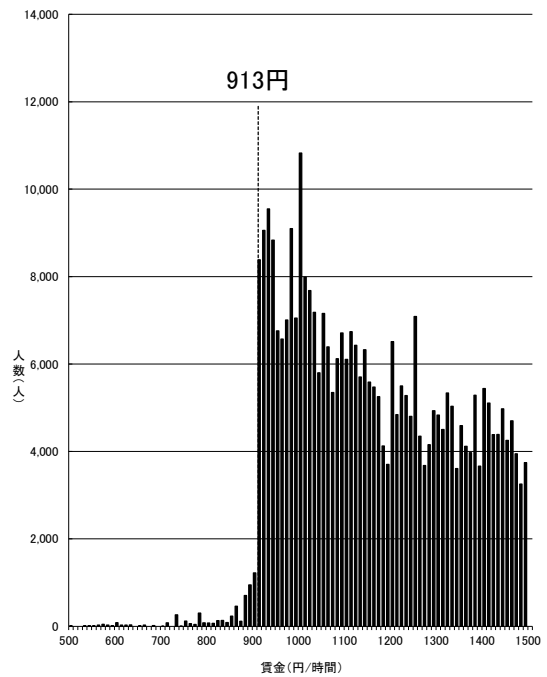


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

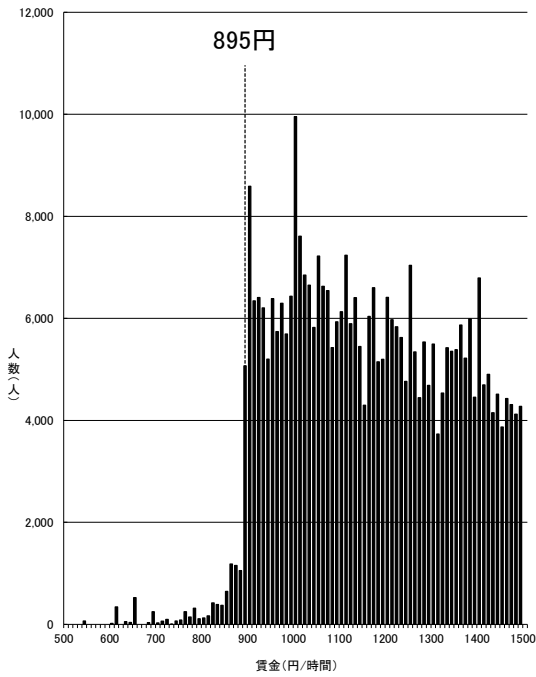


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

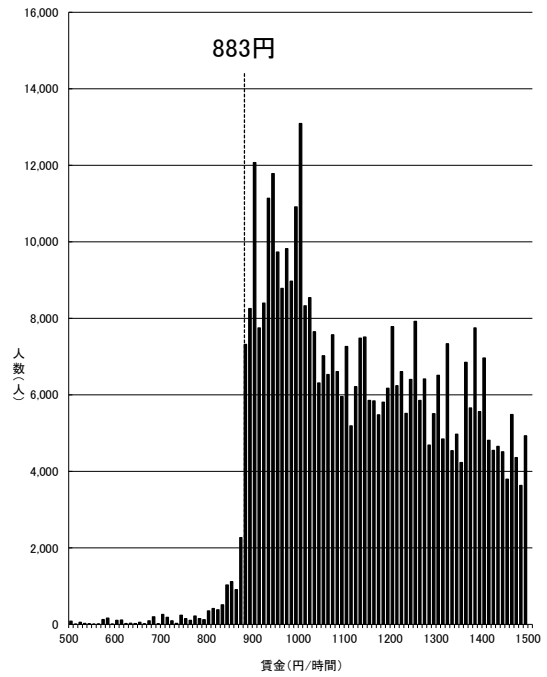


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

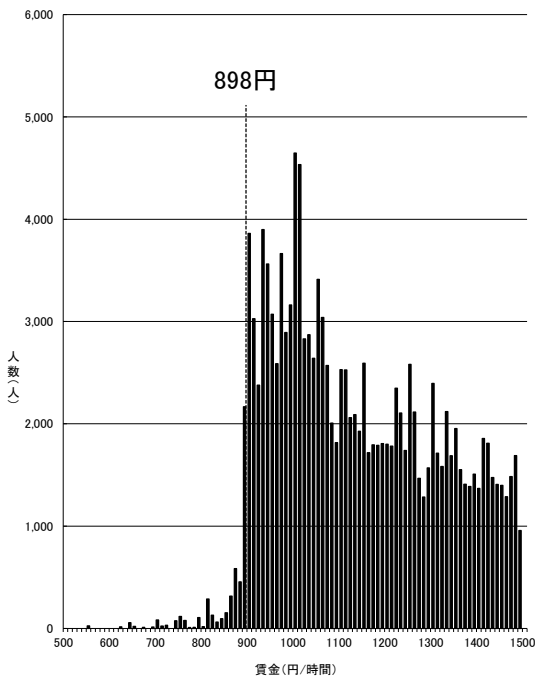


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

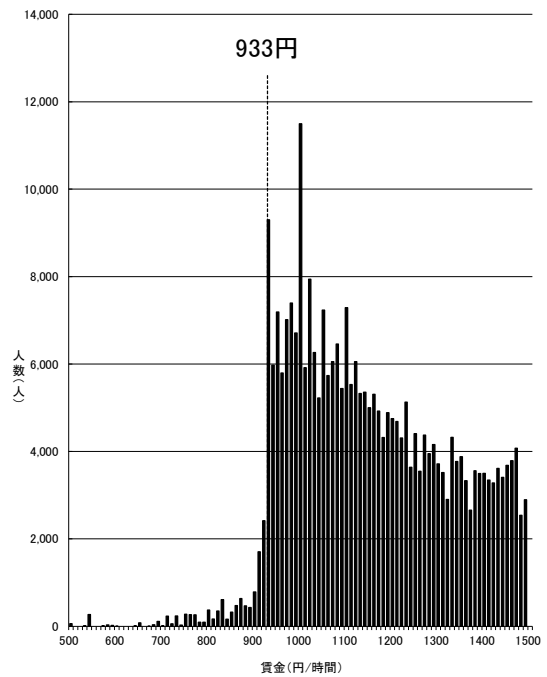


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

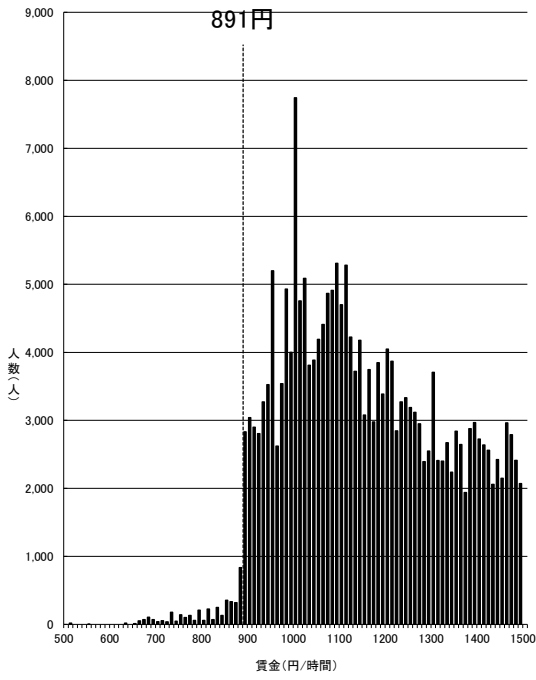


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

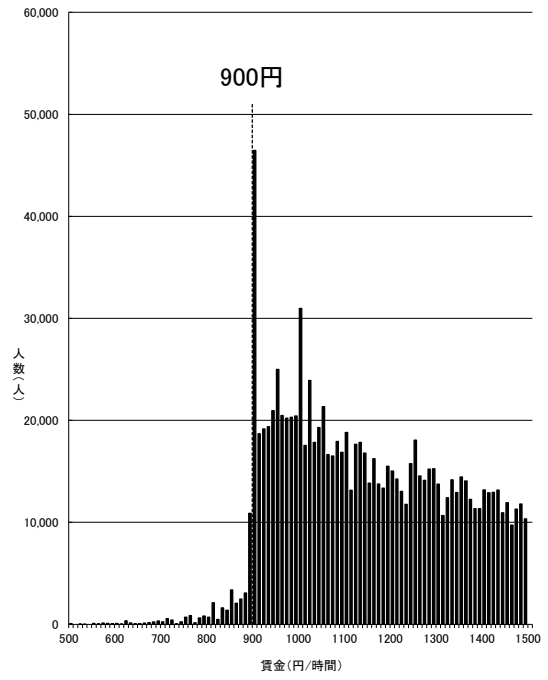


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

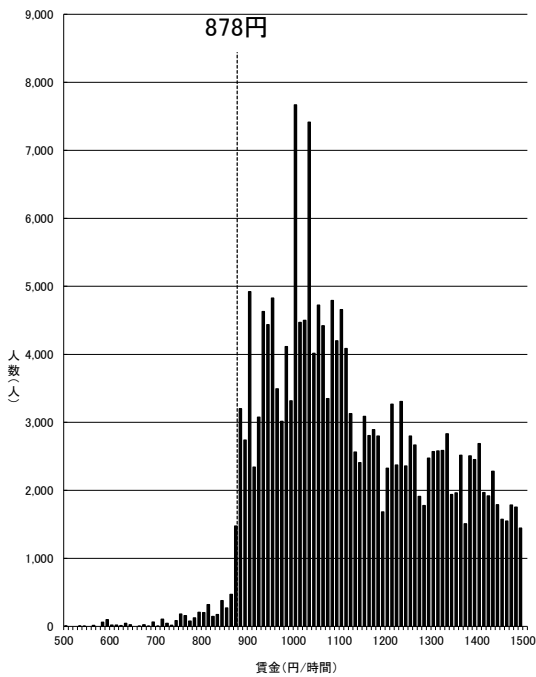


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

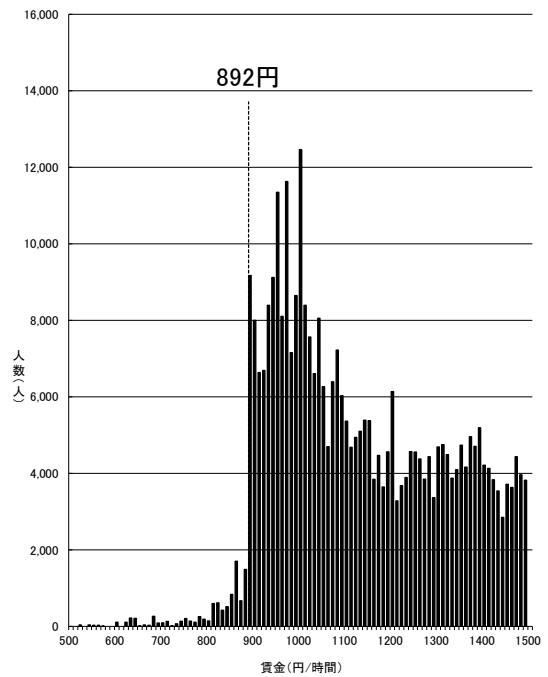


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

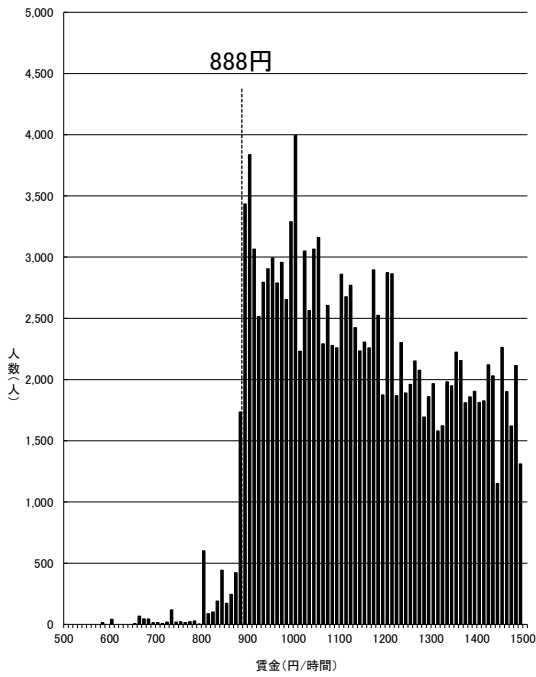


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

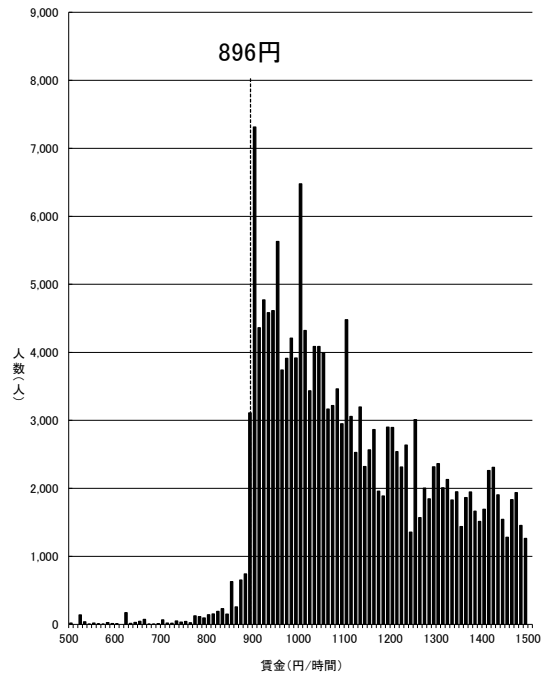


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

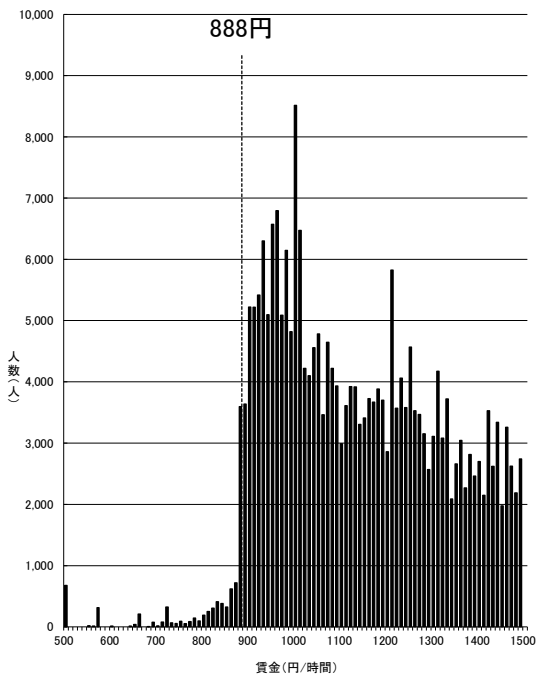


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

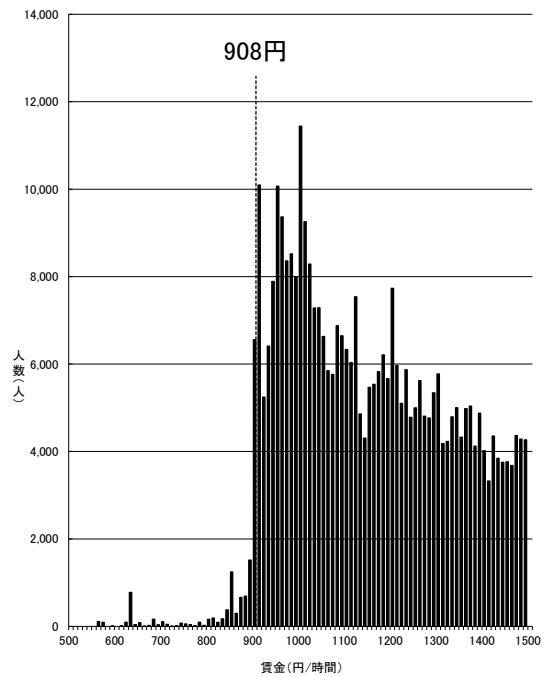


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

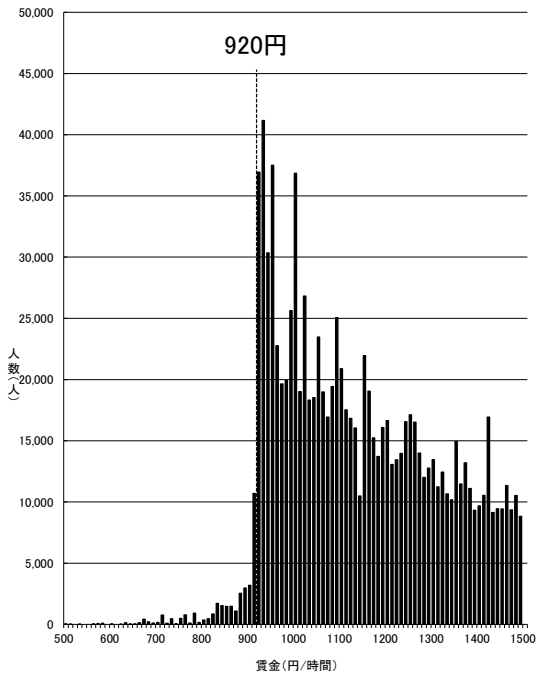


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

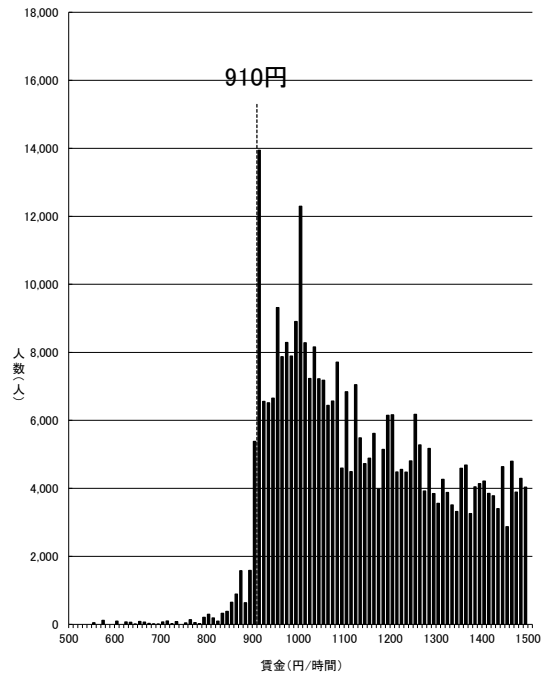


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

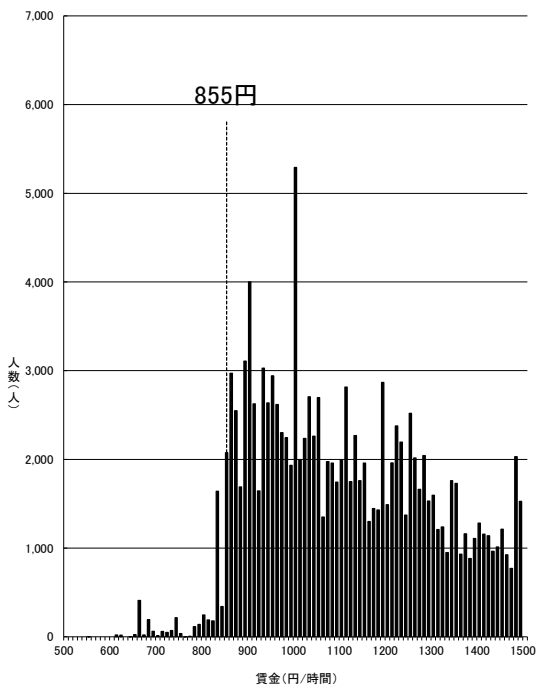


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

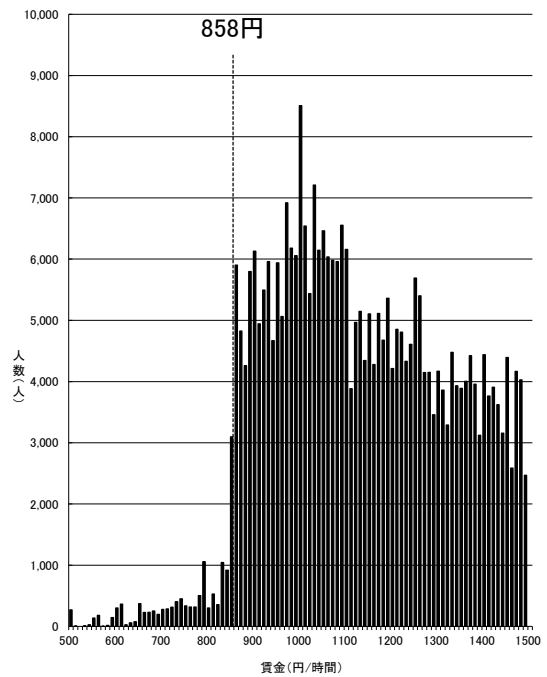


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

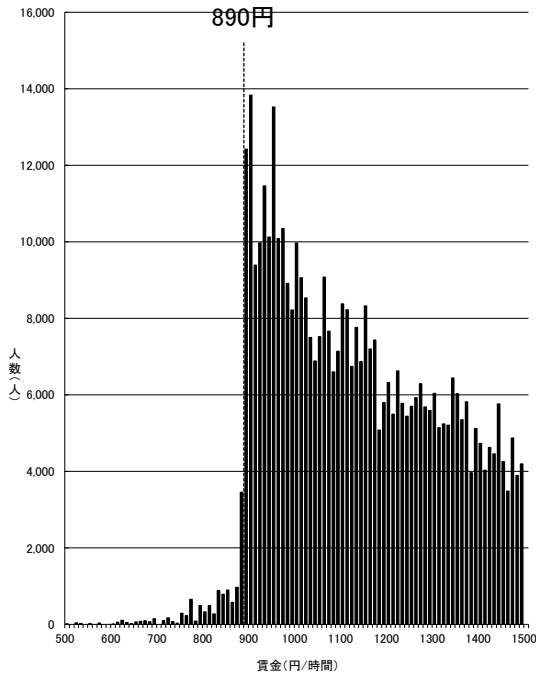


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

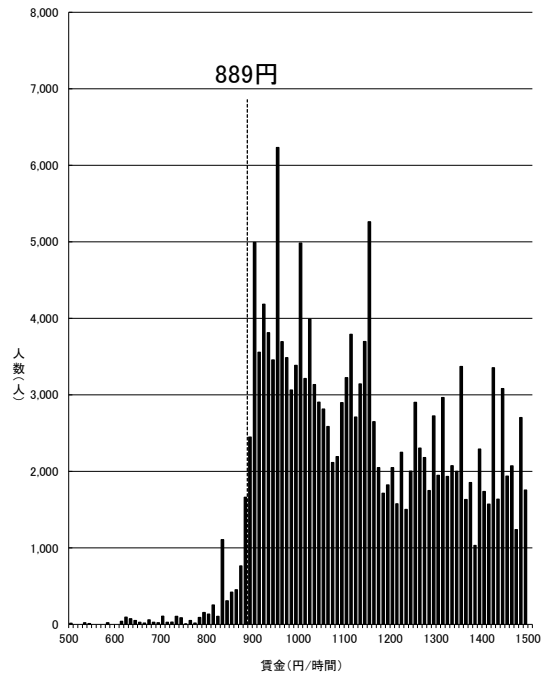


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

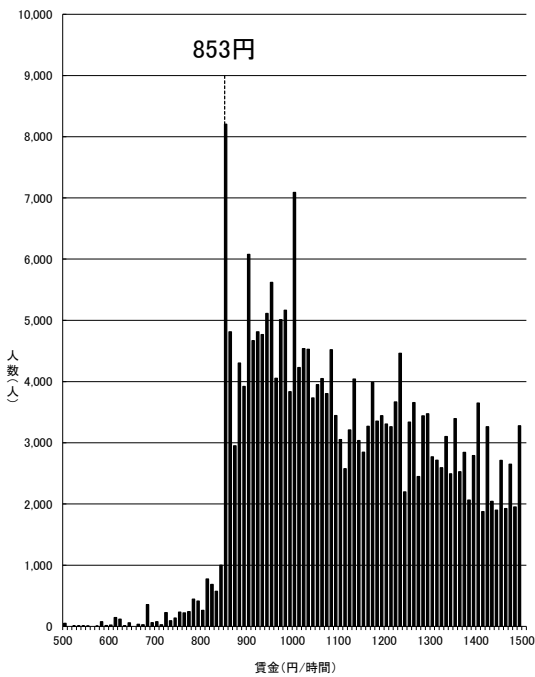


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

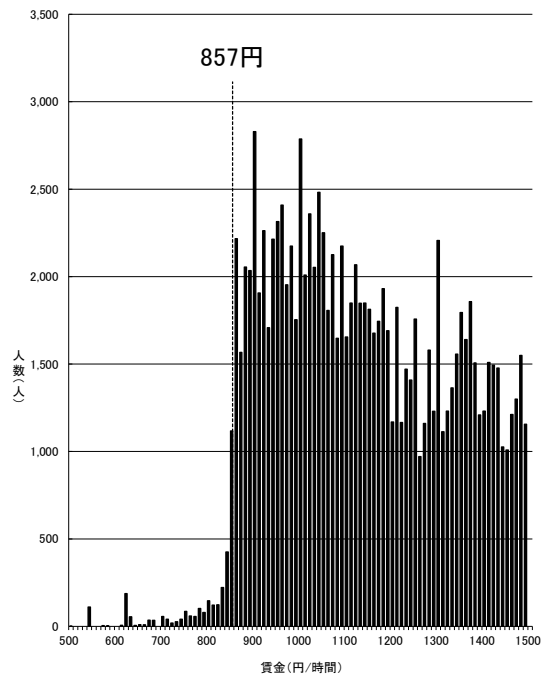


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

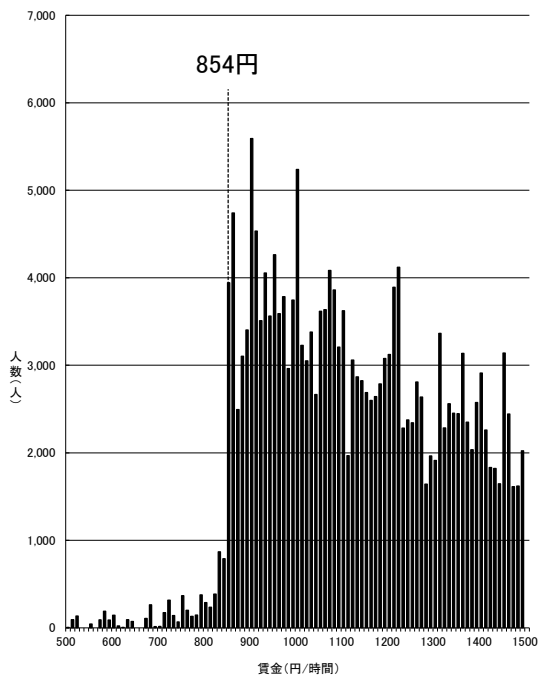


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

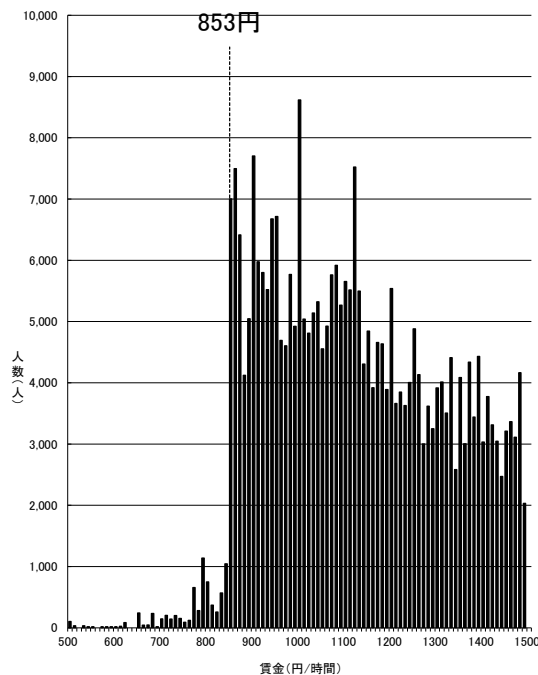


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

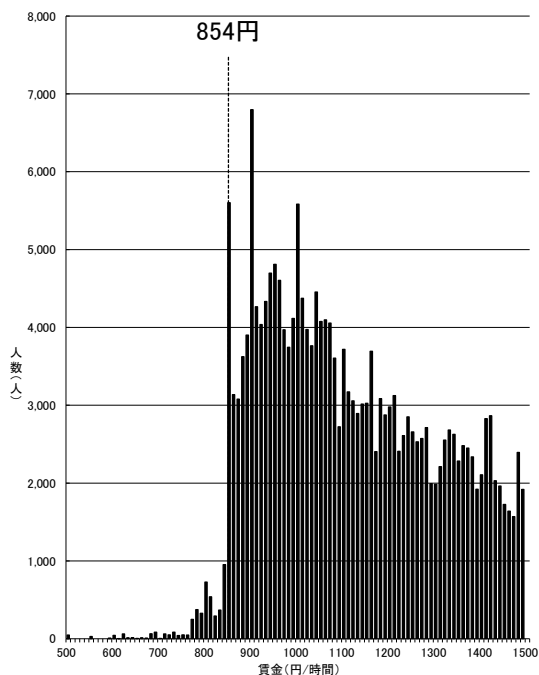


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

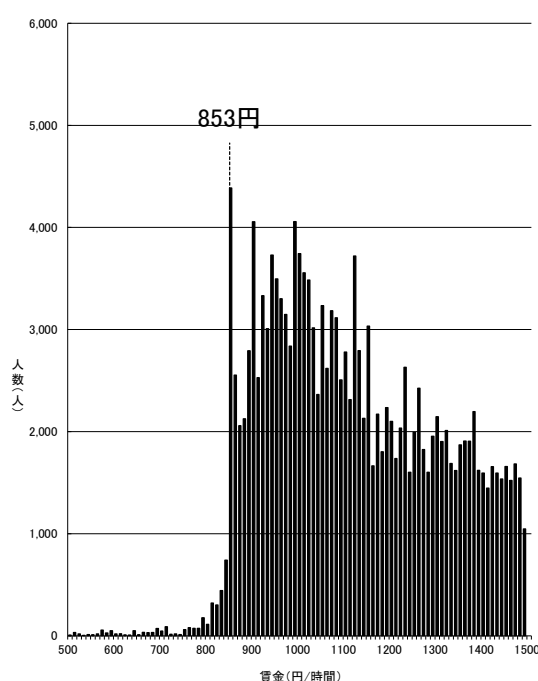


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

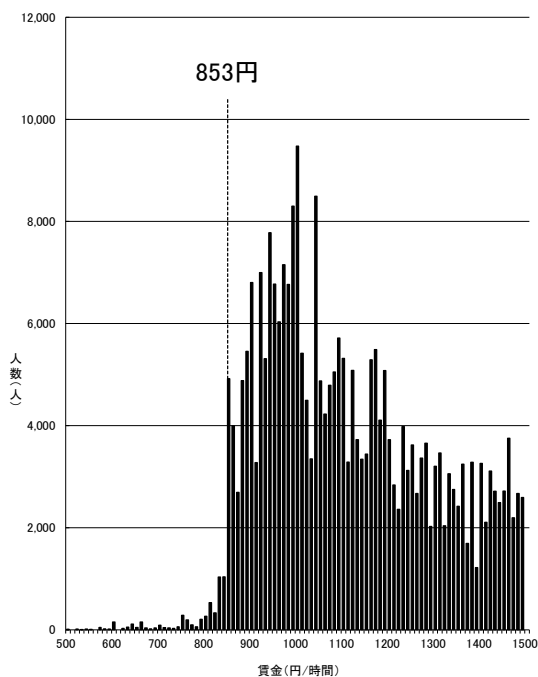


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

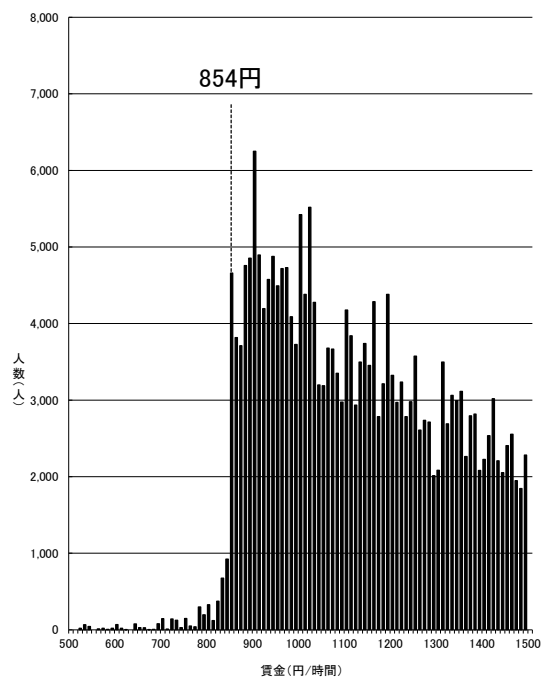


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

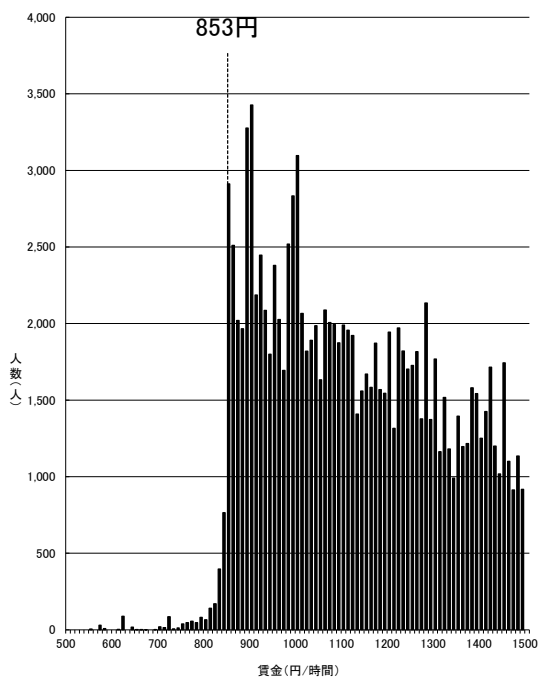


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

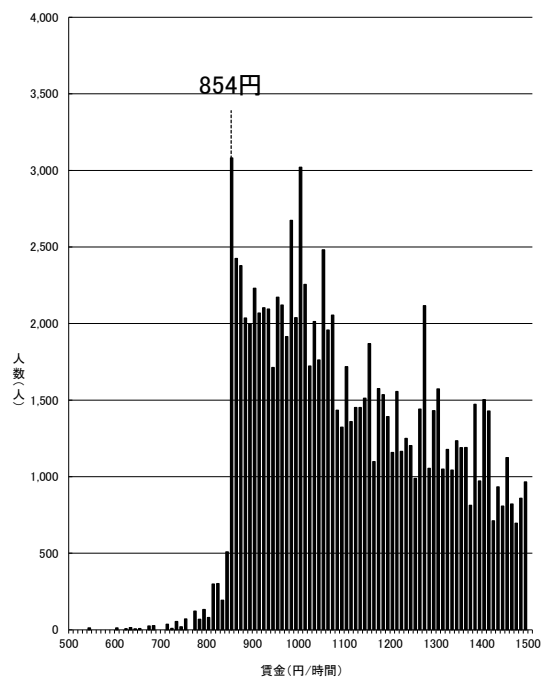


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

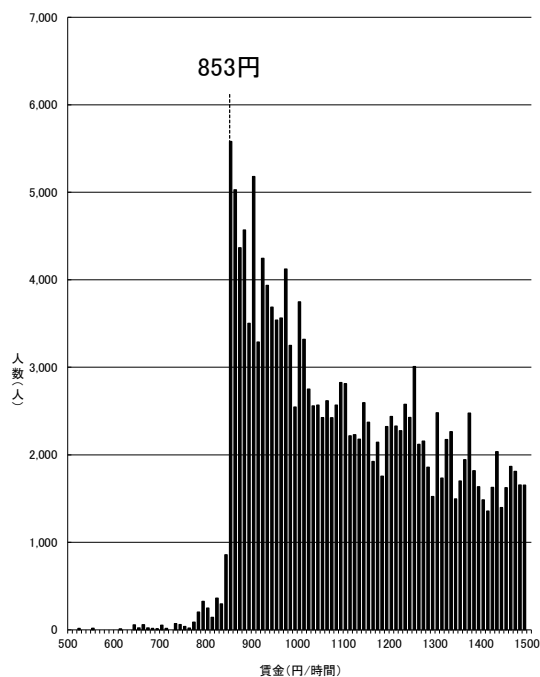


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

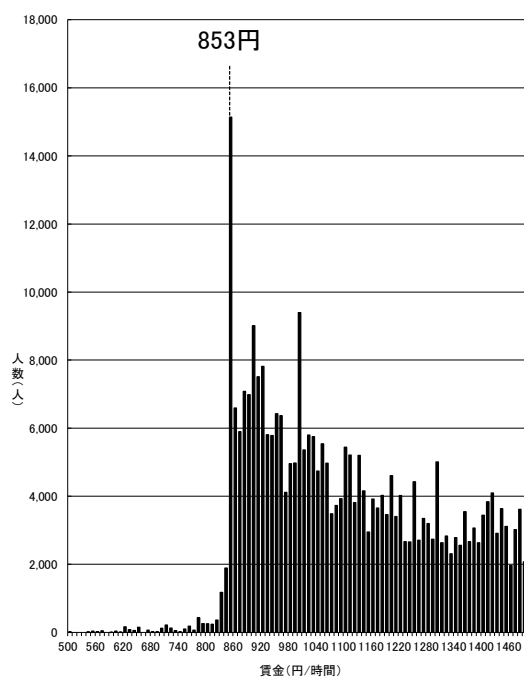


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

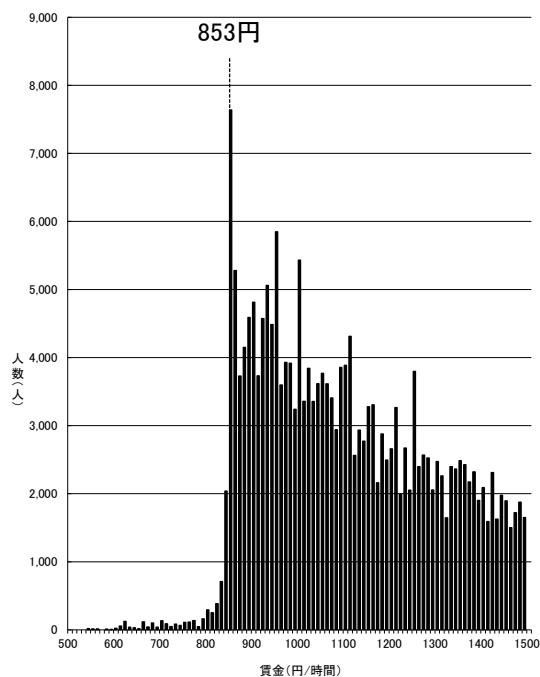


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

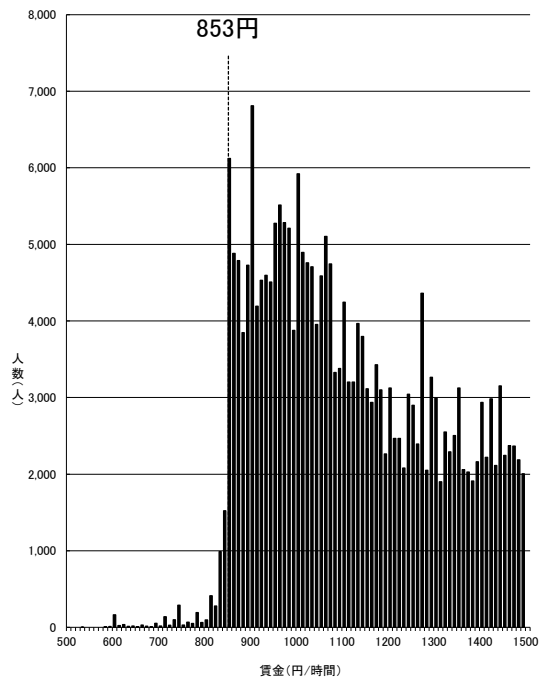


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

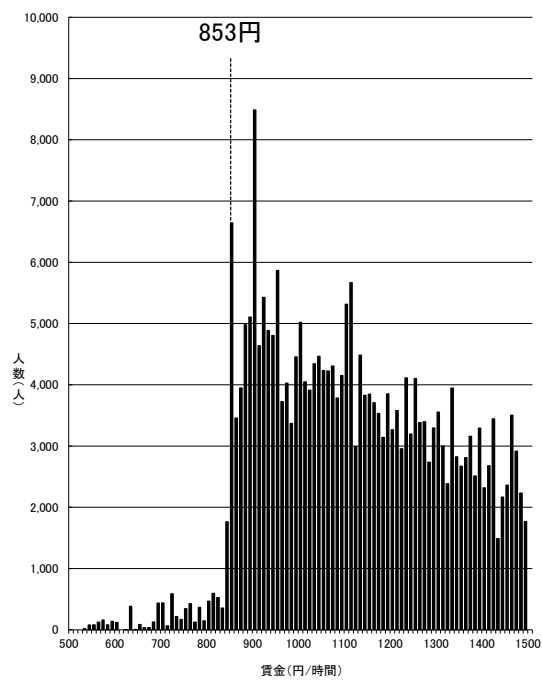


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)

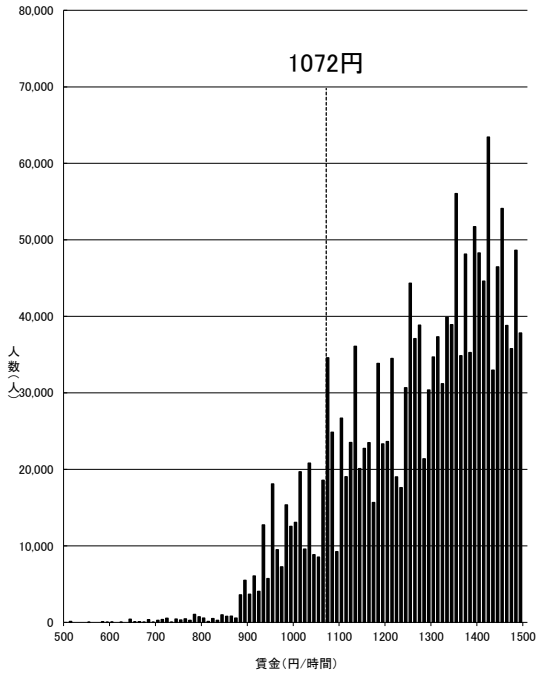


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

東京(A)

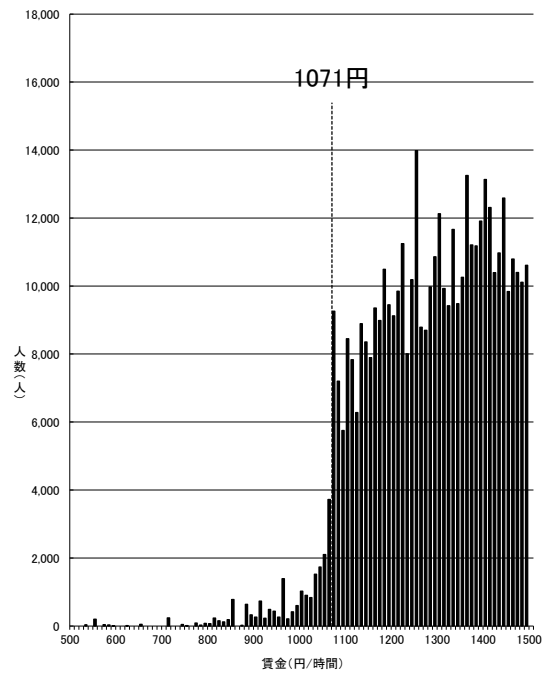


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

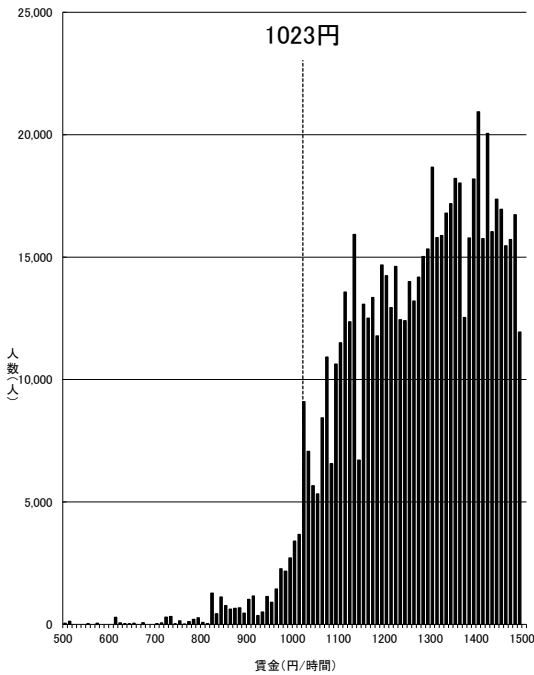


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

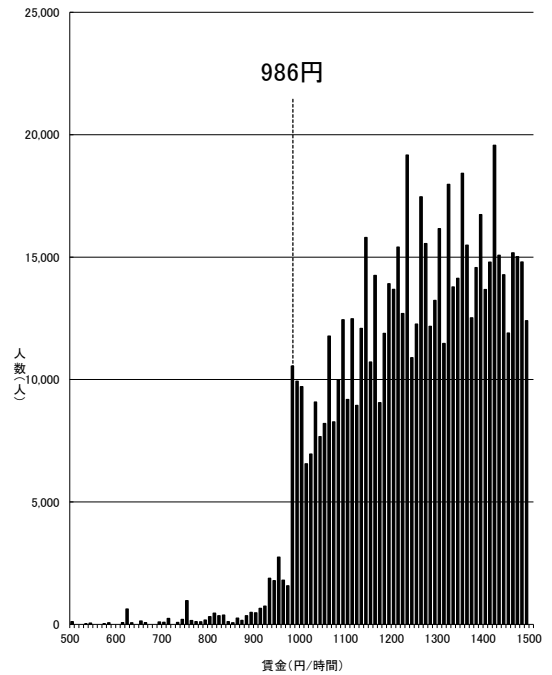


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

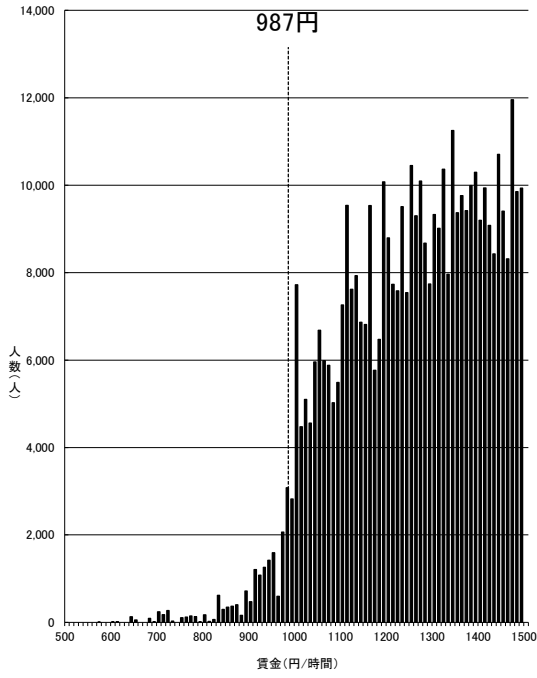


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

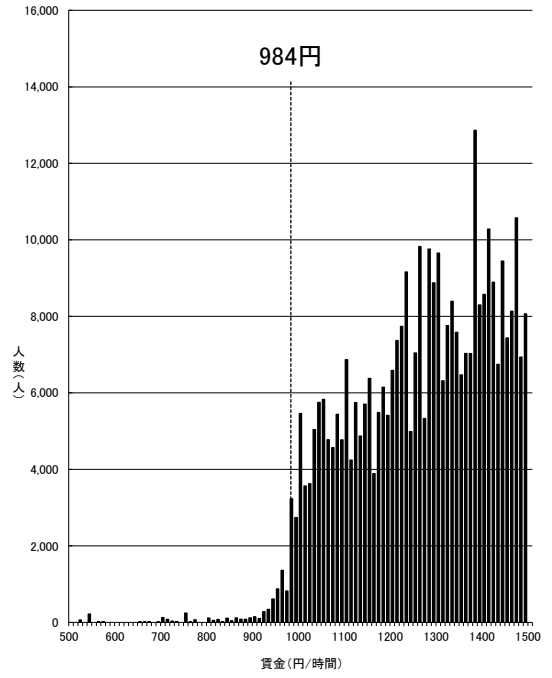


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

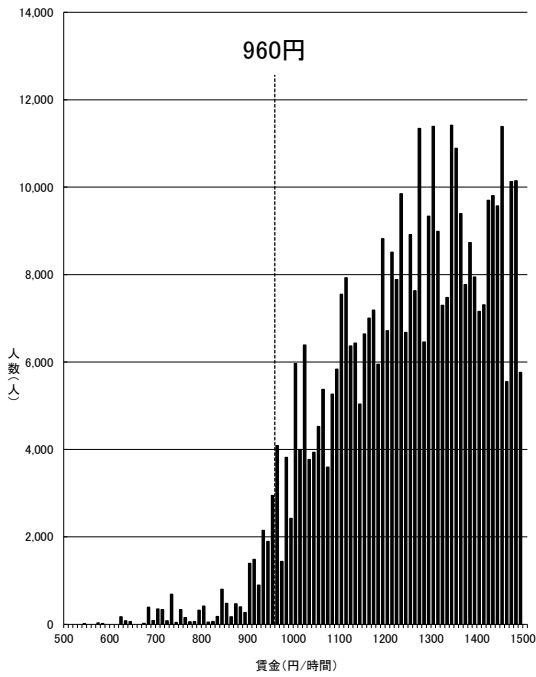


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

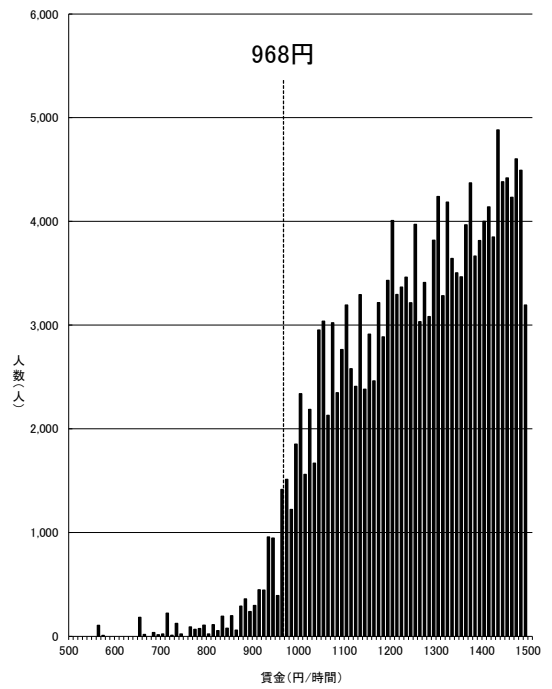


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

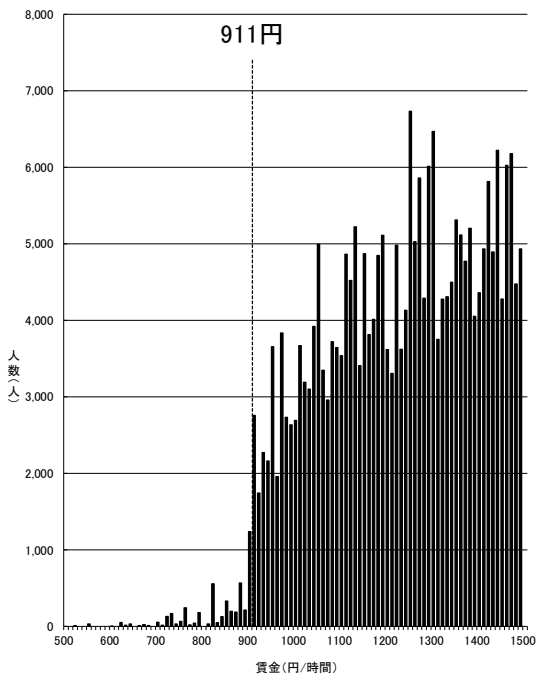


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

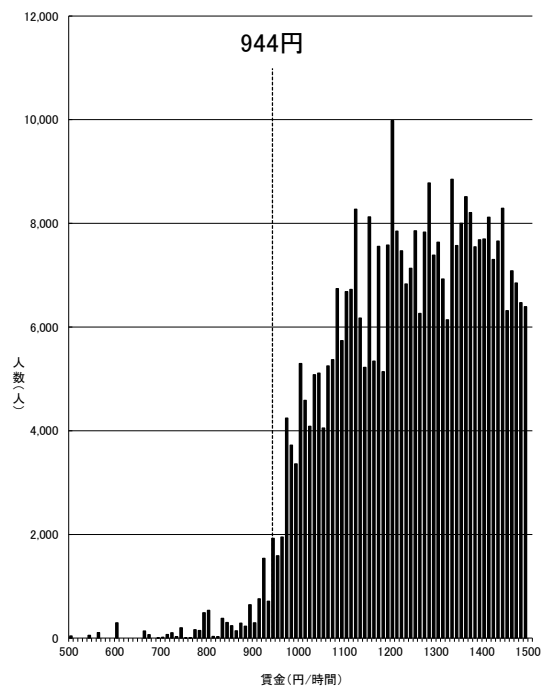


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

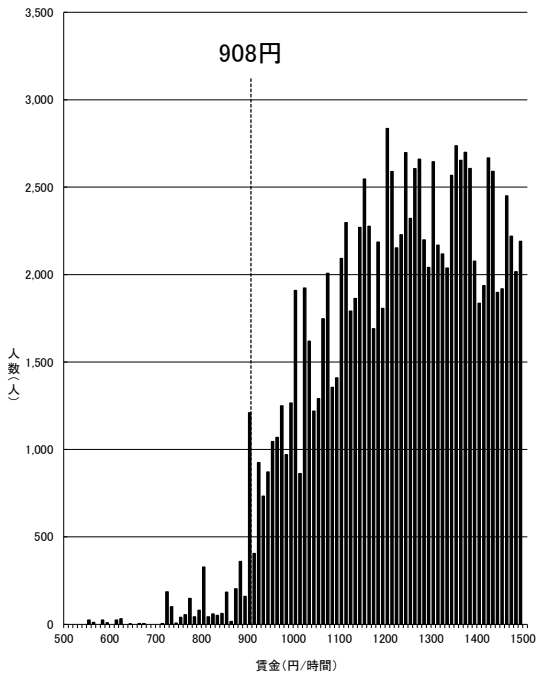


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

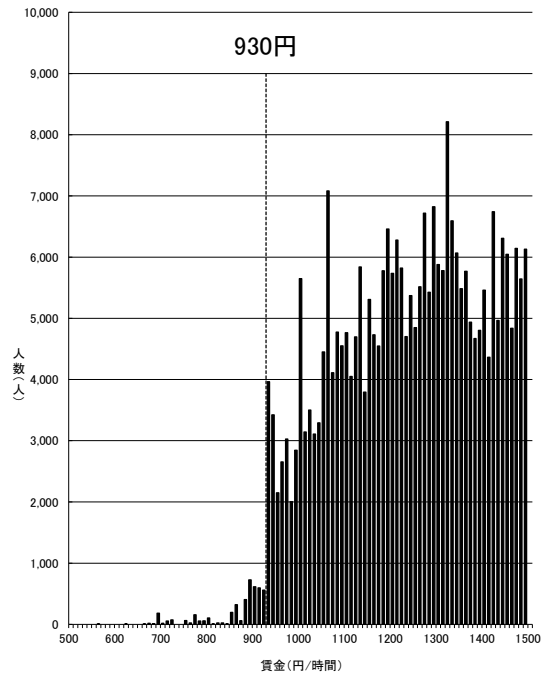


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

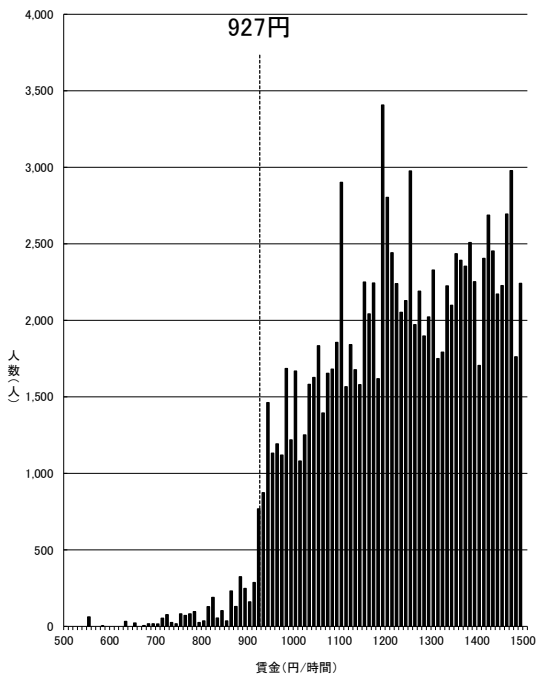


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

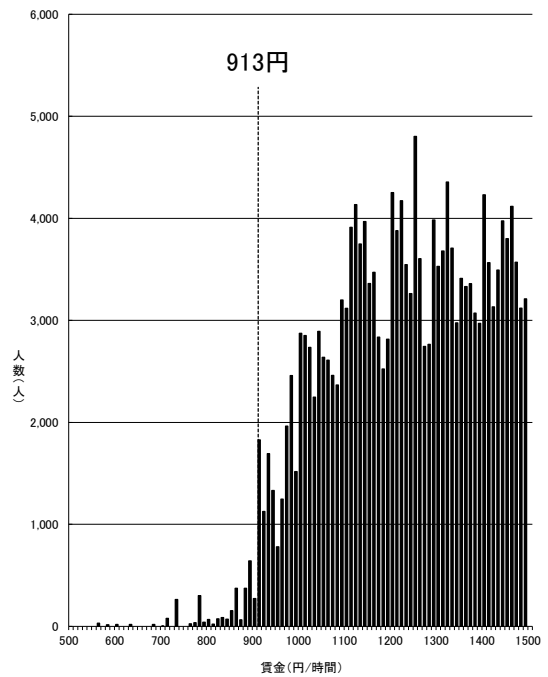


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

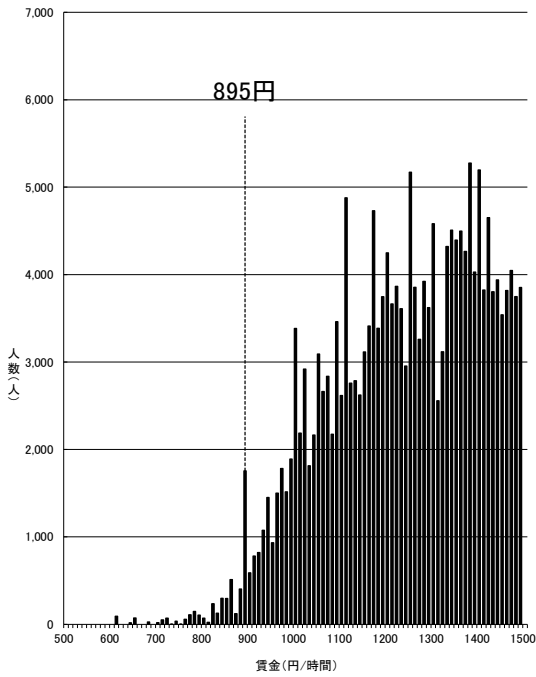


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

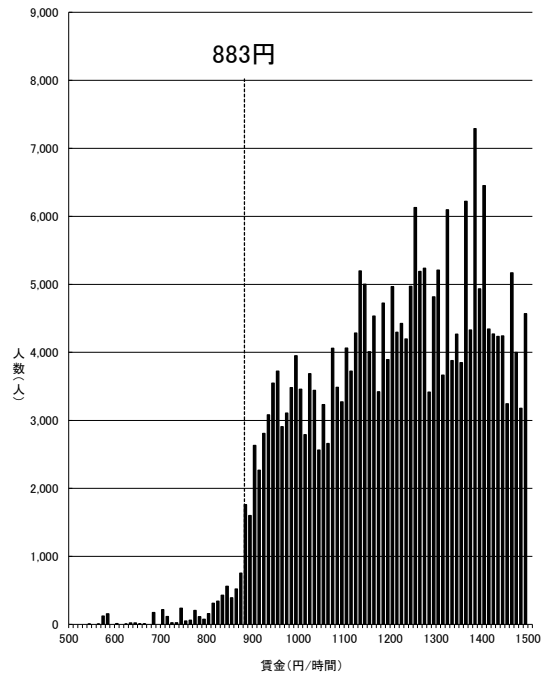


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

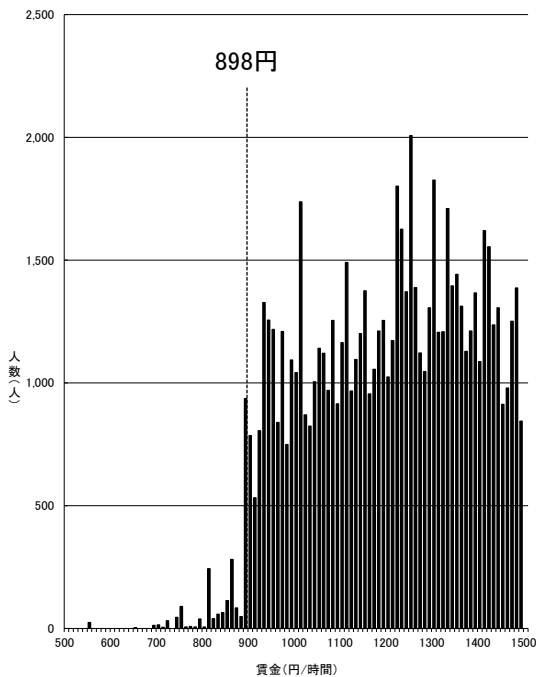


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

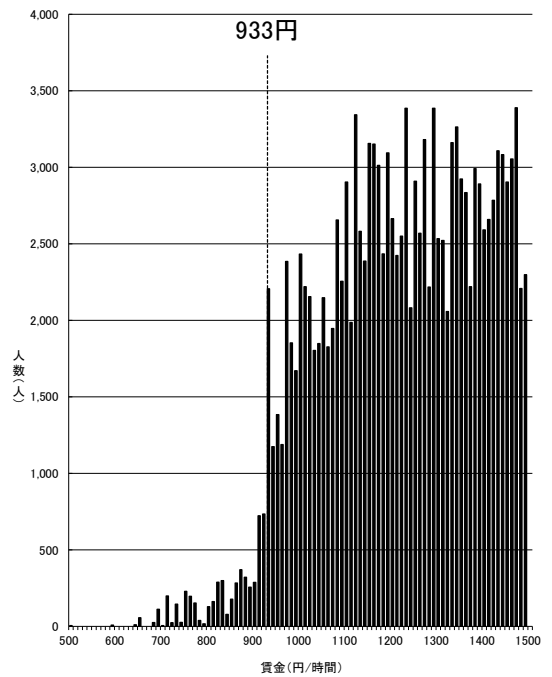


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

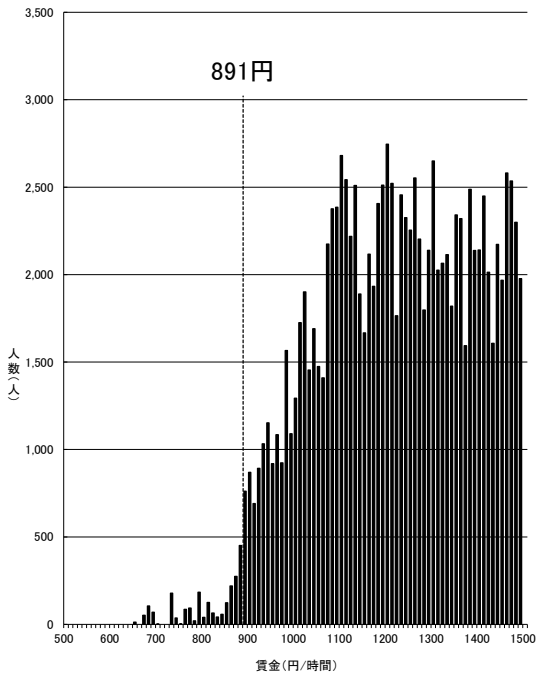


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

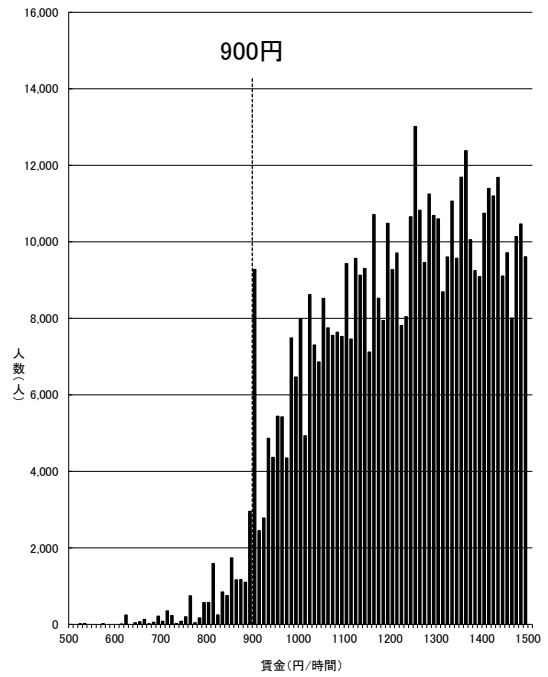


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

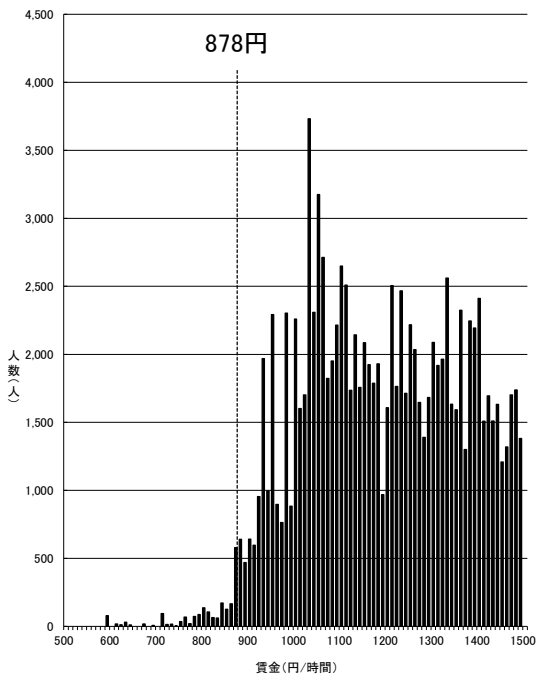


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

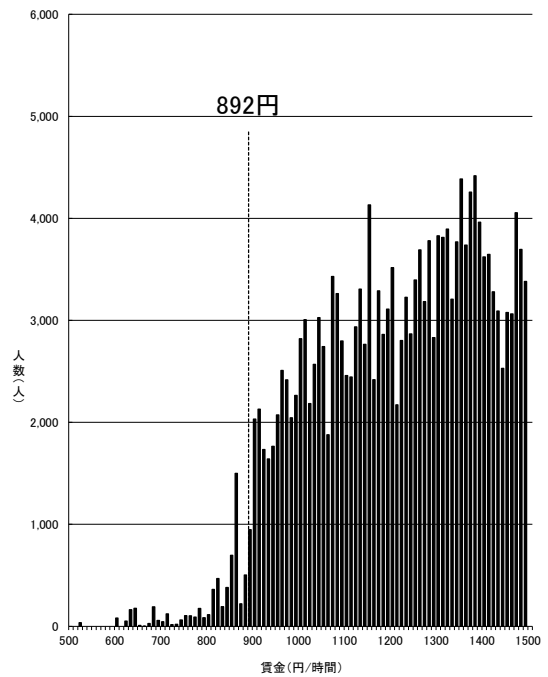


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

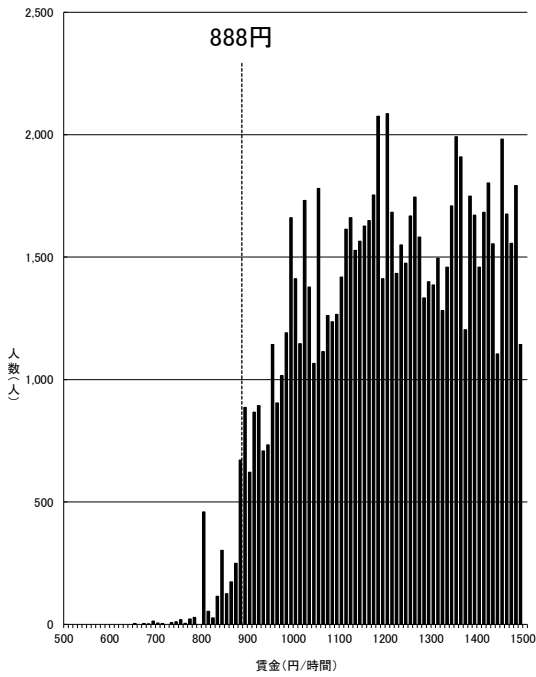


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

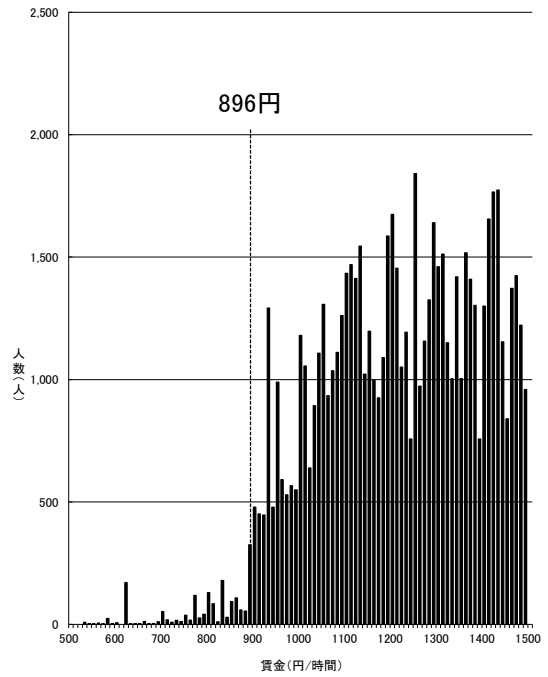


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

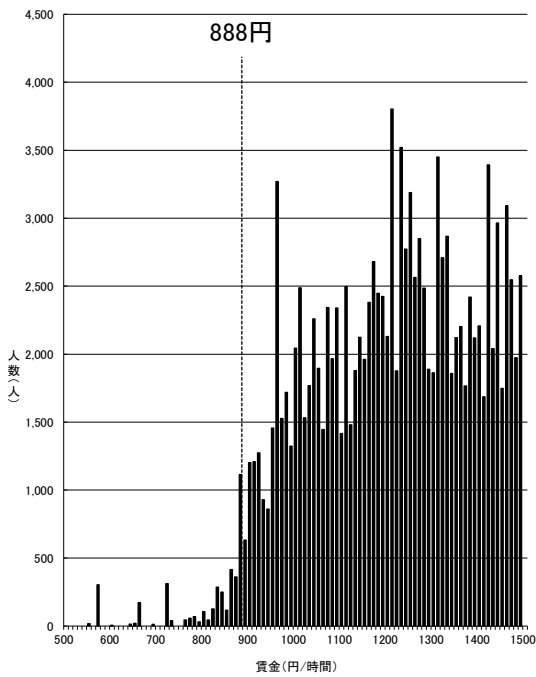


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

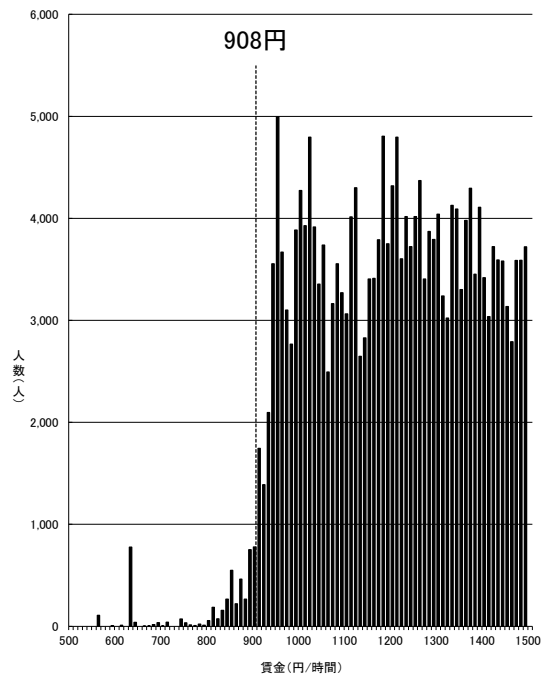


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

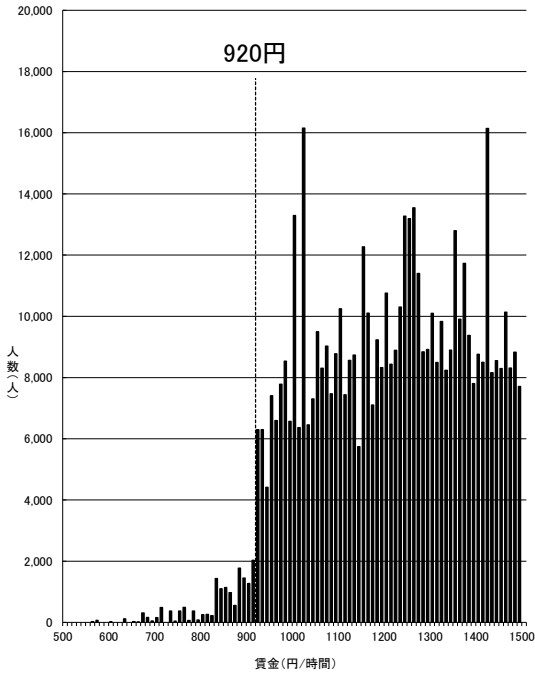


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

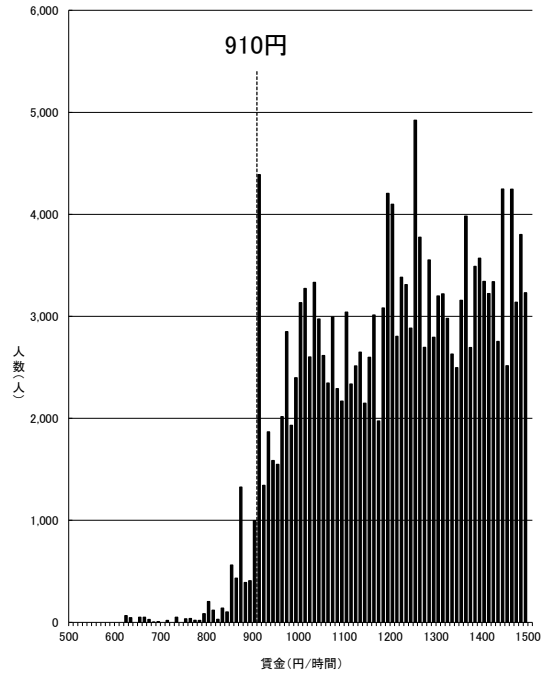


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

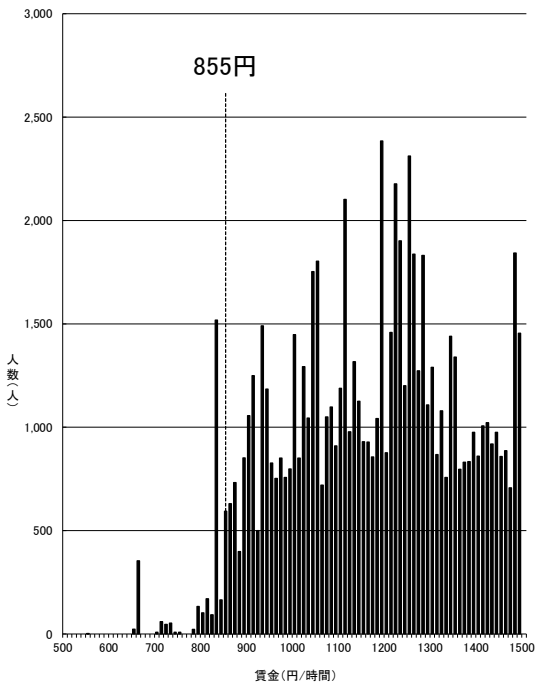


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

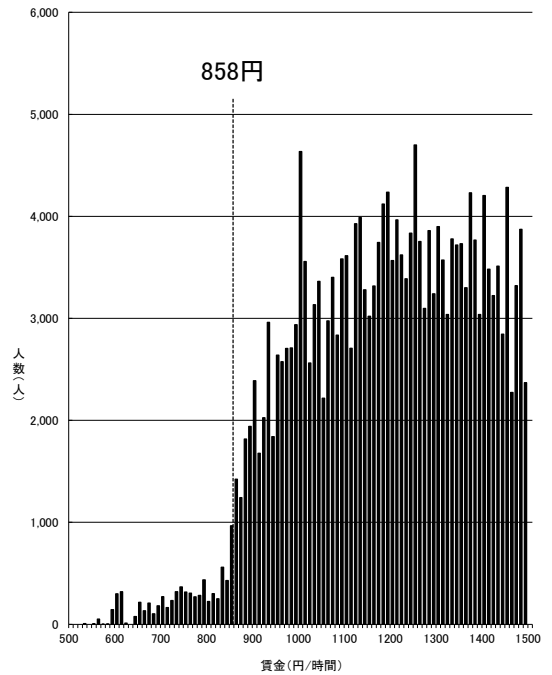


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

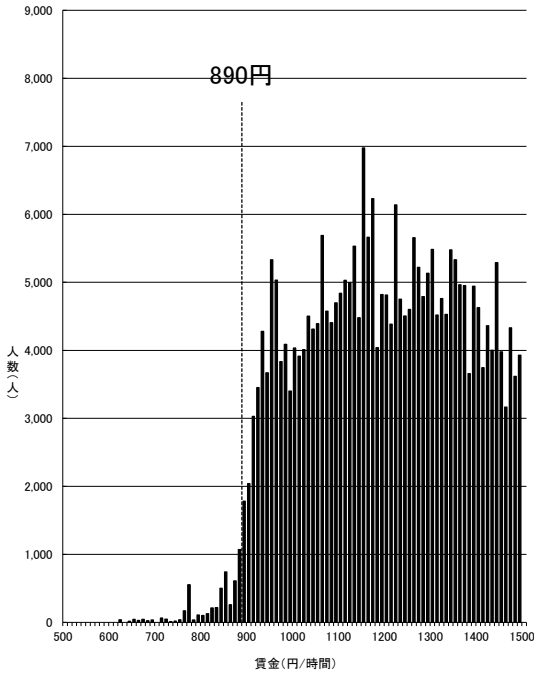


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

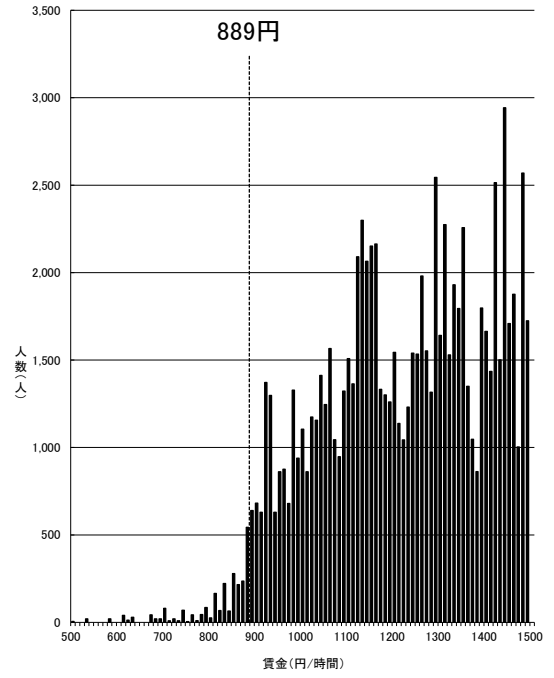


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

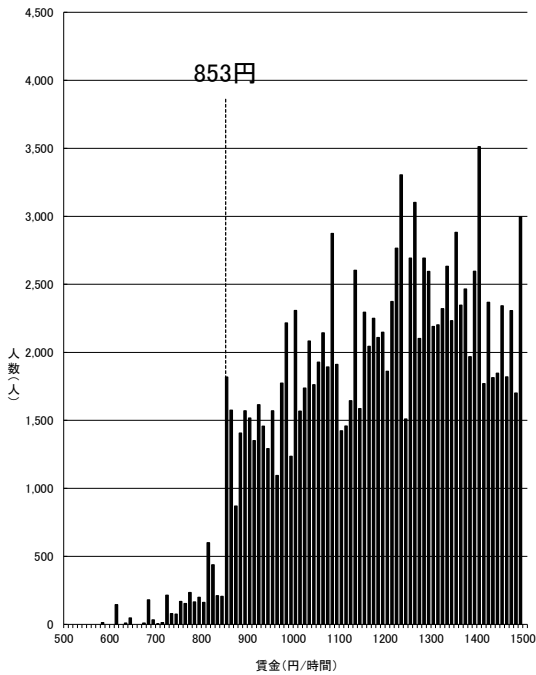


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

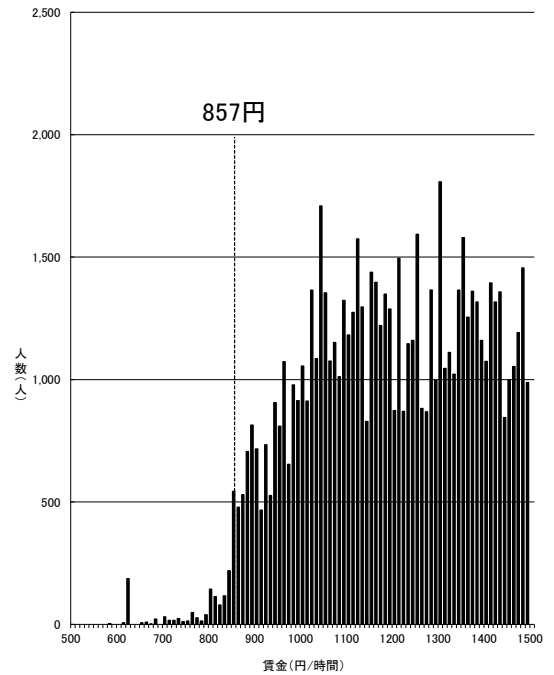


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

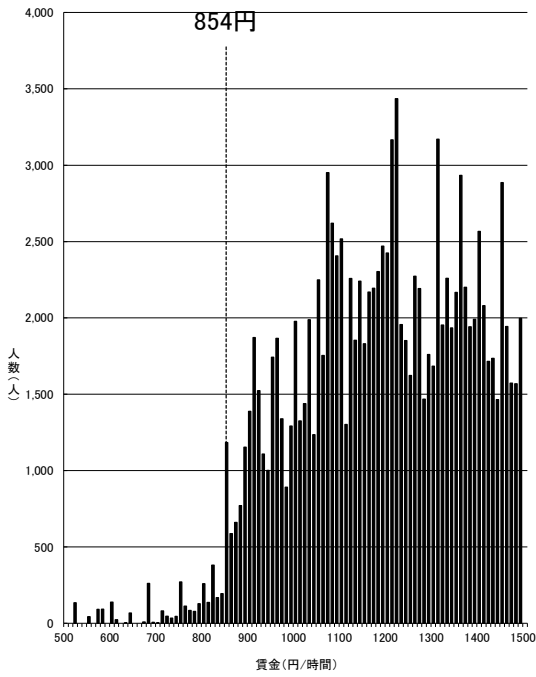


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

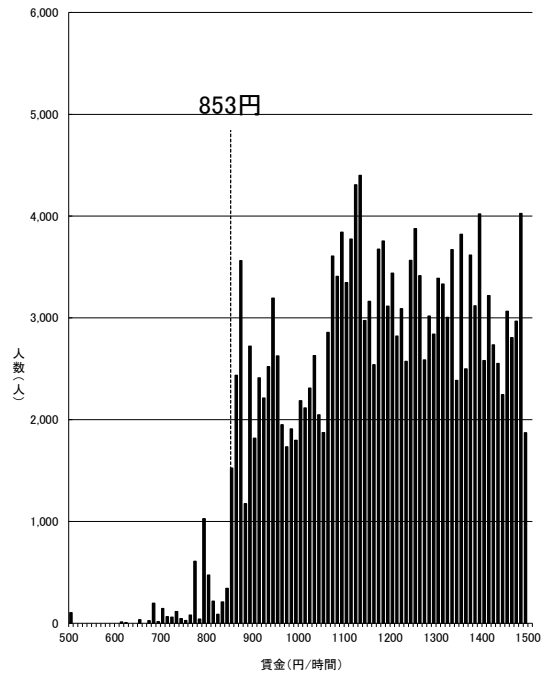


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

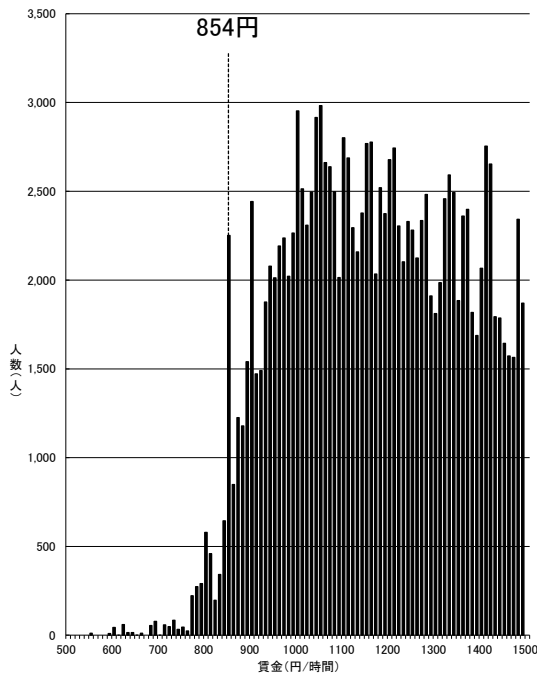


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

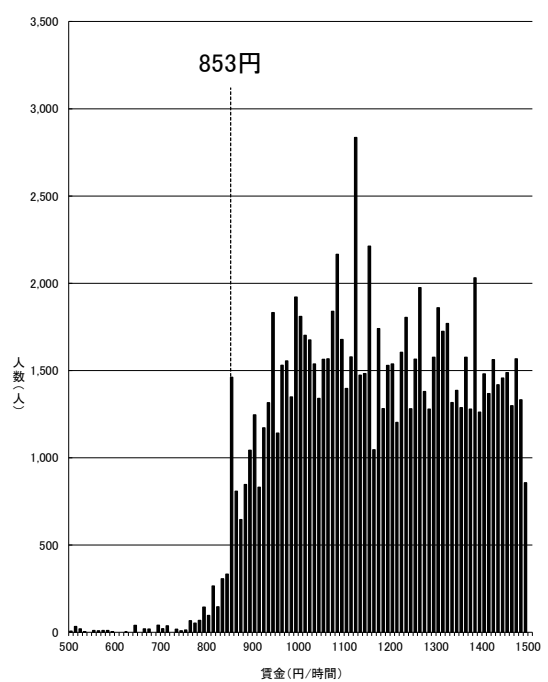


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

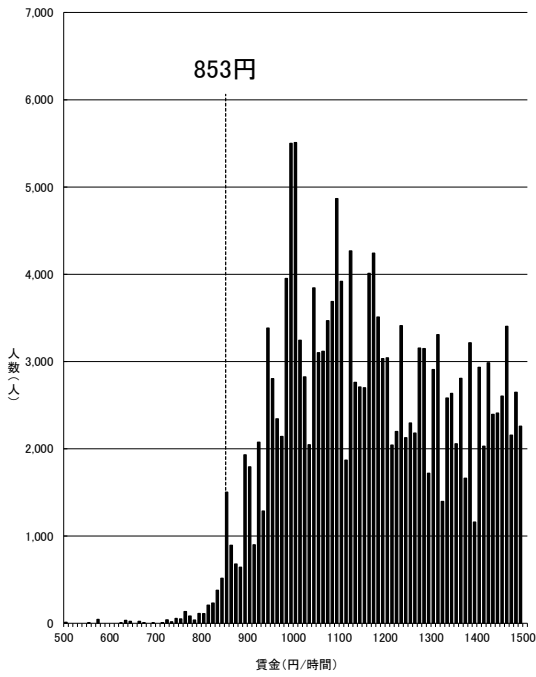


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

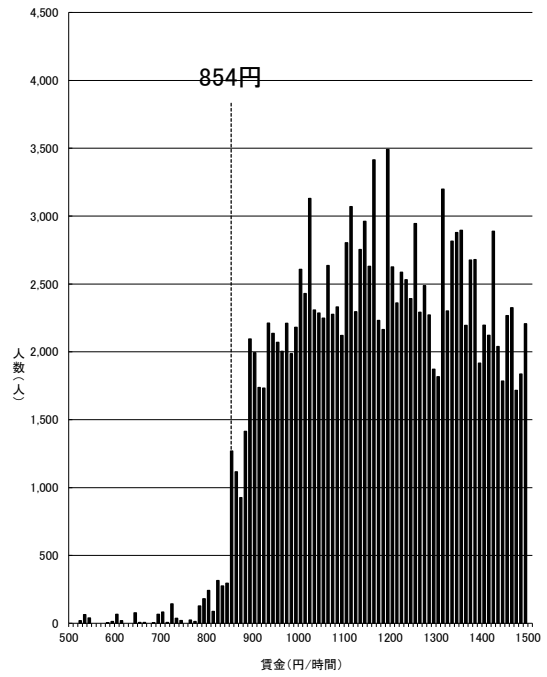


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

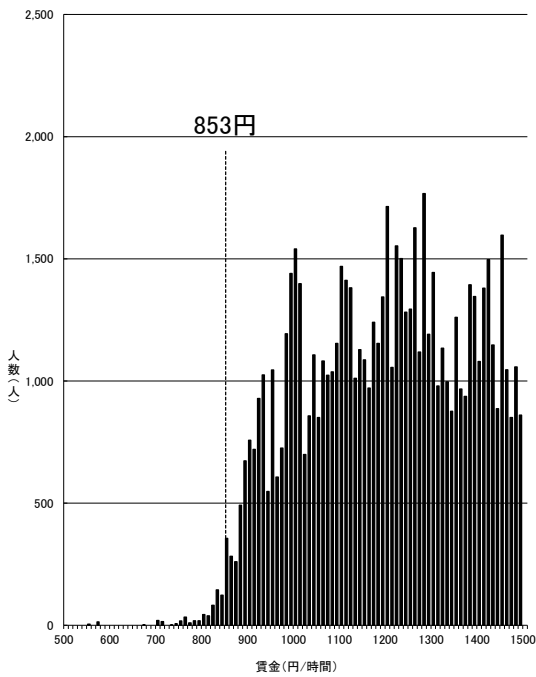


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

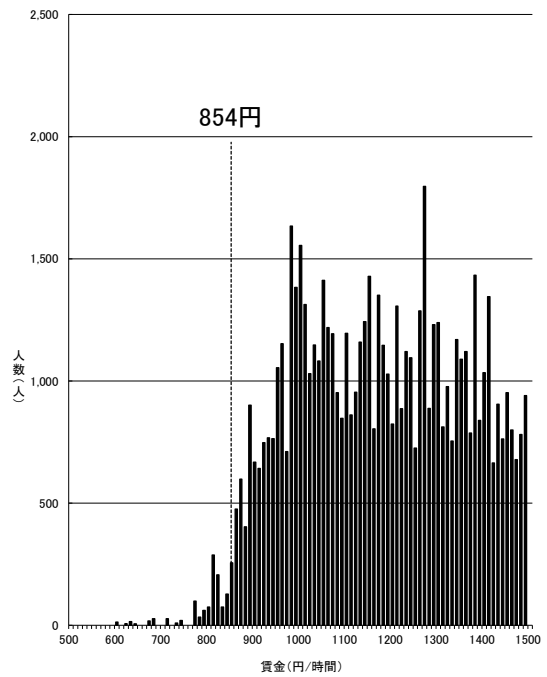


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

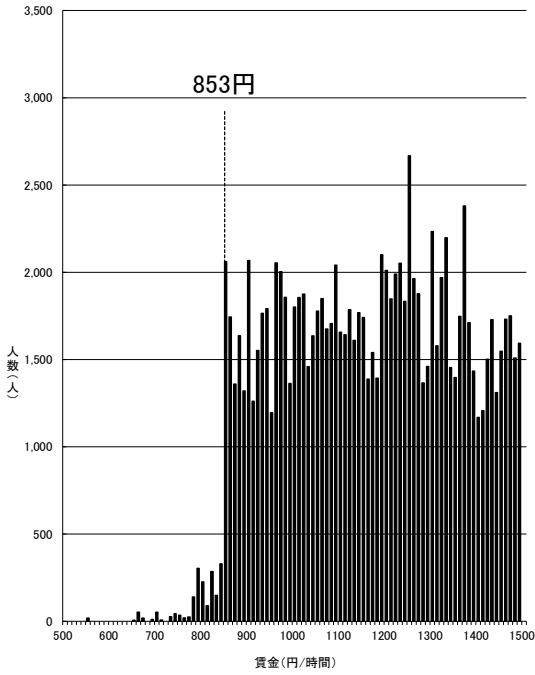


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

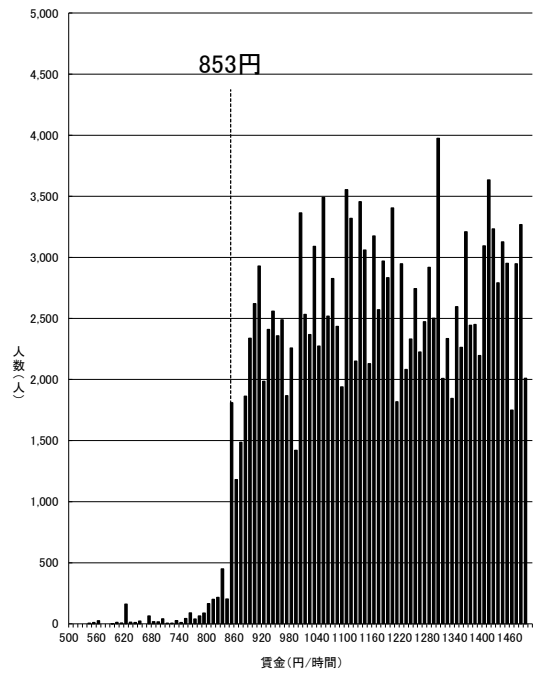


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

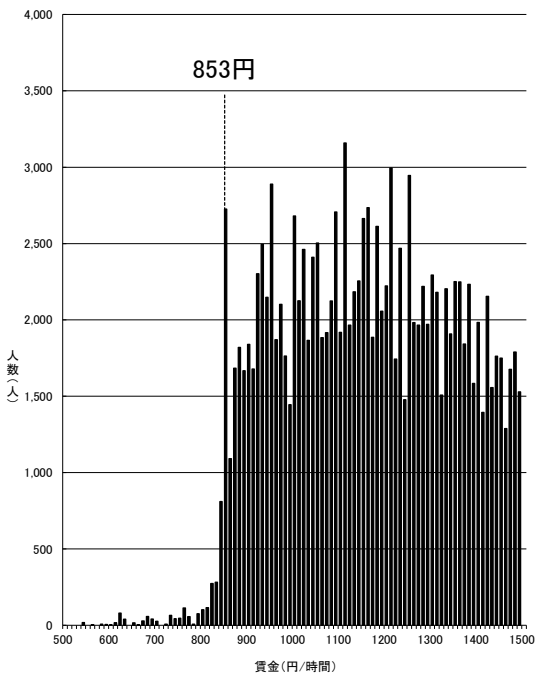


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

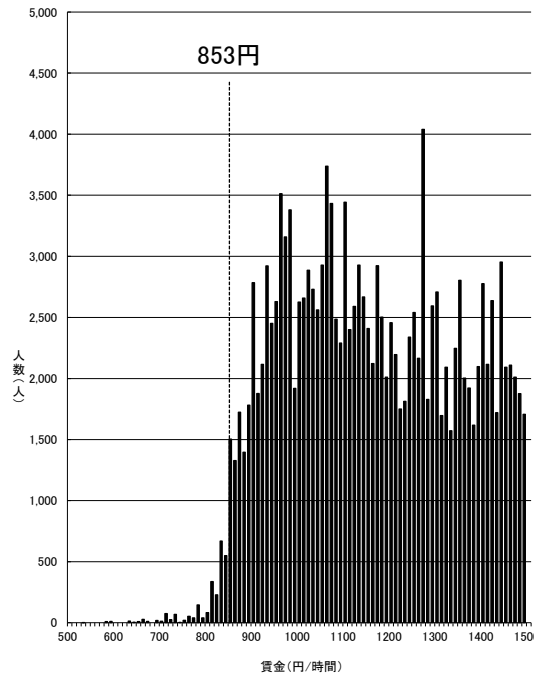


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

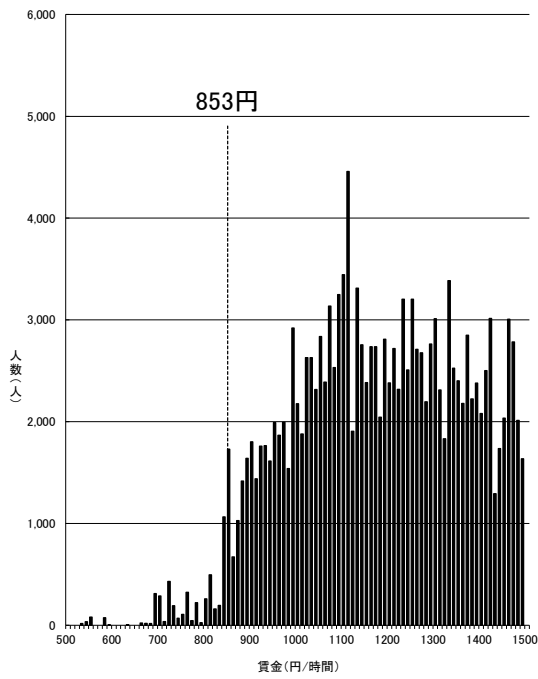


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)

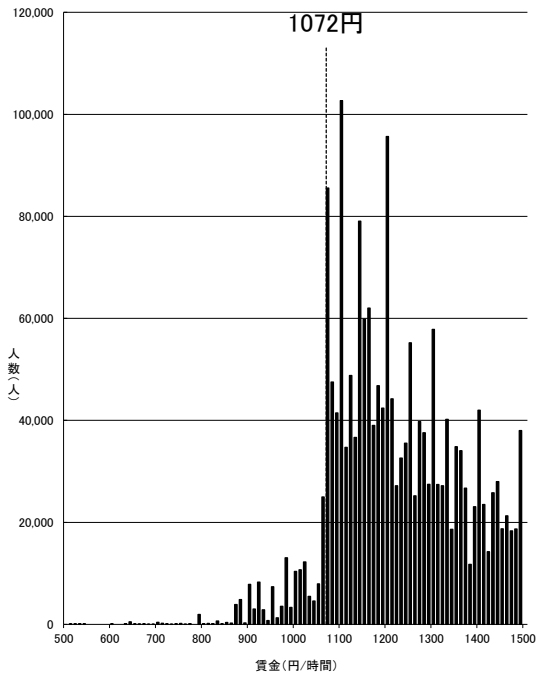


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)

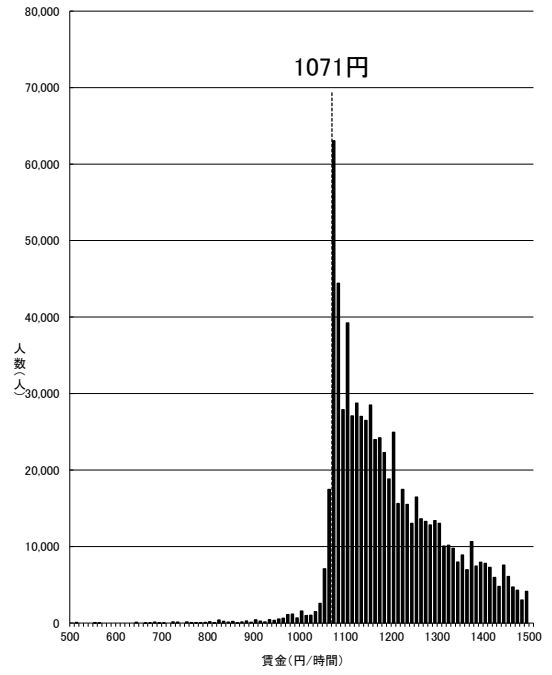


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

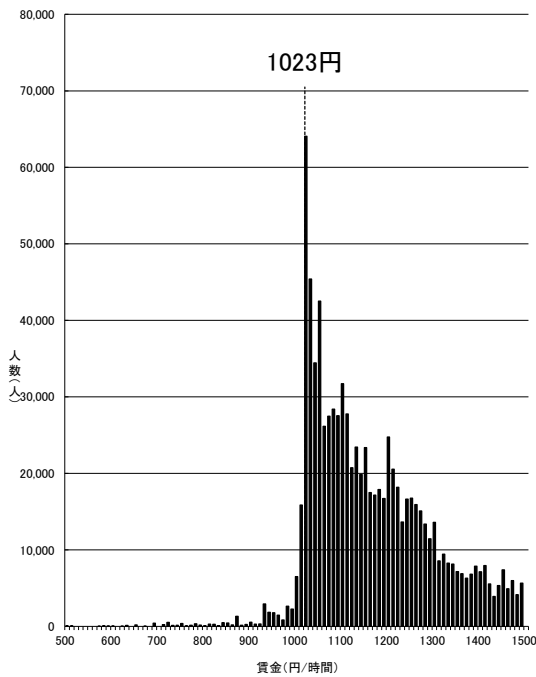


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

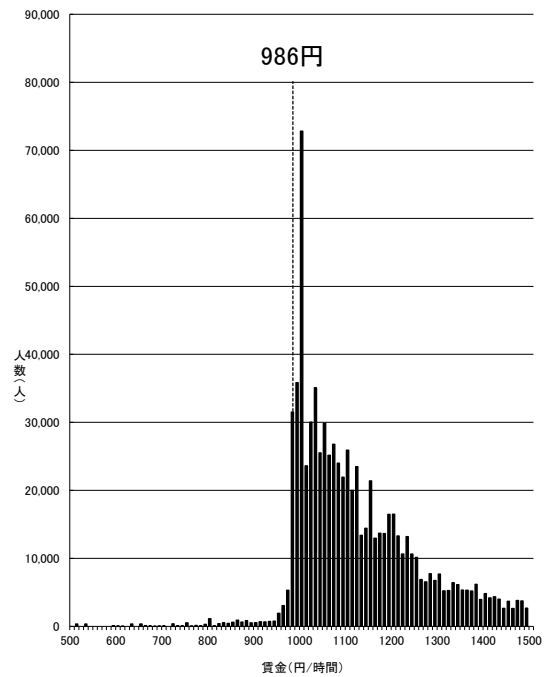


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

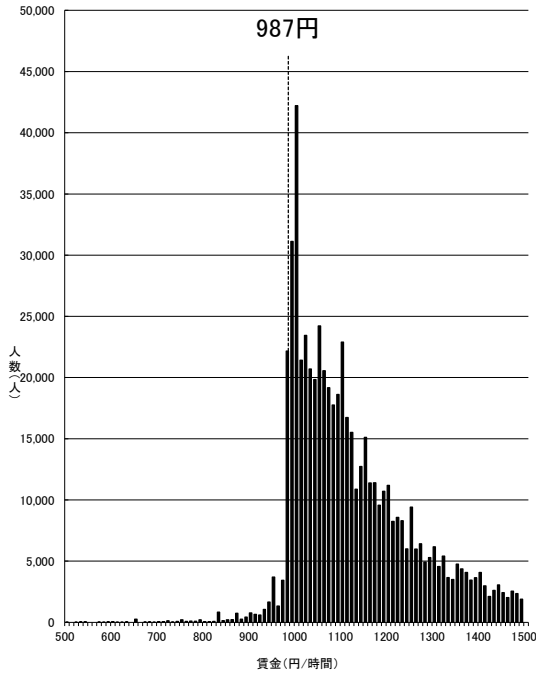


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

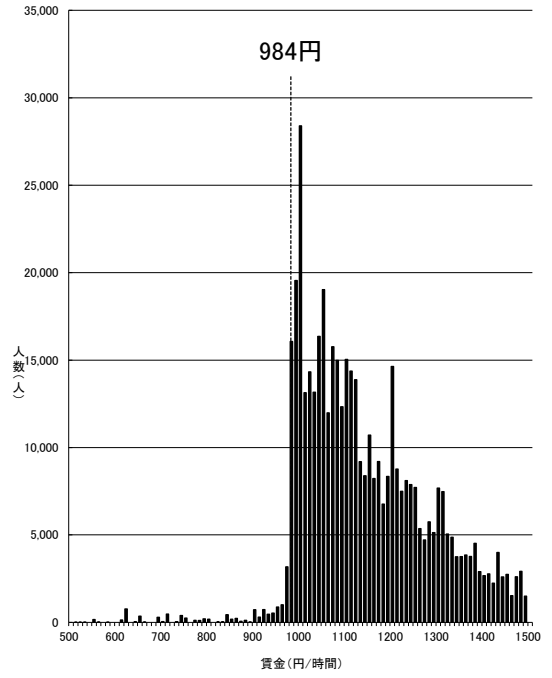


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

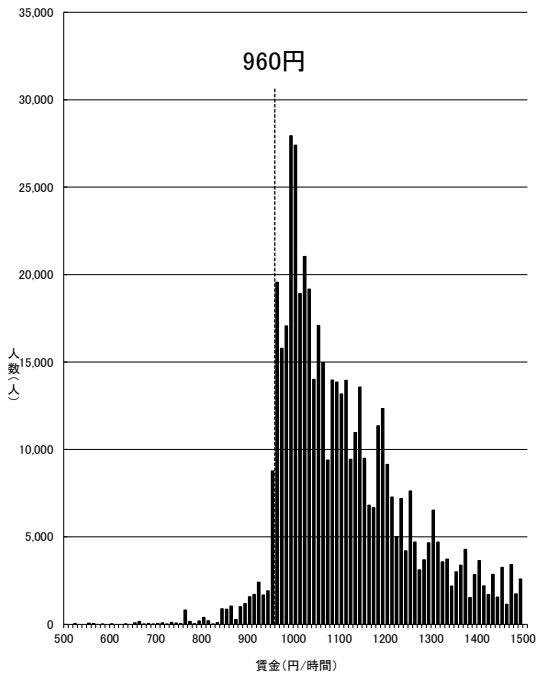


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

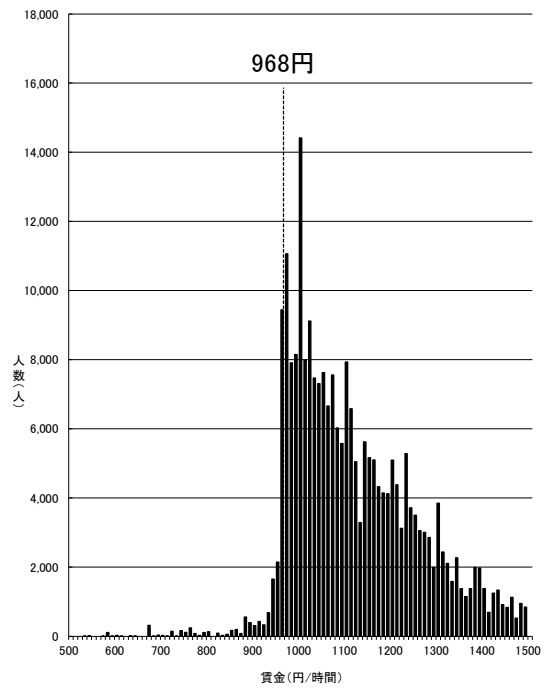


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

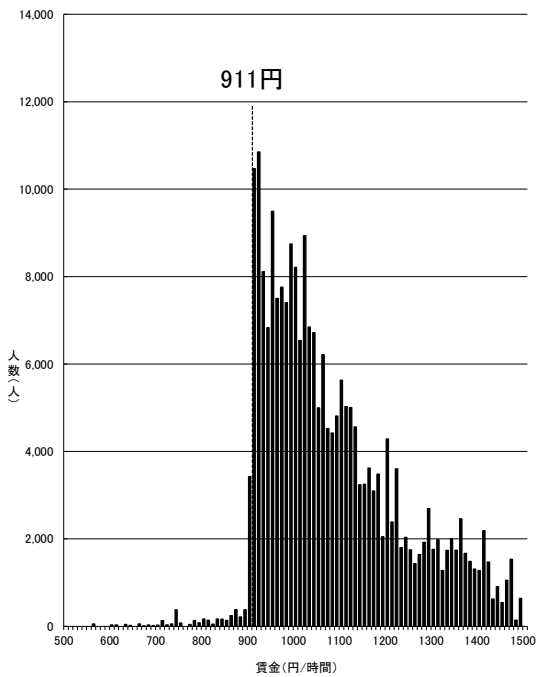


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

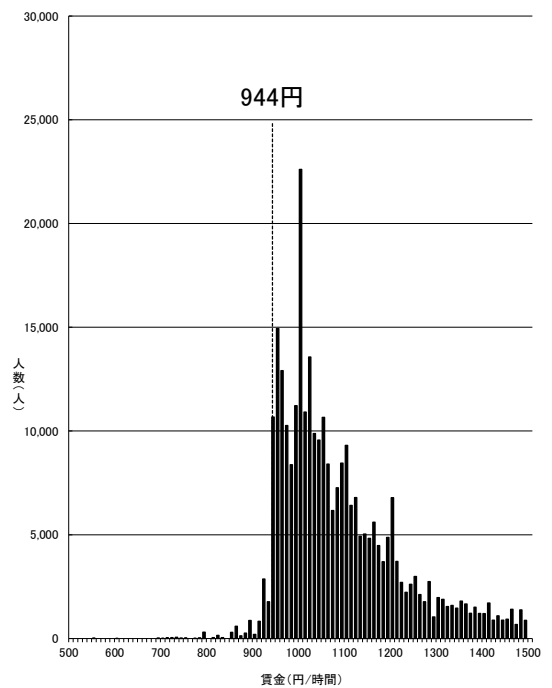


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

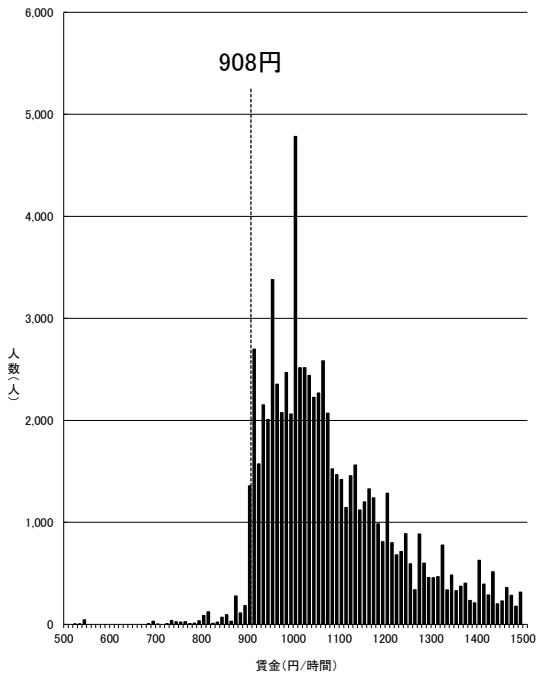


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

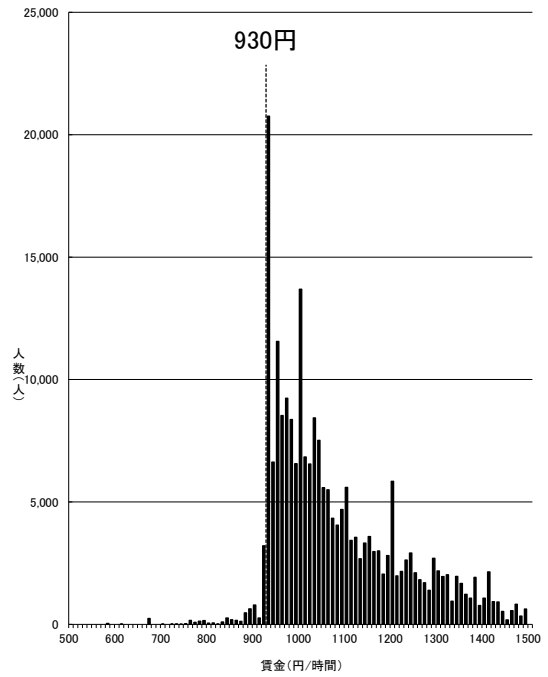


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

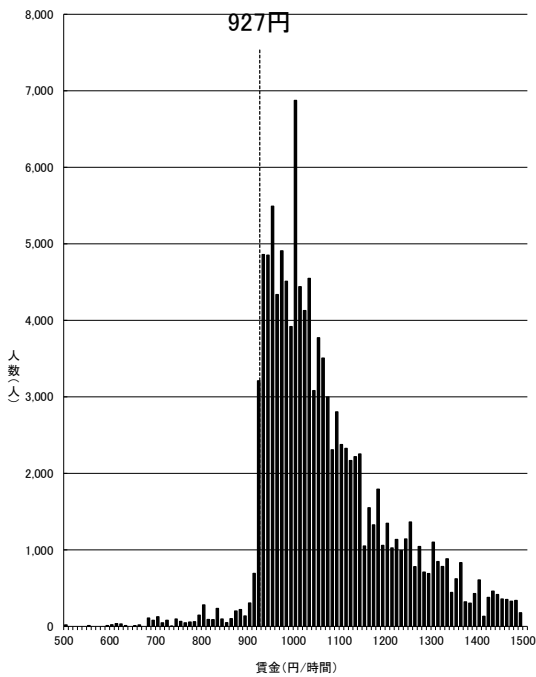


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

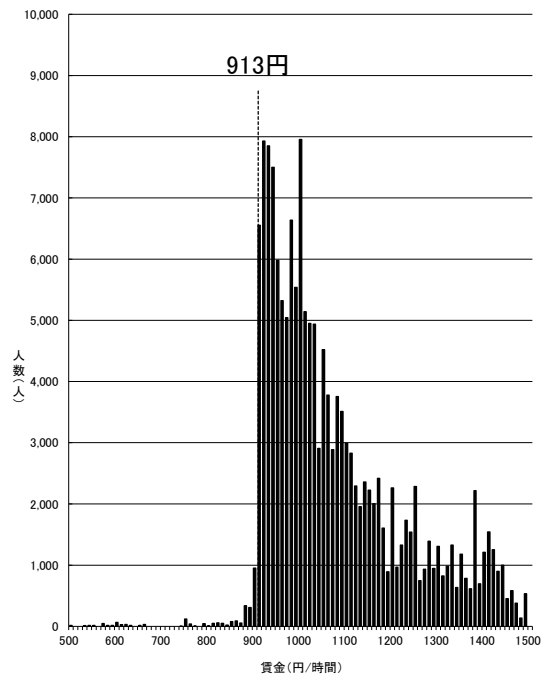


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

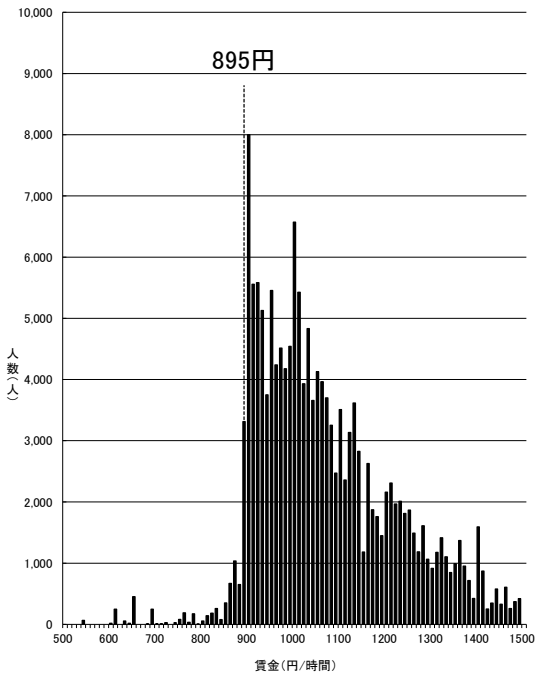


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

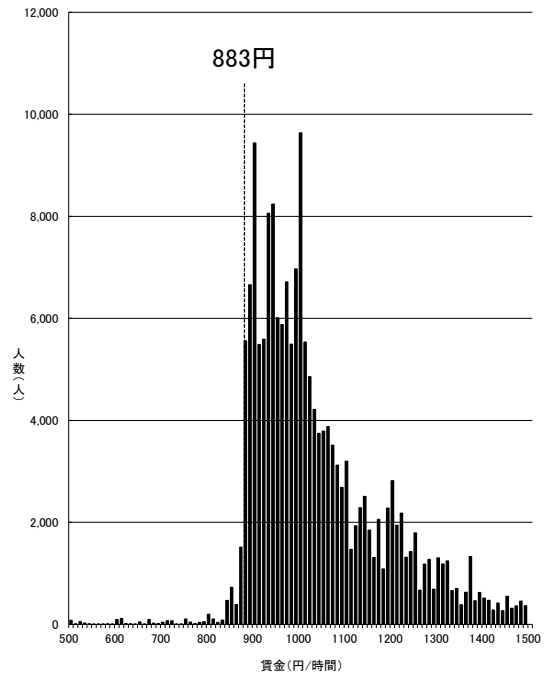


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

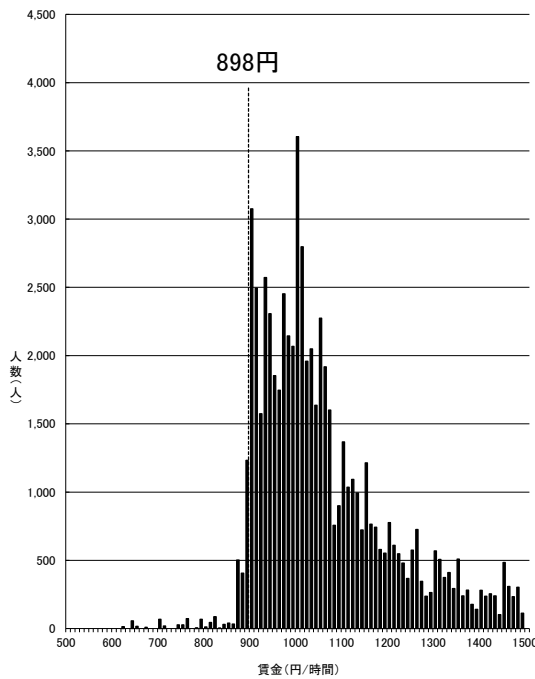


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

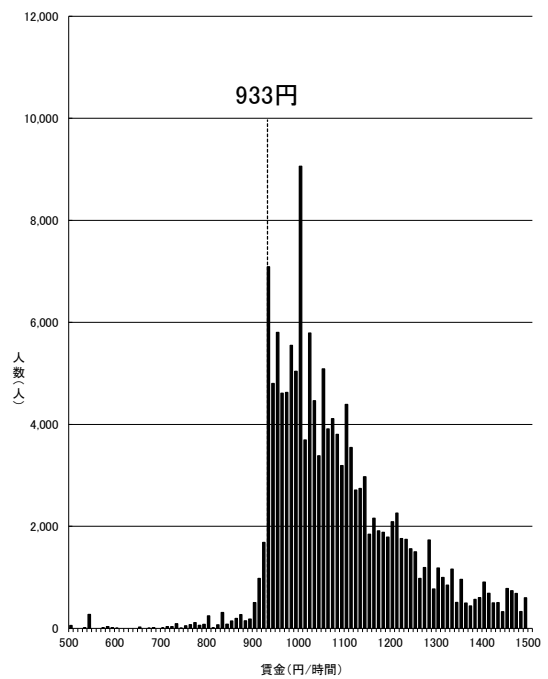


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

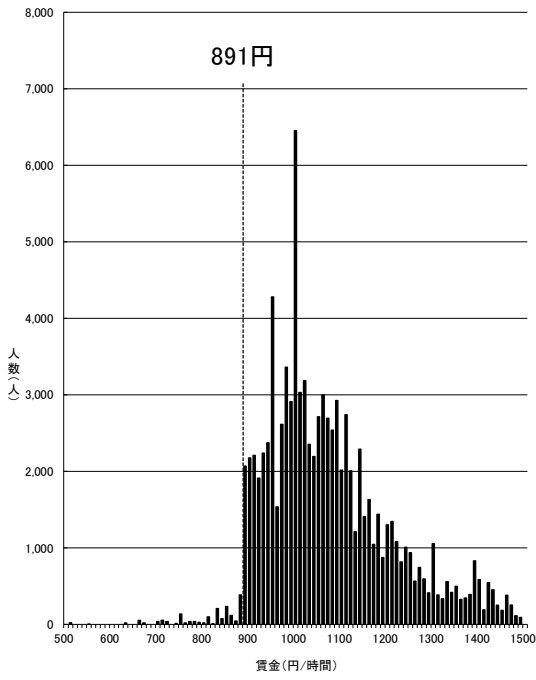


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

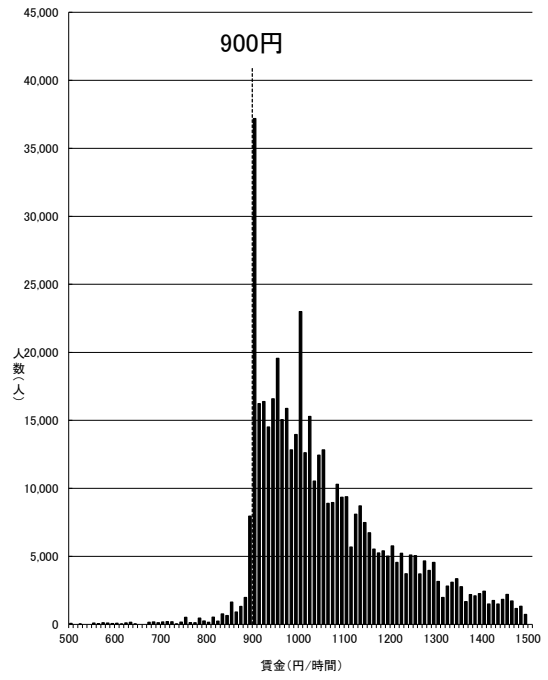


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

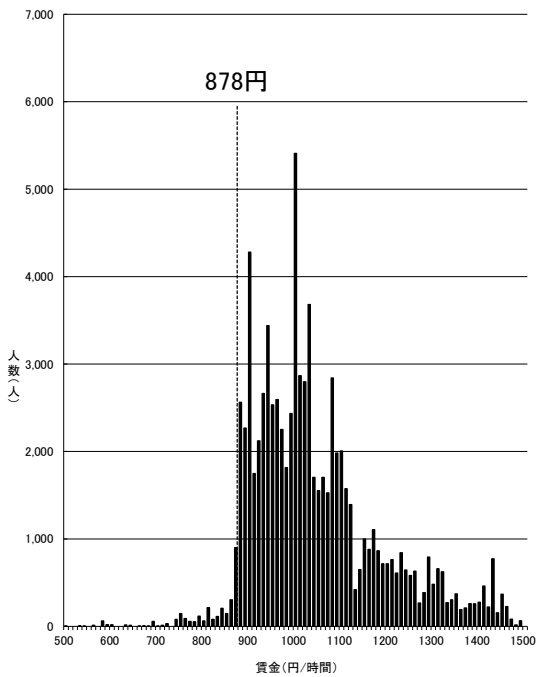


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

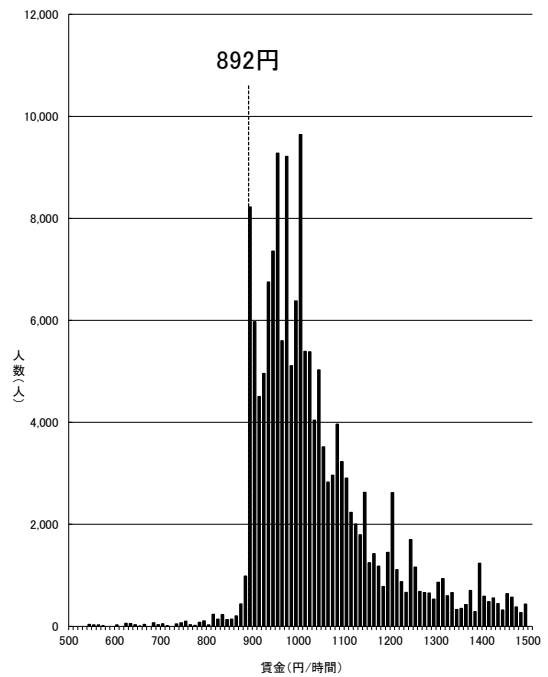


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

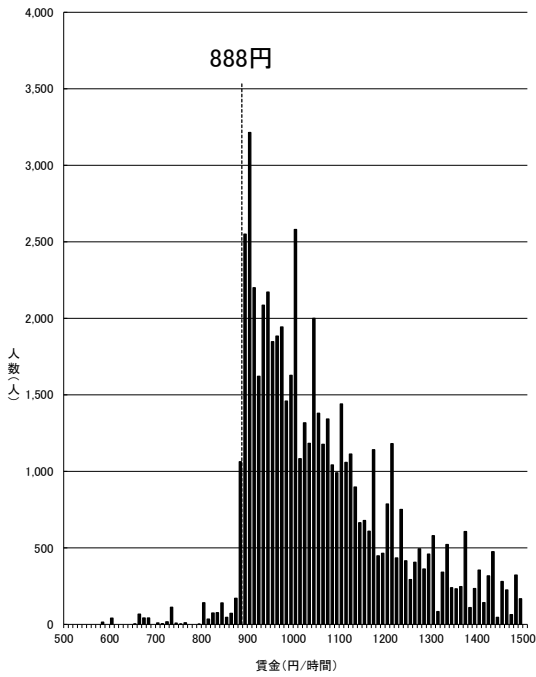


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

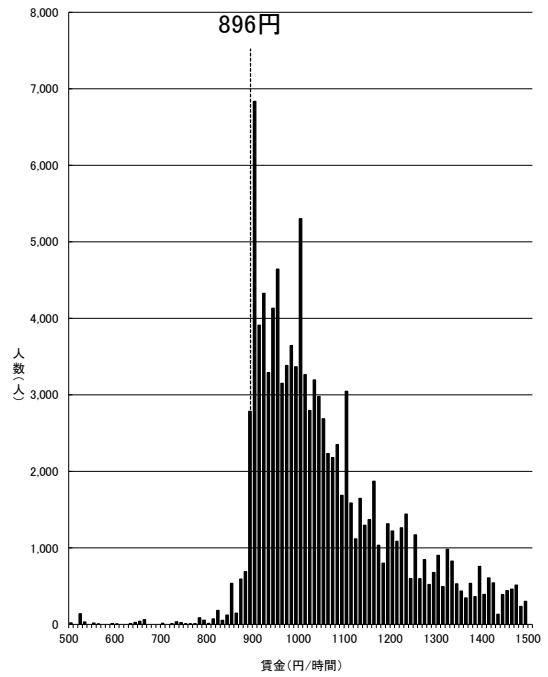


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

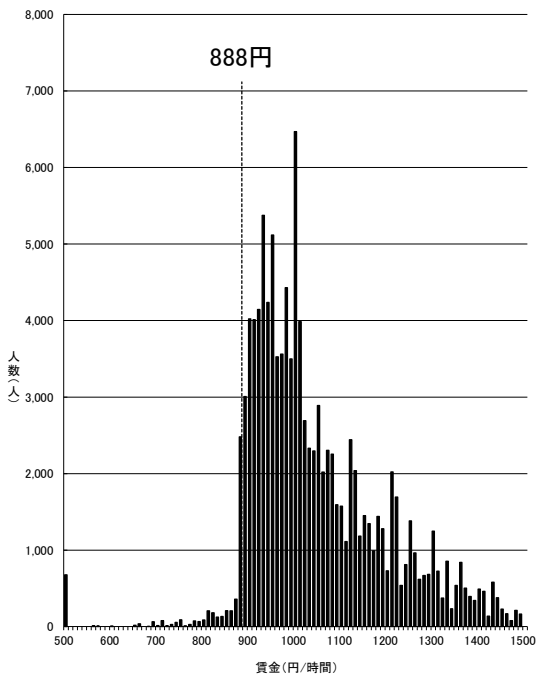


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

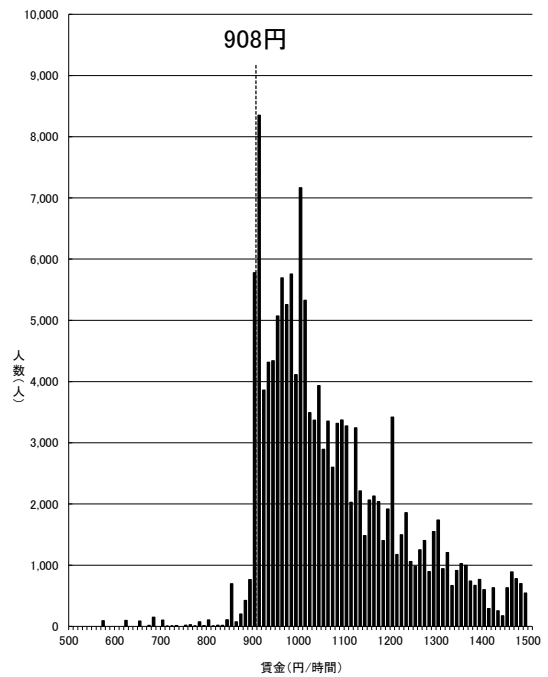


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

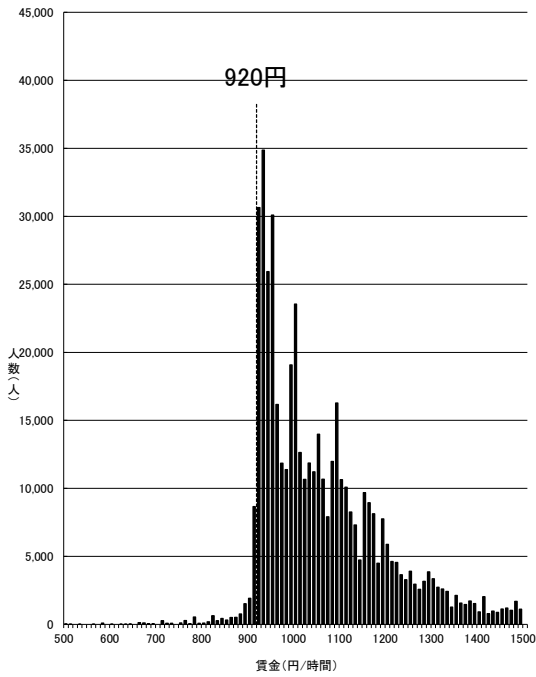


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

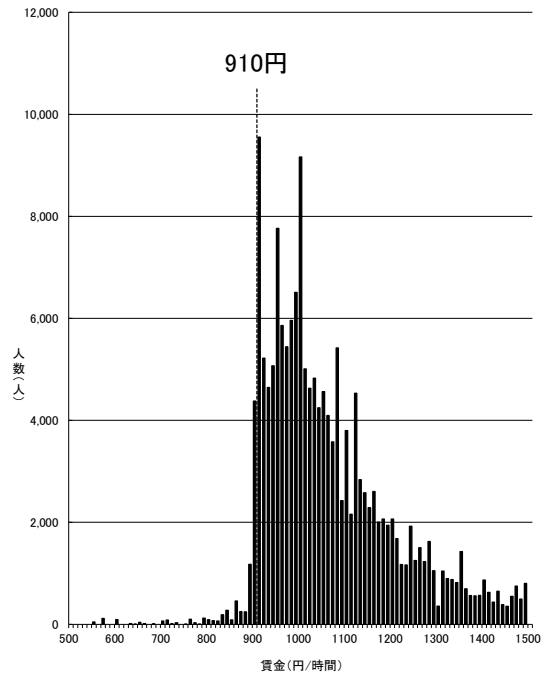


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

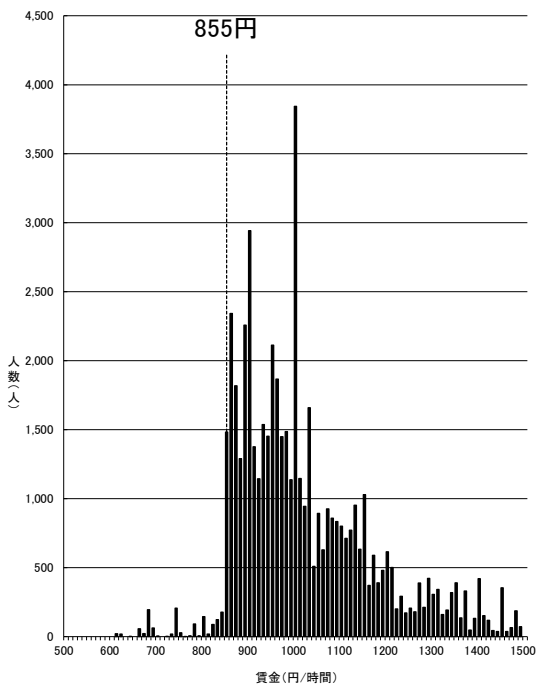


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

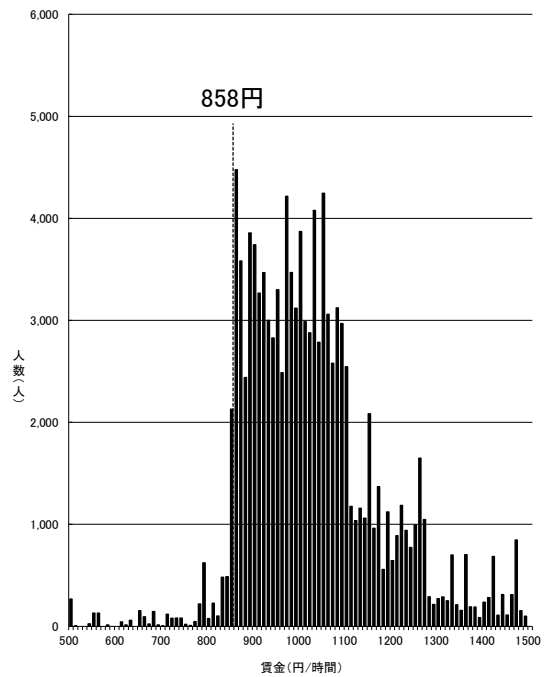


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

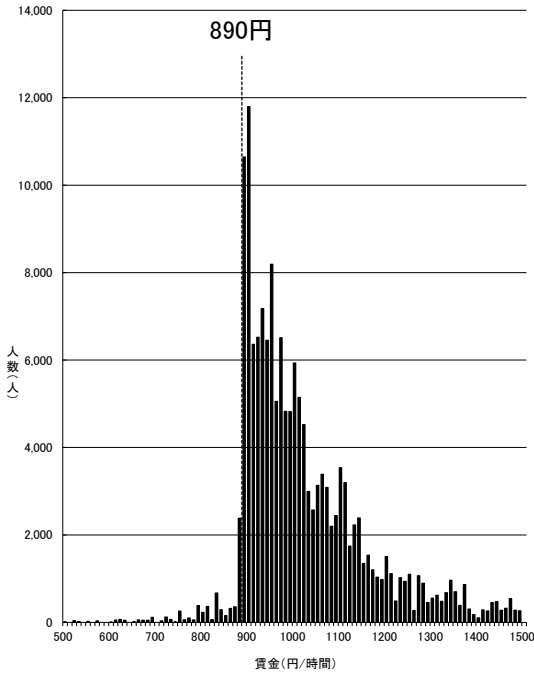


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

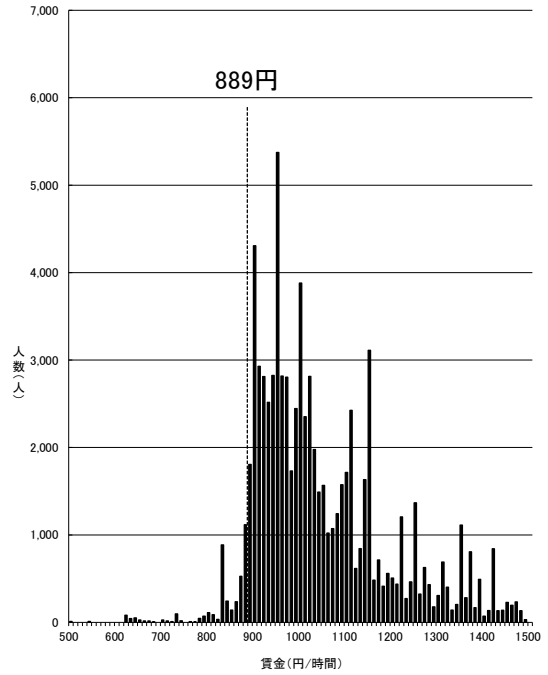


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

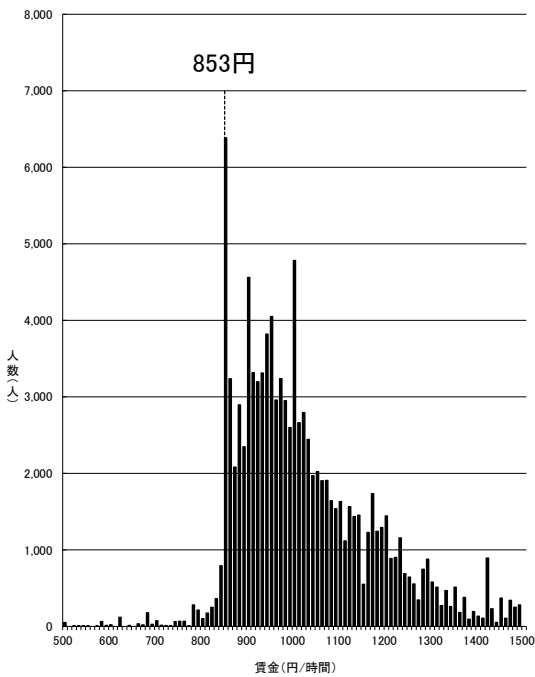


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

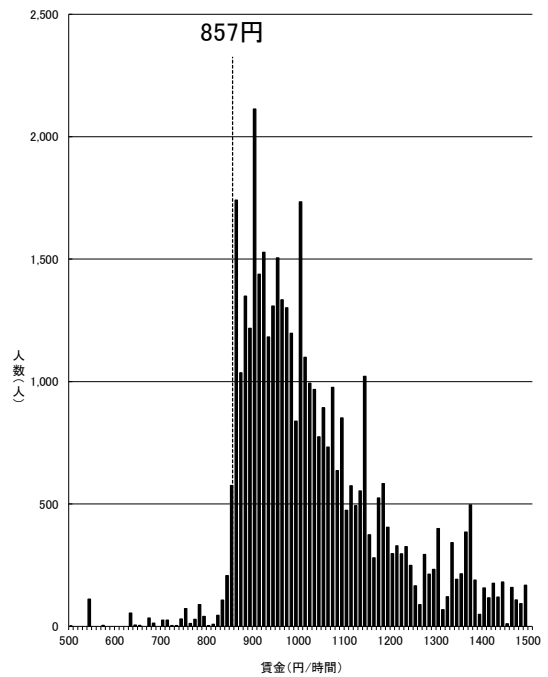


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

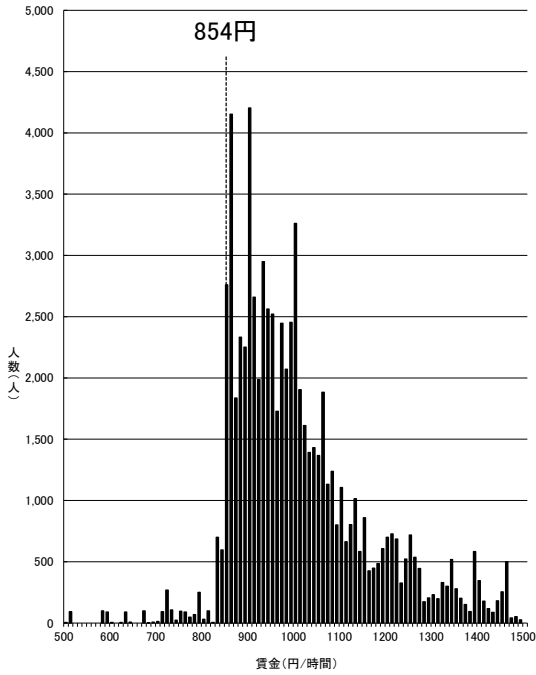


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

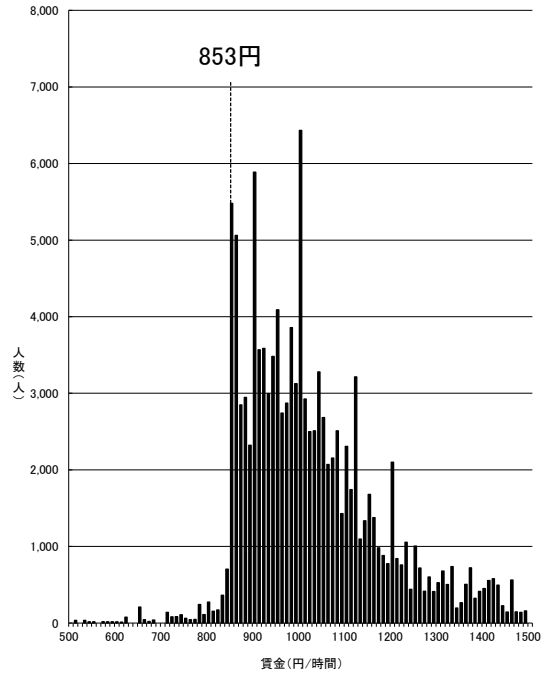


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

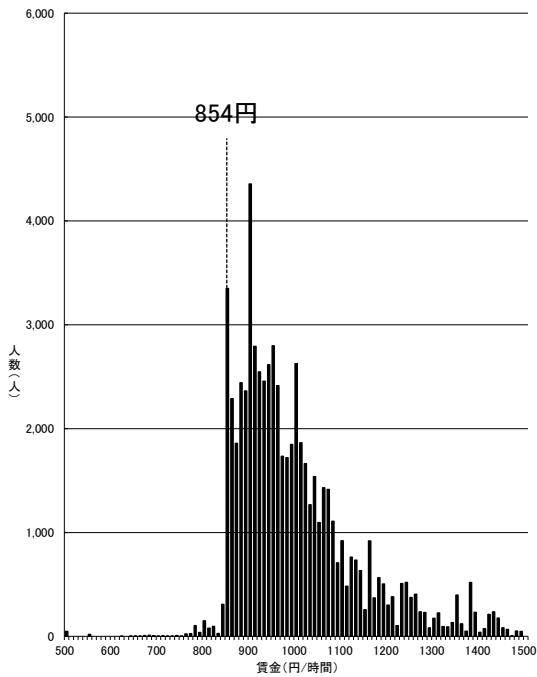


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

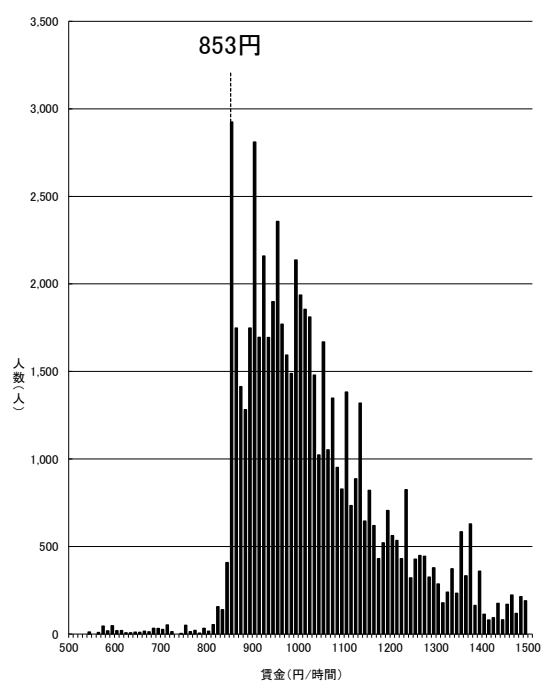


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

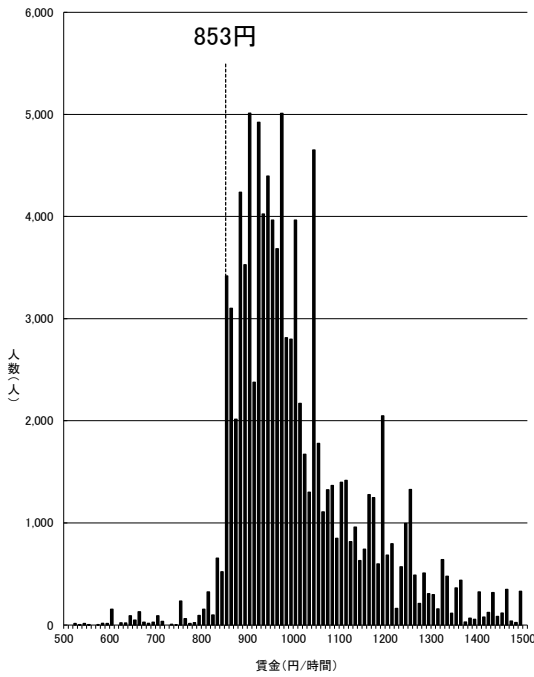


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

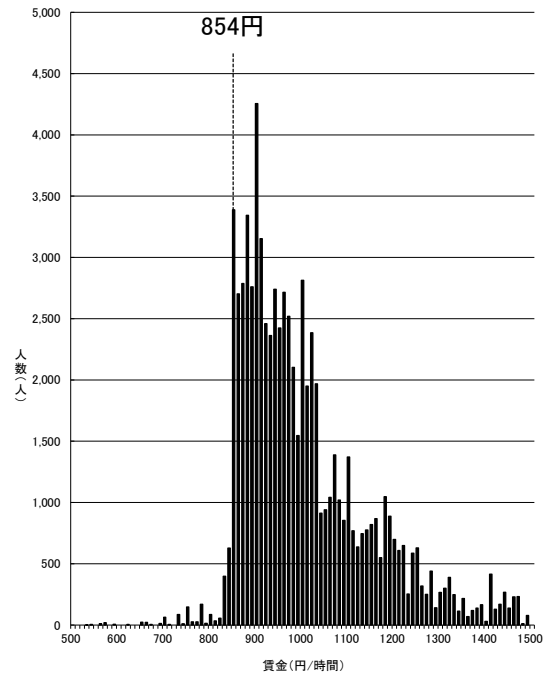


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

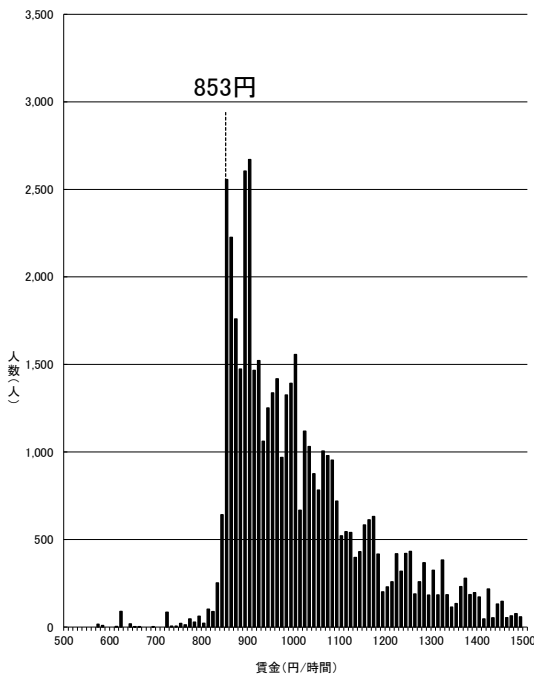


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

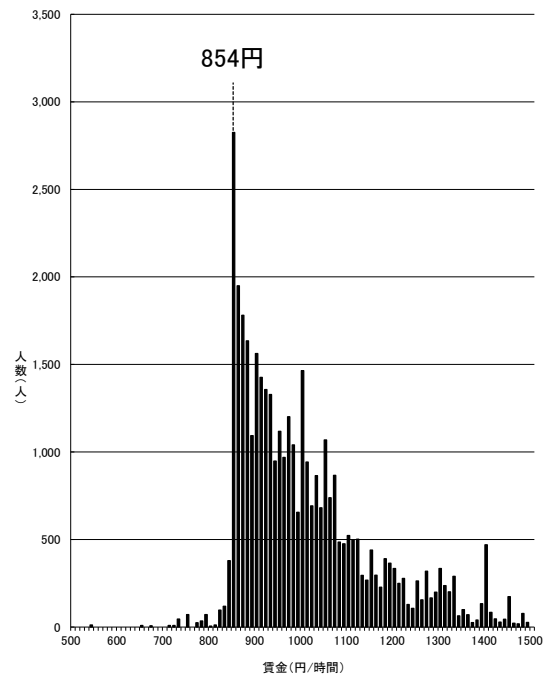


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

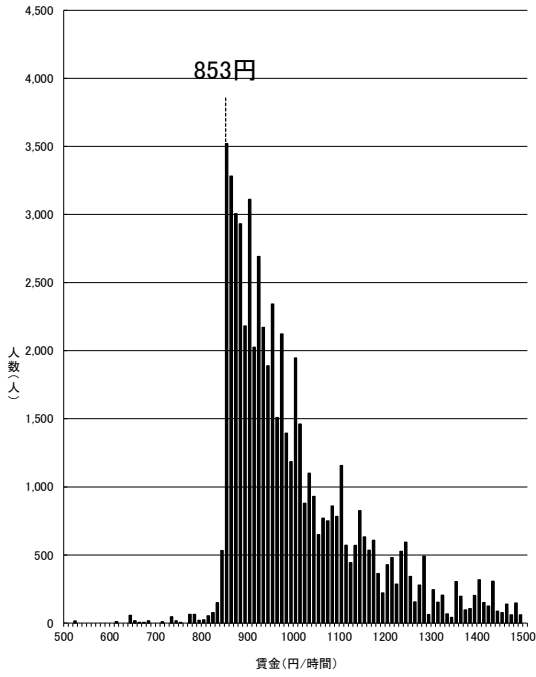


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

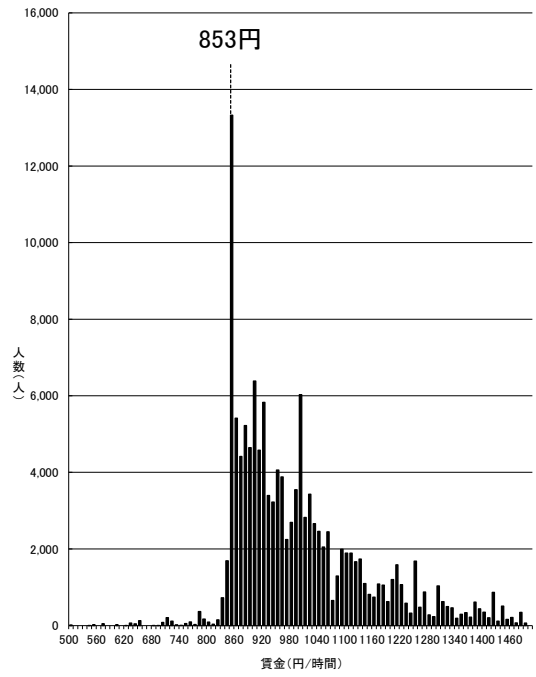


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

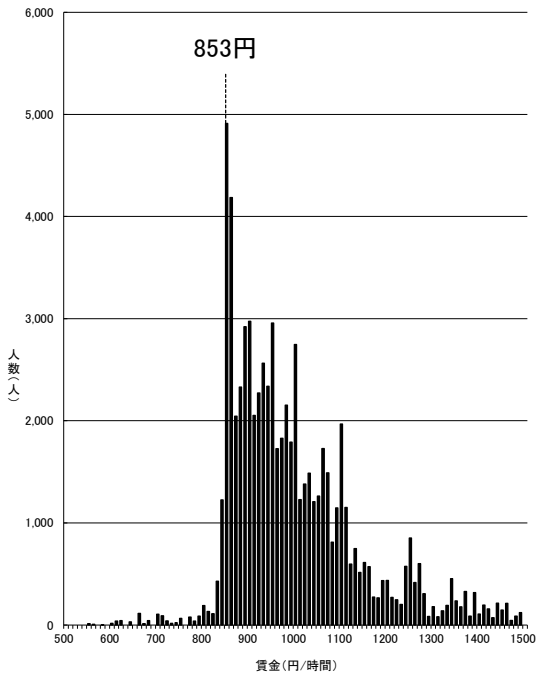


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

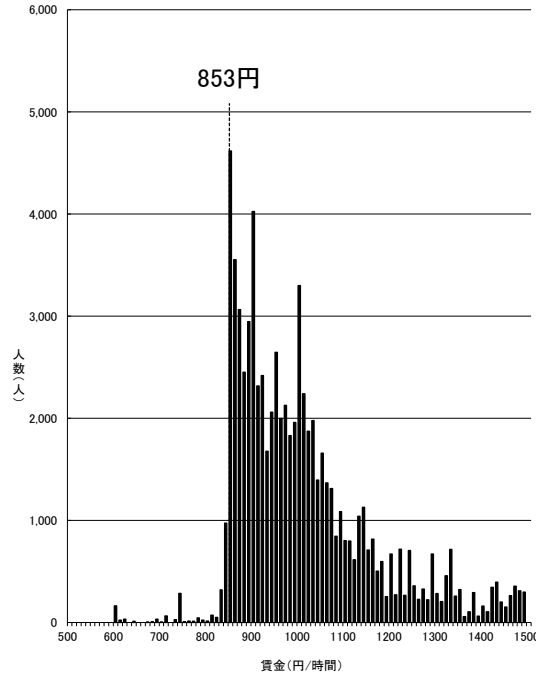


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

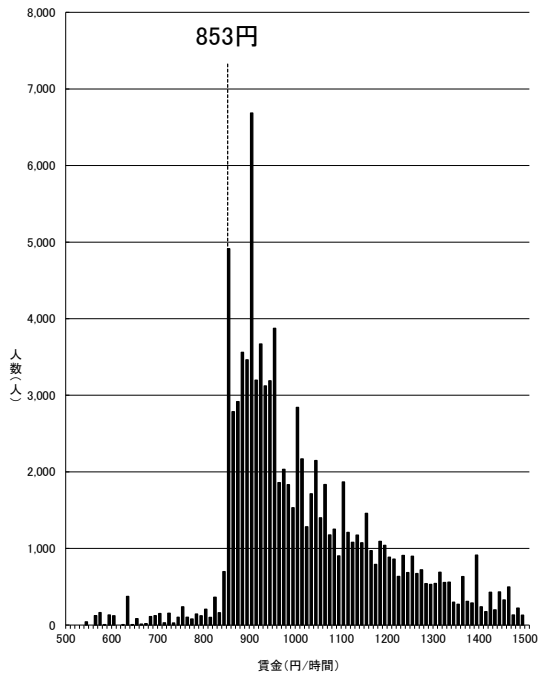


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

令和6年 最低賃金に関する基礎調査結果（茨城局）

1 調査の概要

茨城地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料とするため、「最低賃金に関する基礎調査」を実施した。

(1) 調査対象産業及び調査事業所規模

①調査対象産業

日本標準産業分類に定める産業のうちE・G・I・L・M・N・P・Rに含まれる産業

②調査事業所規模

対象産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数に応じて以下の事業場を対象とした。

I56(各種商品小売業)：全規模

E(製造業)、G413(新聞業)・G414(出版業)：100人未満

その他産業：30人未満

(2) 調査対象事業所数（調査書発送件数）・・・1,967件

(3) 調査の対象年月・・・令和6年6月分

(4) 調査方法・・・無作為抽出による郵送、オンライン

2 調査結果の概要

(1) 有効データ数・・・10,877（1データは1労働者）

(2) 集計方法

- ・1時間当たりの所定内賃金額を賃金階層化して集計した。
- ・本調査は、抽出による調査のため、調査票により得られた労働者数を、母集団の労働者数まで復元して労働者数を集計した。
- ・地域別最低賃金に係る集計については、特定最低賃金適用産業における地域別最低賃金が適用される労働者（65歳以上等）を含めて集計した。

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、年齢別表）

令和６年度 基礎調査 総括表

産業：対象産業全て

就業形態：（全て）

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	391,484	136,400	190,078	65,006	6,047	11,442	258,029	39,947	29,911	46,108
円	7,573	5,517	1,901	155		147	2,890	810	1,006	2,721
- 942	(1.9)	(4.0)	(1.0)	(0.2)		(1.3)	(1.1)	(2.0)	(3.4)	(5.9)
943 - 943	7,573 (1.9)	5,517 (4.0)	1,901 (1.0)	155 (0.2)		147 (1.3)	2,890 (1.1)	810 (2.0)	1,006 (3.4)	2,721 (5.9)
944 - 944	7,582 (1.9)	5,526 (4.1)	1,901 (1.0)	155 (0.2)		147 (1.3)	2,899 (1.1)	810 (2.0)	1,006 (3.4)	2,721 (5.9)
945 - 945	7,582 (1.9)	5,526 (4.1)	1,901 (1.0)	155 (0.2)		147 (1.3)	2,899 (1.1)	810 (2.0)	1,006 (3.4)	2,721 (5.9)
946 - 946	7,589 (1.9)	5,526 (4.1)	1,901 (1.0)	162 (0.2)		147 (1.3)	2,899 (1.1)	817 (2.0)	1,006 (3.4)	2,721 (5.9)
947 - 947	7,589 (1.9)	5,526 (4.1)	1,901 (1.0)	162 (0.2)		147 (1.3)	2,899 (1.1)	817 (2.0)	1,006 (3.4)	2,721 (5.9)
948 - 948	7,589 (1.9)	5,526 (4.1)	1,901 (1.0)	162 (0.2)		147 (1.3)	2,899 (1.1)	817 (2.0)	1,006 (3.4)	2,721 (5.9)
949 - 949	7,589 (1.9)	5,526 (4.1)	1,901 (1.0)	162 (0.2)		147 (1.3)	2,899 (1.1)	817 (2.0)	1,006 (3.4)	2,721 (5.9)
950 - 950	8,597 (2.2)	6,472 (4.7)	1,905 (1.0)	219 (0.3)	157 (2.6)	147 (1.3)	3,435 (1.3)	828 (2.1)	1,078 (3.6)	2,952 (6.4)
951 - 951	8,673 (2.2)	6,472 (4.7)	1,982 (1.0)	219 (0.3)	157 (2.6)	147 (1.3)	3,511 (1.4)	828 (2.1)	1,078 (3.6)	2,952 (6.4)
952 - 952	8,792 (2.2)	6,592 (4.8)	1,982 (1.0)	219 (0.3)	157 (2.6)	147 (1.3)	3,622 (1.4)	828 (2.1)	1,087 (3.6)	2,952 (6.4)
953 - 953	21,574 (5.5)	11,427 (8.4)	9,306 (4.9)	842 (1.3)	965 (16.0)	730 (6.4)	9,831 (3.8)	2,036 (5.1)	2,397 (8.0)	5,616 (12.2)
954 - 954	22,961 (5.9)	12,041 (8.8)	10,074 (5.3)	846 (1.3)	1,071 (17.7)	941 (8.2)	10,463 (4.1)	2,289 (5.7)	2,581 (8.6)	5,616 (12.2)
955 - 955	26,314 (6.7)	12,815 (9.4)	12,641 (6.7)	858 (1.3)	1,343 (22.2)	1,078 (9.4)	11,495 (4.5)	2,752 (6.9)	2,873 (9.6)	6,774 (14.7)
956 - 956	27,252 (7.0)	12,888 (9.4)	13,502 (7.1)	862 (1.3)	1,343 (22.2)	1,078 (9.4)	11,791 (4.6)	3,179 (8.0)	2,873 (9.6)	6,987 (15.2)
957 - 957	27,252 (7.0)	12,888 (9.4)	13,502 (7.1)	862 (1.3)	1,343 (22.2)	1,078 (9.4)	11,791 (4.6)	3,179 (8.0)	2,873 (9.6)	6,987 (15.2)
958 - 958	27,269 (7.0)	12,888 (9.4)	13,515 (7.1)	867 (1.3)	1,343 (22.2)	1,078 (9.4)	11,804 (4.6)	3,184 (8.0)	2,873 (9.6)	6,987 (15.2)
959 - 959	27,512 (7.0)	12,888 (9.4)	13,753 (7.2)	871 (1.3)	1,343 (22.2)	1,078 (9.4)	12,040 (4.7)	3,188 (8.0)	2,873 (9.6)	6,989 (15.2)

960 -	960	41,683 (10.6)	17,942 (13.2)	22,703 (11.9)	1,038 (1.6)	3,134 (51.8)	2,092 (18.3)	19,414 (7.5)	3,769 (9.4)	3,663 (12.2)	9,610 (20.8)
961 -	961	41,858 (10.7)	17,942 (13.2)	22,799 (12.0)	1,118 (1.7)	3,134 (51.8)	2,092 (18.3)	19,505 (7.6)	3,769 (9.4)	3,745 (12.5)	9,613 (20.8)
962 -	962	42,164 (10.8)	18,030 (13.2)	23,017 (12.1)	1,118 (1.7)	3,134 (51.8)	2,306 (20.2)	19,597 (7.6)	3,769 (9.4)	3,745 (12.5)	9,613 (20.8)
963 -	963	42,404 (10.8)	18,030 (13.2)	23,257 (12.2)	1,118 (1.7)	3,305 (54.7)	2,306 (20.2)	19,659 (7.6)	3,769 (9.4)	3,745 (12.5)	9,620 (20.9)
964 -	964	42,918 (11.0)	18,098 (13.3)	23,702 (12.5)	1,118 (1.7)	3,305 (54.7)	2,306 (20.2)	19,886 (7.7)	3,834 (9.6)	3,745 (12.5)	9,841 (21.3)
965 -	965	43,524 (11.1)	18,584 (13.6)	23,792 (12.5)	1,148 (1.8)	3,305 (54.7)	2,306 (20.2)	20,086 (7.8)	4,037 (10.1)	3,745 (12.5)	10,044 (21.8)
966 -	966	43,524 (11.1)	18,584 (13.6)	23,792 (12.5)	1,148 (1.8)	3,305 (54.7)	2,306 (20.2)	20,086 (7.8)	4,037 (10.1)	3,745 (12.5)	10,044 (21.8)
967 -	967	43,684 (11.2)	18,656 (13.7)	23,878 (12.6)	1,150 (1.8)	3,305 (54.7)	2,306 (20.2)	20,244 (7.8)	4,037 (10.1)	3,745 (12.5)	10,046 (21.8)
968 -	968	43,752 (11.2)	18,656 (13.7)	23,907 (12.6)	1,190 (1.8)	3,305 (54.7)	2,306 (20.2)	20,308 (7.9)	4,037 (10.1)	3,749 (12.5)	10,046 (21.8)
969 -	969	43,752 (11.2)	18,656 (13.7)	23,907 (12.6)	1,190 (1.8)	3,305 (54.7)	2,306 (20.2)	20,308 (7.9)	4,037 (10.1)	3,749 (12.5)	10,046 (21.8)
970 -	970	47,986 (12.3)	20,417 (15.0)	26,204 (13.8)	1,365 (2.1)	3,688 (61.0)	2,937 (25.7)	22,498 (8.7)	4,239 (10.6)	4,072 (13.6)	10,552 (22.9)
971 -	971	47,986 (12.3)	20,417 (15.0)	26,204 (13.8)	1,365 (2.1)	3,688 (61.0)	2,937 (25.7)	22,498 (8.7)	4,239 (10.6)	4,072 (13.6)	10,552 (22.9)
972	972	48,565 (12.4)	20,417 (15.0)	26,781 (14.1)	1,367 (2.1)	3,688 (61.0)	2,937 (25.7)	22,872 (8.9)	4,442 (11.1)	4,074 (13.6)	10,552 (22.9)
973	973	49,091 (12.5)	20,552 (15.1)	27,170 (14.3)	1,369 (2.1)	3,688 (61.0)	3,210 (28.1)	22,964 (8.9)	4,442 (11.1)	4,150 (13.9)	10,638 (23.1)
974	974	49,267 (12.6)	20,641 (15.1)	27,239 (14.3)	1,387 (2.1)	3,688 (61.0)	3,214 (28.1)	22,966 (8.9)	4,442 (11.1)	4,150 (13.9)	10,807 (23.4)
975	975	49,679 (12.7)	21,044 (15.4)	27,248 (14.3)	1,387 (2.1)	3,688 (61.0)	3,214 (28.1)	22,977 (8.9)	4,644 (11.6)	4,150 (13.9)	11,006 (23.9)
976	976	49,726 (12.7)	21,044 (15.4)	27,295 (14.4)	1,387 (2.1)	3,688 (61.0)	3,214 (28.1)	23,024 (8.9)	4,644 (11.6)	4,150 (13.9)	11,006 (23.9)
977	977	50,195 (12.8)	21,147 (15.5)	27,502 (14.5)	1,545 (2.4)	3,688 (61.0)	3,214 (28.1)	23,410 (9.1)	4,723 (11.8)	4,154 (13.9)	11,006 (23.9)
978	978	50,532 (12.9)	21,147 (15.5)	27,837 (14.6)	1,548 (2.4)	3,688 (61.0)	3,216 (28.1)	23,678 (9.2)	4,790 (12.0)	4,154 (13.9)	11,006 (23.9)
979	979	50,597 (12.9)	21,206 (15.5)	27,837 (14.6)	1,554 (2.4)	3,688 (61.0)	3,216 (28.1)	23,678 (9.2)	4,797 (12.0)	4,154 (13.9)	11,064 (24.0)
980	980	60,035 (15.3)	23,869 (17.5)	34,363 (18.1)	1,803 (2.8)	4,030 (66.6)	4,058 (35.5)	28,507 (11.0)	5,411 (13.5)	4,818 (16.1)	13,211 (28.7)

981	981	60,132 (15.4)	23,869 (17.5)	34,373 (18.1)	1,891 (2.9)	4,030 (66.6)	4,058 (35.5)	28,601 (11.1)	5,411 (13.5)	4,822 (16.1)	13,211 (28.7)
982	982	60,618 (15.5)	24,265 (17.8)	34,373 (18.1)	1,979 (3.0)	4,030 (66.6)	4,240 (37.1)	28,624 (11.1)	5,598 (14.0)	4,895 (16.4)	13,231 (28.7)
983	983	61,820 (15.8)	24,447 (17.9)	35,308 (18.6)	2,065 (3.2)	4,295 (71.0)	4,378 (38.3)	29,276 (11.3)	5,598 (14.0)	4,996 (16.7)	13,277 (28.8)
984	984	61,908 (15.8)	24,535 (18.0)	35,308 (18.6)	2,065 (3.2)	4,295 (71.0)	4,378 (38.3)	29,276 (11.3)	5,598 (14.0)	4,996 (16.7)	13,365 (29.0)
985	985	62,984 (16.1)	24,869 (18.2)	36,050 (19.0)	2,065 (3.2)	4,295 (71.0)	4,378 (38.3)	29,813 (11.6)	5,776 (14.5)	4,999 (16.7)	13,722 (29.8)
986	986	63,266 (16.2)	25,061 (18.4)	36,136 (19.0)	2,069 (3.2)	4,295 (71.0)	4,378 (38.3)	29,959 (11.6)	5,826 (14.6)	4,999 (16.7)	13,808 (29.9)
987	987	63,548 (16.2)	25,245 (18.5)	36,227 (19.1)	2,076 (3.2)	4,295 (71.0)	4,381 (38.3)	30,101 (11.7)	5,875 (14.7)	4,999 (16.7)	13,896 (30.1)
988	988	64,012 (16.4)	25,248 (18.5)	36,641 (19.3)	2,122 (3.3)	4,295 (71.0)	4,381 (38.3)	30,326 (11.8)	5,942 (14.9)	5,003 (16.7)	14,065 (30.5)
989	989	64,023 (16.4)	25,256 (18.5)	36,641 (19.3)	2,126 (3.3)	4,295 (71.0)	4,381 (38.3)	30,334 (11.8)	5,947 (14.9)	5,003 (16.7)	14,065 (30.5)
990	990	65,524 (16.7)	26,164 (19.2)	37,060 (19.5)	2,301 (3.5)	4,295 (71.0)	4,457 (39.0)	31,440 (12.2)	6,116 (15.3)	5,149 (17.2)	14,067 (30.5)
991	991	65,729 (16.8)	26,235 (19.2)	37,060 (19.5)	2,434 (3.7)	4,295 (71.0)	4,457 (39.0)	31,574 (12.2)	6,187 (15.5)	5,149 (17.2)	14,067 (30.5)
992	992	66,276 (16.9)	26,235 (19.2)	37,605 (19.8)	2,436 (3.7)	4,380 (72.4)	4,543 (39.7)	31,661 (12.3)	6,475 (16.2)	5,149 (17.2)	14,067 (30.5)
993	993	66,352 (16.9)	26,235 (19.2)	37,679 (19.8)	2,438 (3.8)	4,380 (72.4)	4,543 (39.7)	31,737 (12.3)	6,475 (16.2)	5,149 (17.2)	14,067 (30.5)
994	994	66,606 (17.0)	26,295 (19.3)	37,850 (19.9)	2,460 (3.8)	4,380 (72.4)	4,551 (39.8)	31,808 (12.3)	6,478 (16.2)	5,149 (17.2)	14,239 (30.9)
995	995	67,656 (17.3)	26,366 (19.3)	38,825 (20.4)	2,465 (3.8)	4,380 (72.4)	4,551 (39.8)	32,437 (12.6)	6,735 (16.9)	5,235 (17.5)	14,317 (31.1)
996	996	67,660 (17.3)	26,366 (19.3)	38,829 (20.4)	2,465 (3.8)	4,380 (72.4)	4,551 (39.8)	32,441 (12.6)	6,735 (16.9)	5,235 (17.5)	14,317 (31.1)
997	997	67,867 (17.3)	26,366 (19.3)	39,032 (20.5)	2,469 (3.8)	4,380 (72.4)	4,551 (39.8)	32,649 (12.7)	6,735 (16.9)	5,235 (17.5)	14,317 (31.1)
998	998	67,923 (17.4)	26,412 (19.4)	39,038 (20.5)	2,473 (3.8)	4,380 (72.4)	4,551 (39.8)	32,705 (12.7)	6,735 (16.9)	5,235 (17.5)	14,317 (31.1)
999	999	68,061 (17.4)	26,452 (19.4)	39,137 (20.6)	2,473 (3.8)	4,380 (72.4)	4,551 (39.8)	32,753 (12.7)	6,779 (17.0)	5,282 (17.7)	14,317 (31.1)
1000	1000	94,547 (24.2)	39,695 (29.1)	51,306 (27.0)	3,545 (5.5)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	46,218 (17.9)	8,946 (22.4)	6,808 (22.8)	20,312 (44.1)
1001	1001	95,599 (24.4)	40,312 (29.6)	51,742 (27.2)	3,545 (5.5)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	46,727 (18.1)	9,232 (23.1)	6,877 (23.0)	20,498 (44.5)

1002	1002	96,042 (24.5)	40,329 (29.6)	51,978 (27.3)	3,734 (5.7)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	47,023 (18.2)	9,297 (23.3)	6,897 (23.1)	20,560 (44.6)
1003	1003	96,345 (24.6)	40,571 (29.7)	52,035 (27.4)	3,739 (5.8)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	47,327 (18.3)	9,297 (23.3)	6,897 (23.1)	20,560 (44.6)
1004	1004	96,430 (24.6)	40,571 (29.7)	52,101 (27.4)	3,758 (5.8)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	47,368 (18.4)	9,304 (23.3)	6,897 (23.1)	20,598 (44.7)
1005	1005	96,647 (24.7)	40,658 (29.8)	52,197 (27.5)	3,792 (5.8)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	47,559 (18.4)	9,304 (23.3)	6,897 (23.1)	20,624 (44.7)
1006	1006	96,979 (24.8)	40,732 (29.9)	52,450 (27.6)	3,798 (5.8)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	47,878 (18.6)	9,314 (23.3)	6,897 (23.1)	20,626 (44.7)
1007	1007	97,037 (24.8)	40,778 (29.9)	52,453 (27.6)	3,807 (5.9)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	47,932 (18.6)	9,319 (23.3)	6,897 (23.1)	20,626 (44.7)
1008	1008	98,180 (25.1)	40,980 (30.0)	53,393 (28.1)	3,807 (5.9)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	48,872 (18.9)	9,319 (23.3)	7,100 (23.7)	20,626 (44.7)
1009	1009	98,430 (25.1)	40,980 (30.0)	53,591 (28.2)	3,859 (5.9)	5,196 (85.9)	7,068 (61.8)	49,122 (19.0)	9,319 (23.3)	7,100 (23.7)	20,626 (44.7)
1010	1010	100,426 (25.7)	41,740 (30.6)	54,533 (28.7)	4,153 (6.4)	5,196 (85.9)	7,070 (61.8)	50,972 (19.8)	9,342 (23.4)	7,206 (24.1)	20,640 (44.8)
1011	1011	100,778 (25.7)	42,069 (30.8)	54,538 (28.7)	4,172 (6.4)	5,196 (85.9)	7,074 (61.8)	51,227 (19.9)	9,347 (23.4)	7,206 (24.1)	20,728 (45.0)
1012	1012	100,948 (25.8)	42,190 (30.9)	54,540 (28.7)	4,218 (6.5)	5,196 (85.9)	7,074 (61.8)	51,357 (19.9)	9,347 (23.4)	7,246 (24.2)	20,728 (45.0)
1013	1013	101,161 (25.8)	42,190 (30.9)	54,754 (28.8)	4,218 (6.5)	5,196 (85.9)	7,074 (61.8)	51,365 (19.9)	9,453 (23.7)	7,246 (24.2)	20,827 (45.2)
1014	1014	101,353 (25.9)	42,327 (31.0)	54,800 (28.8)	4,226 (6.5)	5,196 (85.9)	7,088 (61.9)	51,490 (20.0)	9,453 (23.7)	7,298 (24.4)	20,827 (45.2)
1015	1015	102,129 (26.1)	42,327 (31.0)	54,803 (28.8)	4,999 (7.7)	5,196 (85.9)	7,095 (62.0)	51,732 (20.0)	9,560 (23.9)	7,442 (24.9)	21,104 (45.8)
1016	1016	102,214 (26.1)	42,327 (31.0)	54,888 (28.9)	4,999 (7.7)	5,196 (85.9)	7,095 (62.0)	51,732 (20.0)	9,560 (23.9)	7,442 (24.9)	21,190 (46.0)
1017	1017	102,537 (26.2)	42,327 (31.0)	55,202 (29.0)	5,007 (7.7)	5,196 (85.9)	7,229 (63.2)	51,860 (20.1)	9,560 (23.9)	7,442 (24.9)	21,250 (46.1)
1018	1018	102,654 (26.2)	42,330 (31.0)	55,299 (29.1)	5,025 (7.7)	5,196 (85.9)	7,229 (63.2)	51,967 (20.1)	9,560 (23.9)	7,442 (24.9)	21,260 (46.1)
1019	1019	102,772 (26.3)	42,429 (31.1)	55,307 (29.1)	5,036 (7.7)	5,196 (85.9)	7,234 (63.2)	52,017 (20.2)	9,619 (24.1)	7,444 (24.9)	21,263 (46.1)
1020	1020	105,209 (26.9)	43,242 (31.7)	56,452 (29.7)	5,516 (8.5)	5,520 (91.3)	7,447 (65.1)	53,316 (20.7)	9,712 (24.3)	7,513 (25.1)	21,701 (47.1)
1021	1021	105,498 (26.9)	43,242 (31.7)	56,539 (29.7)	5,718 (8.8)	5,520 (91.3)	7,451 (65.1)	53,597 (20.8)	9,712 (24.3)	7,513 (25.1)	21,706 (47.1)
1022	1022	106,155 (27.1)	43,447 (31.9)	56,894 (29.9)	5,815 (8.9)	5,520 (91.3)	7,516 (65.7)	53,948 (20.9)	9,714 (24.3)	7,611 (25.4)	21,847 (47.4)

1023	1023	106,675 (27.2)	43,447 (31.9)	57,405 (30.2)	5,823 (9.0)	5,520 (91.3)	7,603 (66.5)	54,380 (21.1)	9,714 (24.3)	7,611 (25.4)	21,847 (47.4)
1024	1024	106,889 (27.3)	43,551 (31.9)	57,405 (30.2)	5,933 (9.1)	5,520 (91.3)	7,603 (66.5)	54,594 (21.2)	9,714 (24.3)	7,611 (25.4)	21,847 (47.4)
1025	1025	107,357 (27.4)	43,634 (32.0)	57,469 (30.2)	6,254 (9.6)	5,520 (91.3)	7,603 (66.5)	54,834 (21.3)	9,796 (24.5)	7,652 (25.6)	21,953 (47.6)
1026	1026	108,043 (27.6)	43,899 (32.2)	57,886 (30.5)	6,259 (9.6)	5,520 (91.3)	7,603 (66.5)	55,250 (21.4)	9,862 (24.7)	7,654 (25.6)	22,154 (48.0)
1027	1027	108,192 (27.6)	43,899 (32.2)	57,964 (30.5)	6,329 (9.7)	5,520 (91.3)	7,603 (66.5)	55,378 (21.5)	9,872 (24.7)	7,664 (25.6)	22,154 (48.0)
1028	1028	108,372 (27.7)	44,072 (32.3)	57,971 (30.5)	6,329 (9.7)	5,520 (91.3)	7,603 (66.5)	55,468 (21.5)	9,872 (24.7)	7,743 (25.9)	22,165 (48.1)
1029	1029	108,750 (27.8)	44,395 (32.5)	57,971 (30.5)	6,383 (9.8)	5,520 (91.3)	7,603 (66.5)	55,522 (21.5)	10,196 (25.5)	7,743 (25.9)	22,165 (48.1)
1030	1030	111,024 (28.4)	44,678 (32.8)	59,423 (31.3)	6,923 (10.6)	5,520 (91.3)	7,819 (68.3)	57,072 (22.1)	10,245 (25.6)	7,929 (26.5)	22,438 (48.7)
1031	1031	111,298 (28.4)	44,719 (32.8)	59,514 (31.3)	7,064 (10.9)	5,520 (91.3)	7,819 (68.3)	57,343 (22.2)	10,245 (25.6)	7,929 (26.5)	22,441 (48.7)
1032	1032	111,504 (28.5)	44,875 (32.9)	59,514 (31.3)	7,114 (10.9)	5,520 (91.3)	7,819 (68.3)	57,350 (22.2)	10,285 (25.7)	7,939 (26.5)	22,590 (49.0)
1033	1033	111,572 (28.5)	44,875 (32.9)	59,529 (31.3)	7,167 (11.0)	5,520 (91.3)	7,859 (68.7)	57,369 (22.2)	10,292 (25.8)	7,942 (26.6)	22,590 (49.0)
1034	1034	111,572 (28.5)	44,875 (32.9)	59,529 (31.3)	7,167 (11.0)	5,520 (91.3)	7,859 (68.7)	57,369 (22.2)	10,292 (25.8)	7,942 (26.6)	22,590 (49.0)
1035	1035	111,664 (28.5)	44,920 (32.9)	59,537 (31.3)	7,207 (11.1)	5,520 (91.3)	7,859 (68.7)	57,406 (22.2)	10,292 (25.8)	7,997 (26.7)	22,590 (49.0)
1036	1036	111,680 (28.5)	44,924 (32.9)	59,544 (31.3)	7,211 (11.1)	5,520 (91.3)	7,859 (68.7)	57,418 (22.3)	10,292 (25.8)	8,001 (26.8)	22,590 (49.0)
1037	1037	112,152 (28.6)	45,165 (33.1)	59,627 (31.4)	7,361 (11.3)	5,520 (91.3)	7,859 (68.7)	57,787 (22.4)	10,292 (25.8)	8,022 (26.8)	22,673 (49.2)
1038	1038	112,243 (28.7)	45,231 (33.2)	59,627 (31.4)	7,386 (11.4)	5,520 (91.3)	7,859 (68.7)	57,817 (22.4)	10,292 (25.8)	8,022 (26.8)	22,733 (49.3)
1039	1039	112,506 (28.7)	45,292 (33.2)	59,814 (31.5)	7,400 (11.4)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	58,012 (22.5)	10,295 (25.8)	8,083 (27.0)	22,733 (49.3)
1040	1040	113,508 (29.0)	45,607 (33.4)	60,359 (31.8)	7,541 (11.6)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	58,660 (22.7)	10,419 (26.1)	8,229 (27.5)	22,817 (49.5)
1041	1041	113,675 (29.0)	45,664 (33.5)	60,470 (31.8)	7,541 (11.6)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	58,771 (22.8)	10,419 (26.1)	8,279 (27.7)	22,823 (49.5)
1042	1042	113,730 (29.1)	45,664 (33.5)	60,470 (31.8)	7,596 (11.7)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	58,787 (22.8)	10,458 (26.2)	8,279 (27.7)	22,823 (49.5)
1043	1043	113,891 (29.1)	45,817 (33.6)	60,473 (31.8)	7,600 (11.7)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	58,850 (22.8)	10,547 (26.4)	8,282 (27.7)	22,829 (49.5)

1044	1044	113,958 (29.1)	45,863 (33.6)	60,473 (31.8)	7,622 (11.7)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	58,868 (22.8)	10,547 (26.4)	8,286 (27.7)	22,875 (49.6)
1045	1045	114,566 (29.3)	46,210 (33.9)	60,715 (31.9)	7,641 (11.8)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	59,476 (23.1)	10,547 (26.4)	8,286 (27.7)	22,875 (49.6)
1046	1046	114,783 (29.3)	46,252 (33.9)	60,786 (32.0)	7,745 (11.9)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	59,682 (23.1)	10,547 (26.4)	8,297 (27.7)	22,875 (49.6)
1047	1047	114,805 (29.3)	46,260 (33.9)	60,790 (32.0)	7,754 (11.9)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	59,704 (23.1)	10,547 (26.4)	8,297 (27.7)	22,875 (49.6)
1048	1048	114,807 (29.3)	46,260 (33.9)	60,790 (32.0)	7,756 (11.9)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	59,706 (23.1)	10,547 (26.4)	8,297 (27.7)	22,875 (49.6)
1049	1049	114,955 (29.4)	46,405 (34.0)	60,790 (32.0)	7,760 (11.9)	5,520 (91.3)	7,863 (68.7)	59,780 (23.2)	10,547 (26.4)	8,371 (28.0)	22,875 (49.6)
1050	1050	125,795 (32.1)	49,110 (36.0)	68,472 (36.0)	8,212 (12.6)	6,047 (100.0)	10,090 (88.2)	66,462 (25.8)	11,076 (27.7)	8,890 (29.7)	23,228 (50.4)
1051	1051	125,868 (32.2)	49,110 (36.0)	68,546 (36.1)	8,212 (12.6)		10,090 (88.2)	66,536 (25.8)	11,076 (27.7)	8,890 (29.7)	23,228 (50.4)
1052	1052	125,904 (32.2)	49,110 (36.0)	68,550 (36.1)	8,243 (12.7)		10,090 (88.2)	66,549 (25.8)	11,080 (27.7)	8,904 (29.8)	23,232 (50.4)
1053	1053	126,195 (32.2)	49,162 (36.0)	68,655 (36.1)	8,378 (12.9)		10,094 (88.2)	66,784 (25.9)	11,080 (27.7)	8,954 (29.9)	23,236 (50.4)
1054	1059	127,107 (32.5)	49,374 (36.2)	69,211 (36.4)	8,521 (13.1)		10,103 (88.3)	67,482 (26.2)	11,096 (27.8)	9,116 (30.5)	23,263 (50.5)
1060	1069	130,270 (33.3)	50,132 (36.8)	71,053 (37.4)	9,085 (14.0)		10,111 (88.4)	69,544 (27.0)	11,313 (28.3)	9,692 (32.4)	23,562 (51.1)
1070	1079	134,193 (34.3)	51,398 (37.7)	73,328 (38.6)	9,467 (14.6)		10,119 (88.4)	72,418 (28.1)	11,567 (29.0)	10,187 (34.1)	23,855 (51.7)
1080	1089	136,262 (34.8)	51,768 (38.0)	74,077 (39.0)	10,417 (16.0)		10,137 (88.6)	73,656 (28.5)	11,805 (29.6)	10,426 (34.9)	24,190 (52.5)
1090	1099	138,098 (35.3)	52,651 (38.6)	74,677 (39.3)	10,770 (16.6)		10,154 (88.7)	75,303 (29.2)	11,895 (29.8)	10,499 (35.1)	24,200 (52.5)
1100	1109	148,869 (38.0)	57,521 (42.2)	79,266 (41.7)	12,081 (18.6)		10,989 (96.0)	82,089 (31.8)	13,180 (33.0)	11,337 (37.9)	25,227 (54.7)
1110	1119	150,508 (38.4)	57,872 (42.4)	79,997 (42.1)	12,639 (19.4)		10,989 (96.0)	83,071 (32.2)	13,494 (33.8)	11,498 (38.4)	25,409 (55.1)
1120	1129	153,260 (39.1)	58,296 (42.7)	81,931 (43.1)	13,033 (20.0)		11,075 (96.8)	84,875 (32.9)	13,860 (34.7)	11,686 (39.1)	25,716 (55.8)
1130	1139	156,317 (39.9)	59,488 (43.6)	83,168 (43.8)	13,662 (21.0)		11,077 (96.8)	87,480 (33.9)	13,884 (34.8)	11,914 (39.8)	25,916 (56.2)
1140	1149	159,313 (40.7)	60,343 (44.2)	84,930 (44.7)	14,040 (21.6)		11,077 (96.8)	89,681 (34.8)	14,066 (35.2)	12,156 (40.6)	26,286 (57.0)
1150	1159	163,017 (41.6)	61,977 (45.4)	86,375 (45.4)	14,665 (22.6)		11,183 (97.7)	92,269 (35.8)	14,630 (36.6)	12,284 (41.1)	26,603 (57.7)

1160	1169	165,463 (42.3)	62,566 (45.9)	87,801 (46.2)	15,096 (23.2)		11,183 (97.7)	94,288 (36.5)	14,799 (37.0)	12,412 (41.5)	26,734 (58.0)
1170	1179	167,186 (42.7)	63,160 (46.3)	88,522 (46.6)	15,504 (23.8)		11,183 (97.7)	95,504 (37.0)	14,898 (37.3)	12,576 (42.0)	26,978 (58.5)
1180	1189	168,772 (43.1)	63,748 (46.7)	89,383 (47.0)	15,641 (24.1)		11,188 (97.8)	96,759 (37.5)	14,987 (37.5)	12,648 (42.3)	27,142 (58.9)
1190	1199	172,322 (44.0)	64,706 (47.4)	90,899 (47.8)	16,716 (25.7)		11,196 (97.9)	99,622 (38.6)	15,164 (38.0)	12,789 (42.8)	27,504 (59.7)
1200	1299	207,227 (52.9)	76,467 (56.1)	106,917 (56.2)	23,843 (36.7)		11,285 (98.6)	125,440 (48.6)	18,310 (45.8)	14,978 (50.1)	31,166 (67.6)
1300	1399	235,471 (60.1)	83,881 (61.5)	120,253 (63.3)	31,337 (48.2)		11,427 (99.9)	147,090 (57.0)	20,387 (51.0)	17,070 (57.1)	33,450 (72.5)
1400	1499	261,985 (66.9)	91,481 (67.1)	134,081 (70.5)	36,423 (56.0)		11,432 (99.9)	168,915 (65.5)	21,716 (54.4)	18,625 (62.3)	35,250 (76.5)
1500	1599	285,797 (73.0)	98,888 (72.5)	145,207 (76.4)	41,701 (64.1)		11,432 (99.9)	186,076 (72.1)	24,308 (60.9)	21,118 (70.6)	36,815 (79.8)
1600	1699	302,350 (77.2)	104,128 (76.3)	152,622 (80.3)	45,599 (70.1)		11,432 (99.9)	198,280 (76.8)	25,568 (64.0)	22,624 (75.6)	38,398 (83.3)
1700	1799	314,524 (80.3)	108,095 (79.2)	158,354 (83.3)	48,074 (74.0)		11,432 (99.9)	207,376 (80.4)	26,211 (65.6)	23,468 (78.5)	39,989 (86.7)
1800	1899	325,318 (83.1)	112,287 (82.3)	162,789 (85.6)	50,242 (77.3)		11,432 (99.9)	215,935 (83.7)	27,258 (68.2)	23,956 (80.1)	40,690 (88.2)
1900	1999	334,966 (85.6)	115,538 (84.7)	166,986 (87.9)	52,442 (80.7)		11,432 (99.9)	222,146 (86.1)	28,508 (71.4)	25,495 (85.2)	41,338 (89.7)
2000		391,484 (100.0)	136,400 (100.0)	190,078 (100.0)	65,006 (100.0)		11,442 (100.0)	258,029 (100.0)	39,947 (100.0)	29,911 (100.0)	46,108 (100.0)
月平均賃金額		204,692	192,021	194,784	260,251	36,867	62,928	217,154	243,922	210,840	154,166
時間当平均賃金額		1,498	1,518	1,446	1,610	978	1,011	1,520	1,710	1,518	1,372
月一人当たり労働時間		134	128	128	161	38	62	142	140	135	114
第1・20分位数		953	953	954	1,000	953	953	960	953	953	892
第1・10分位数		960	960	960	1,030	953	960	980	965	960	953
第1・4分位数		1,008	1,000	1,000	1,195	960	970	1,050	1,029	1,020	980
中位数		1,251	1,203	1,213	1,423	960	1,000	1,312	1,385	1,296	1,050
四分位偏差係数		0.2530	0.2764	0.2403	0.2207	0.0208	0.0400	0.2317	0.3986	0.2535	0.2205

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

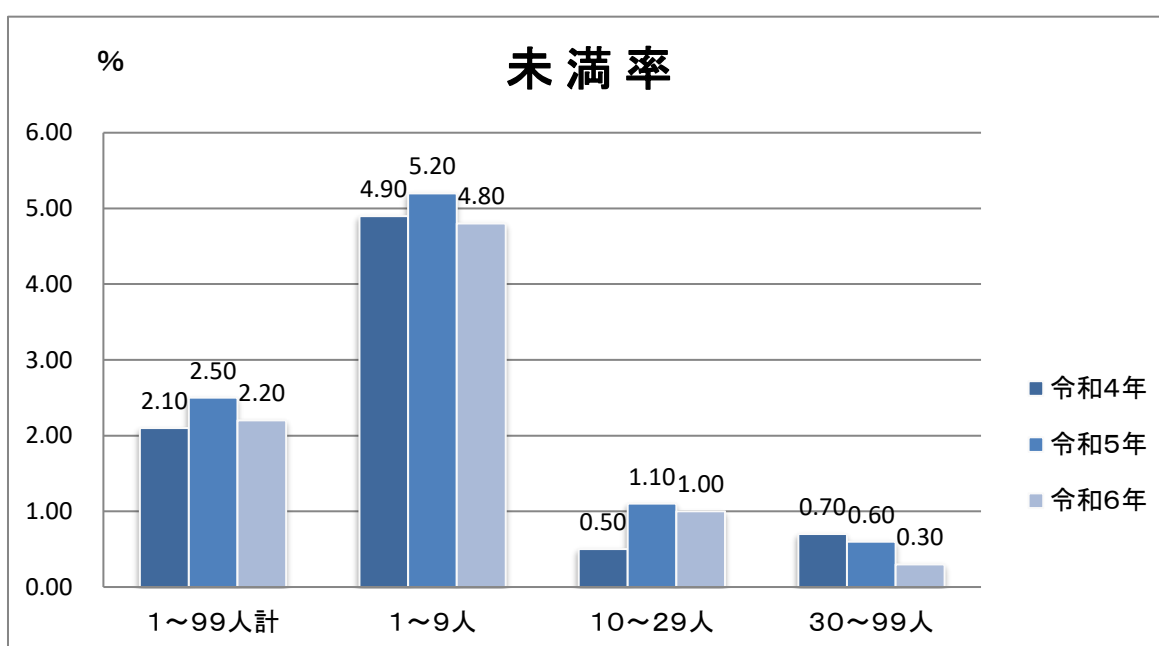
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和4年	880	890	950	1,132	2.1
令和5年	911	920	980	1,197	2.5
令和6年	953	960	1,008	1,251	2.2
対前年増減額	42	40	28	54	
対前年増減率%	4.61	4.35	2.86	4.51	△ 0.3

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数(円)			第1・10分位数(円)			未満率%		
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
1~99人計	880	911	953	890	920	960	2.1	2.5	2.2
1~9人	879	904	953	880	920	960	4.9	5.2	4.8
10~29人	880	911	954	900	920	960	0.5	1.1	1.0
30~99人	880	920	1,000	900	950	1,030	0.7	0.6	0.3



総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、年齢別表）

令和6年度 基礎調査 総括表

産業：対象産業全て

就業形態：一般

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30人以上	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	266,573	91,992	116,565	58,017	449	2,143	194,164	28,932	19,327	21,559
円	6,305	4,407	1,744	155		147	2,808	409	569	2,373
- 942	(2.4)	(4.8)	(1.5)	(0.3)		(6.8)	(1.4)	(1.4)	(2.9)	(11.0)
943 - 943	6,305 (2.4)	4,407 (4.8)	1,744 (1.5)	155 (0.3)		147 (6.8)	2,808 (1.4)	409 (1.4)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
944 - 944	6,314 (2.4)	4,416 (4.8)	1,744 (1.5)	155 (0.3)		147 (6.8)	2,817 (1.5)	409 (1.4)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
945 - 945	6,314 (2.4)	4,416 (4.8)	1,744 (1.5)	155 (0.3)		147 (6.8)	2,817 (1.5)	409 (1.4)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
946 - 946	6,321 (2.4)	4,416 (4.8)	1,744 (1.5)	162 (0.3)		147 (6.8)	2,817 (1.5)	416 (1.4)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
947 - 947	6,321 (2.4)	4,416 (4.8)	1,744 (1.5)	162 (0.3)		147 (6.8)	2,817 (1.5)	416 (1.4)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
948 - 948	6,321 (2.4)	4,416 (4.8)	1,744 (1.5)	162 (0.3)		147 (6.8)	2,817 (1.5)	416 (1.4)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
949 - 949	6,321 (2.4)	4,416 (4.8)	1,744 (1.5)	162 (0.3)		147 (6.8)	2,817 (1.5)	416 (1.4)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
950 - 950	6,328 (2.4)	4,423 (4.8)	1,744 (1.5)	162 (0.3)		147 (6.8)	2,817 (1.5)	423 (1.5)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
951 - 951	6,404 (2.4)	4,423 (4.8)	1,820 (1.6)	162 (0.3)		147 (6.8)	2,893 (1.5)	423 (1.5)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
952 - 952	6,475 (2.4)	4,494 (4.9)	1,820 (1.6)	162 (0.3)		147 (6.8)	2,964 (1.5)	423 (1.5)	569 (2.9)	2,373 (11.0)
953 - 953	9,215 (3.5)	6,034 (6.6)	2,601 (2.2)	581 (1.0)	108 (24.1)	147 (6.8)	4,206 (2.2)	1,153 (4.0)	603 (3.1)	2,999 (13.9)
954 - 954	10,101 (3.8)	6,155 (6.7)	3,364 (2.9)	581 (1.0)	214 (47.7)	358 (16.7)	4,490 (2.3)	1,331 (4.6)	709 (3.7)	2,999 (13.9)
955 - 955	10,306 (3.9)	6,356 (6.9)	3,369 (2.9)	581 (1.0)	214 (47.7)	358 (16.7)	4,590 (2.4)	1,422 (4.9)	713 (3.7)	3,009 (14.0)
956 - 956	10,529 (3.9)	6,356 (6.9)	3,588 (3.1)	585 (1.0)	214 (47.7)	358 (16.7)	4,600 (2.4)	1,636 (5.7)	713 (3.7)	3,009 (14.0)
957 - 957	10,529 (3.9)	6,356 (6.9)	3,588 (3.1)	585 (1.0)	214 (47.7)	358 (16.7)	4,600 (2.4)	1,636 (5.7)	713 (3.7)	3,009 (14.0)
958 - 958	10,534 (4.0)	6,356 (6.9)	3,588 (3.1)	590 (1.0)	214 (47.7)	358 (16.7)	4,600 (2.4)	1,640 (5.7)	713 (3.7)	3,009 (14.0)
959 - 959	10,776 (4.0)	6,356 (6.9)	3,826 (3.3)	594 (1.0)	214 (47.7)	358 (16.7)	4,836 (2.5)	1,645 (5.7)	713 (3.7)	3,011 (14.0)

960 - 960	13,202 (5.0)	8,158 (8.9)	4,367 (3.7)	677 (1.2)	214 (47.7)	360 (16.8)	6,633 (3.4)	1,823 (6.3)	721 (3.7)	3,452 (16.0)
961 - 961	13,364 (5.0)	8,158 (8.9)	4,449 (3.8)	757 (1.3)	214 (47.7)	360 (16.8)	6,715 (3.5)	1,823 (6.3)	800 (4.1)	3,452 (16.0)
962 - 962	13,582 (5.1)	8,158 (8.9)	4,667 (4.0)	757 (1.3)	214 (47.7)	574 (26.8)	6,719 (3.5)	1,823 (6.3)	800 (4.1)	3,452 (16.0)
963 - 963	13,604 (5.1)	8,158 (8.9)	4,689 (4.0)	757 (1.3)	214 (47.7)	574 (26.8)	6,735 (3.5)	1,823 (6.3)	800 (4.1)	3,459 (16.0)
964 - 964	13,837 (5.2)	8,165 (8.9)	4,915 (4.2)	757 (1.3)	214 (47.7)	574 (26.8)	6,962 (3.6)	1,826 (6.3)	800 (4.1)	3,461 (16.1)
965 - 965	14,032 (5.3)	8,253 (9.0)	5,004 (4.3)	774 (1.3)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,157 (3.7)	1,826 (6.3)	800 (4.1)	3,461 (16.1)
966 - 966	14,032 (5.3)	8,253 (9.0)	5,004 (4.3)	774 (1.3)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,157 (3.7)	1,826 (6.3)	800 (4.1)	3,461 (16.1)
967 - 967	14,130 (5.3)	8,265 (9.0)	5,091 (4.4)	774 (1.3)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,255 (3.7)	1,826 (6.3)	800 (4.1)	3,461 (16.1)
968 - 968	14,169 (5.3)	8,265 (9.0)	5,091 (4.4)	814 (1.4)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,294 (3.8)	1,826 (6.3)	800 (4.1)	3,461 (16.1)
969 - 969	14,169 (5.3)	8,265 (9.0)	5,091 (4.4)	814 (1.4)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,294 (3.8)	1,826 (6.3)	800 (4.1)	3,461 (16.1)
970 - 970	14,848 (5.6)	8,425 (9.2)	5,582 (4.8)	841 (1.4)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,689 (4.0)	1,925 (6.7)	891 (4.6)	3,555 (16.5)
971 - 971	14,848 (5.6)	8,425 (9.2)	5,582 (4.8)	841 (1.4)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,689 (4.0)	1,925 (6.7)	891 (4.6)	3,555 (16.5)
972 972	14,850 (5.6)	8,425 (9.2)	5,582 (4.8)	843 (1.5)	214 (47.7)	574 (26.8)	7,689 (4.0)	1,925 (6.7)	893 (4.6)	3,555 (16.5)
973 973	15,156 (5.7)	8,425 (9.2)	5,885 (5.0)	845 (1.5)	214 (47.7)	787 (36.7)	7,695 (4.0)	1,925 (6.7)	893 (4.6)	3,641 (16.9)
974 974	15,317 (5.7)	8,514 (9.3)	5,955 (5.1)	849 (1.5)	214 (47.7)	791 (36.9)	7,697 (4.0)	1,925 (6.7)	893 (4.6)	3,796 (17.6)
975 975	15,528 (5.8)	8,718 (9.5)	5,961 (5.1)	849 (1.5)	214 (47.7)	791 (36.9)	7,709 (4.0)	1,925 (6.7)	893 (4.6)	3,995 (18.5)
976 976	15,528 (5.8)	8,718 (9.5)	5,961 (5.1)	849 (1.5)	214 (47.7)	791 (36.9)	7,709 (4.0)	1,925 (6.7)	893 (4.6)	3,995 (18.5)
977 977	15,635 (5.9)	8,821 (9.6)	5,965 (5.1)	849 (1.5)	214 (47.7)	791 (36.9)	7,812 (4.0)	1,925 (6.7)	897 (4.6)	3,995 (18.5)
978 978	15,637 (5.9)	8,821 (9.6)	5,965 (5.1)	851 (1.5)	214 (47.7)	794 (37.0)	7,812 (4.0)	1,925 (6.7)	897 (4.6)	3,995 (18.5)
979 979	15,637 (5.9)	8,821 (9.6)	5,965 (5.1)	851 (1.5)	214 (47.7)	794 (37.0)	7,812 (4.0)	1,925 (6.7)	897 (4.6)	3,995 (18.5)
980 980	16,595 (6.2)	9,603 (10.4)	5,970 (5.1)	1,023 (1.8)	214 (47.7)	794 (37.0)	8,427 (4.3)	2,212 (7.6)	926 (4.8)	4,023 (18.7)

981	981	16,689 (6.3)	9,603 (10.4)	5,975 (5.1)	1,111 (1.9)	214 (47.7)	794 (37.0)	8,517 (4.4)	2,212 (7.6)	930 (4.8)	4,023 (18.7)
982	982	17,098 (6.4)	9,999 (10.9)	5,975 (5.1)	1,123 (1.9)	214 (47.7)	976 (45.5)	8,517 (4.4)	2,359 (8.2)	1,004 (5.2)	4,028 (18.7)
983	983	17,757 (6.7)	10,167 (11.1)	6,460 (5.5)	1,129 (1.9)	214 (47.7)	1,061 (49.5)	9,037 (4.7)	2,359 (8.2)	1,057 (5.5)	4,028 (18.7)
984	984	17,845 (6.7)	10,256 (11.1)	6,460 (5.5)	1,129 (1.9)	214 (47.7)	1,061 (49.5)	9,037 (4.7)	2,359 (8.2)	1,057 (5.5)	4,116 (19.1)
985	985	18,375 (6.9)	10,579 (11.5)	6,666 (5.7)	1,129 (1.9)	214 (47.7)	1,061 (49.5)	9,567 (4.9)	2,359 (8.2)	1,057 (5.5)	4,116 (19.1)
986	986	18,521 (6.9)	10,721 (11.7)	6,666 (5.7)	1,133 (2.0)	214 (47.7)	1,061 (49.5)	9,713 (5.0)	2,359 (8.2)	1,057 (5.5)	4,116 (19.1)
987	987	18,753 (7.0)	10,855 (11.8)	6,758 (5.8)	1,140 (2.0)	214 (47.7)	1,064 (49.6)	9,855 (5.1)	2,359 (8.2)	1,057 (5.5)	4,205 (19.5)
988	988	19,207 (7.2)	10,859 (11.8)	7,168 (6.1)	1,180 (2.0)	214 (47.7)	1,064 (49.6)	10,070 (5.2)	2,426 (8.4)	1,060 (5.5)	4,373 (20.3)
989	989	19,219 (7.2)	10,867 (11.8)	7,168 (6.1)	1,184 (2.0)	214 (47.7)	1,064 (49.6)	10,077 (5.2)	2,430 (8.4)	1,060 (5.5)	4,373 (20.3)
990	990	19,522 (7.3)	11,036 (12.0)	7,303 (6.3)	1,184 (2.0)	214 (47.7)	1,064 (49.6)	10,212 (5.3)	2,518 (8.7)	1,142 (5.9)	4,373 (20.3)
991	991	19,656 (7.4)	11,036 (12.0)	7,303 (6.3)	1,318 (2.3)	214 (47.7)	1,064 (49.6)	10,346 (5.3)	2,518 (8.7)	1,142 (5.9)	4,373 (20.3)
992	992	19,742 (7.4)	11,036 (12.0)	7,388 (6.3)	1,318 (2.3)	214 (47.7)	1,064 (49.6)	10,431 (5.4)	2,518 (8.7)	1,142 (5.9)	4,373 (20.3)
993	993	19,744 (7.4)	11,036 (12.0)	7,388 (6.3)	1,320 (2.3)	214 (47.7)	1,064 (49.6)	10,433 (5.4)	2,518 (8.7)	1,142 (5.9)	4,373 (20.3)
994	994	19,998 (7.5)	11,097 (12.1)	7,560 (6.5)	1,341 (2.3)	214 (47.7)	1,072 (50.0)	10,504 (5.4)	2,521 (8.7)	1,142 (5.9)	4,545 (21.1)
995	995	20,128 (7.6)	11,097 (12.1)	7,690 (6.6)	1,341 (2.3)	214 (47.7)	1,072 (50.0)	10,549 (5.4)	2,607 (9.0)	1,142 (5.9)	4,545 (21.1)
996	996	20,132 (7.6)	11,097 (12.1)	7,694 (6.6)	1,341 (2.3)	214 (47.7)	1,072 (50.0)	10,553 (5.4)	2,607 (9.0)	1,142 (5.9)	4,545 (21.1)
997	997	20,339 (7.6)	11,097 (12.1)	7,897 (6.8)	1,346 (2.3)	214 (47.7)	1,072 (50.0)	10,760 (5.5)	2,607 (9.0)	1,142 (5.9)	4,545 (21.1)
998	998	20,350 (7.6)	11,097 (12.1)	7,903 (6.8)	1,350 (2.3)	214 (47.7)	1,072 (50.0)	10,770 (5.5)	2,607 (9.0)	1,142 (5.9)	4,545 (21.1)
999	999	20,401 (7.7)	11,097 (12.1)	7,955 (6.8)	1,350 (2.3)	214 (47.7)	1,072 (50.0)	10,818 (5.6)	2,611 (9.0)	1,142 (5.9)	4,545 (21.1)
1000	1000	28,698 (10.8)	16,803 (18.3)	10,173 (8.7)	1,722 (3.0)	449 (100.0)	1,189 (55.5)	15,214 (7.8)	3,042 (10.5)	1,508 (7.8)	7,296 (33.8)
1001	1001	29,298 (11.0)	17,267 (18.8)	10,310 (8.8)	1,722 (3.0)		1,189 (55.5)	15,714 (8.1)	3,109 (10.7)	1,542 (8.0)	7,296 (33.8)

1002	1002	29,554 (11.1)	17,273 (18.8)	10,512 (9.0)	1,769 (3.0)		1,189 (55.5)	15,925 (8.2)	3,109 (10.7)	1,553 (8.0)	7,329 (34.0)
1003	1003	29,616 (11.1)	17,273 (18.8)	10,569 (9.1)	1,773 (3.1)		1,189 (55.5)	15,987 (8.2)	3,109 (10.7)	1,553 (8.0)	7,329 (34.0)
1004	1004	29,672 (11.1)	17,273 (18.8)	10,606 (9.1)	1,793 (3.1)		1,189 (55.5)	16,027 (8.3)	3,113 (10.8)	1,553 (8.0)	7,341 (34.1)
1005	1005	29,683 (11.1)	17,273 (18.8)	10,609 (9.1)	1,801 (3.1)		1,189 (55.5)	16,039 (8.3)	3,113 (10.8)	1,553 (8.0)	7,341 (34.1)
1006	1006	30,012 (11.3)	17,347 (18.9)	10,859 (9.3)	1,807 (3.1)		1,189 (55.5)	16,355 (8.4)	3,123 (10.8)	1,553 (8.0)	7,343 (34.1)
1007	1007	30,017 (11.3)	17,347 (18.9)	10,859 (9.3)	1,811 (3.1)		1,189 (55.5)	16,355 (8.4)	3,128 (10.8)	1,553 (8.0)	7,343 (34.1)
1008	1008	31,074 (11.7)	17,549 (19.1)	11,713 (10.0)	1,811 (3.1)		1,189 (55.5)	17,210 (8.9)	3,128 (10.8)	1,756 (9.1)	7,343 (34.1)
1009	1009	31,310 (11.7)	17,549 (19.1)	11,911 (10.2)	1,850 (3.2)		1,189 (55.5)	17,446 (9.0)	3,128 (10.8)	1,756 (9.1)	7,343 (34.1)
1010	1010	31,941 (12.0)	17,552 (19.1)	12,260 (10.5)	2,129 (3.7)		1,191 (55.6)	18,059 (9.3)	3,130 (10.8)	1,769 (9.2)	7,343 (34.1)
1011	1011	32,290 (12.1)	17,881 (19.4)	12,262 (10.5)	2,148 (3.7)		1,195 (55.8)	18,314 (9.4)	3,132 (10.8)	1,769 (9.2)	7,431 (34.5)
1012	1012	32,292 (12.1)	17,881 (19.4)	12,264 (10.5)	2,148 (3.7)		1,195 (55.8)	18,316 (9.4)	3,132 (10.8)	1,769 (9.2)	7,431 (34.5)
1013	1013	32,502 (12.2)	17,881 (19.4)	12,473 (10.7)	2,148 (3.7)		1,195 (55.8)	18,320 (9.4)	3,238 (11.2)	1,769 (9.2)	7,530 (34.9)
1014	1014	32,690 (12.3)	18,019 (19.6)	12,516 (10.7)	2,156 (3.7)		1,210 (56.4)	18,445 (9.5)	3,238 (11.2)	1,819 (9.4)	7,530 (34.9)
1015	1015	32,839 (12.3)	18,019 (19.6)	12,516 (10.7)	2,305 (4.0)		1,210 (56.4)	18,481 (9.5)	3,293 (11.4)	1,832 (9.5)	7,574 (35.1)
1016	1016	32,839 (12.3)	18,019 (19.6)	12,516 (10.7)	2,305 (4.0)		1,210 (56.4)	18,481 (9.5)	3,293 (11.4)	1,832 (9.5)	7,574 (35.1)
1017	1017	33,162 (12.4)	18,019 (19.6)	12,829 (11.0)	2,313 (4.0)		1,344 (62.7)	18,610 (9.6)	3,293 (11.4)	1,832 (9.5)	7,634 (35.4)
1018	1018	33,268 (12.5)	18,021 (19.6)	12,927 (11.1)	2,320 (4.0)		1,344 (62.7)	18,716 (9.6)	3,293 (11.4)	1,832 (9.5)	7,634 (35.4)
1019	1019	33,377 (12.5)	18,121 (19.7)	12,932 (11.1)	2,325 (4.0)		1,348 (62.9)	18,766 (9.7)	3,345 (11.6)	1,835 (9.5)	7,634 (35.4)
1020	1020	33,988 (12.7)	18,197 (19.8)	13,272 (11.4)	2,519 (4.3)		1,348 (62.9)	19,159 (9.9)	3,370 (11.6)	1,846 (9.6)	7,816 (36.3)
1021	1021	34,187 (12.8)	18,197 (19.8)	13,273 (11.4)	2,717 (4.7)		1,352 (63.1)	19,354 (10.0)	3,370 (11.6)	1,846 (9.6)	7,816 (36.3)
1022	1022	34,575 (13.0)	18,361 (20.0)	13,422 (11.5)	2,792 (4.8)		1,417 (66.1)	19,489 (10.0)	3,373 (11.7)	1,933 (10.0)	7,916 (36.7)

1023	1023	35,095 (13.2)	18,361 (20.0)	13,934 (12.0)	2,800 (4.8)		1,504 (70.2)	19,921 (10.3)	3,373 (11.7)	1,933 (10.0)	7,916 (36.7)
1024	1024	35,310 (13.2)	18,464 (20.1)	13,934 (12.0)	2,911 (5.0)		1,504 (70.2)	20,135 (10.4)	3,373 (11.7)	1,933 (10.0)	7,916 (36.7)
1025	1025	35,467 (13.3)	18,506 (20.1)	13,998 (12.0)	2,963 (5.1)		1,504 (70.2)	20,225 (10.4)	3,397 (11.7)	1,933 (10.0)	7,959 (36.9)
1026	1026	35,753 (13.4)	18,572 (20.2)	14,213 (12.2)	2,968 (5.1)		1,504 (70.2)	20,442 (10.5)	3,463 (12.0)	1,935 (10.0)	7,959 (36.9)
1027	1027	35,866 (13.5)	18,572 (20.2)	14,292 (12.3)	3,002 (5.2)		1,504 (70.2)	20,545 (10.6)	3,463 (12.0)	1,946 (10.1)	7,959 (36.9)
1028	1028	36,043 (13.5)	18,745 (20.4)	14,295 (12.3)	3,002 (5.2)		1,504 (70.2)	20,635 (10.6)	3,463 (12.0)	2,024 (10.5)	7,967 (37.0)
1029	1029	36,420 (13.7)	19,069 (20.7)	14,295 (12.3)	3,056 (5.3)		1,504 (70.2)	20,689 (10.7)	3,787 (13.1)	2,024 (10.5)	7,967 (37.0)
1030	1030	37,080 (13.9)	19,344 (21.0)	14,333 (12.3)	3,404 (5.9)		1,504 (70.2)	21,010 (10.8)	3,802 (13.1)	2,193 (11.3)	8,123 (37.7)
1031	1031	37,292 (14.0)	19,344 (21.0)	14,418 (12.4)	3,531 (6.1)		1,504 (70.2)	21,222 (10.9)	3,802 (13.1)	2,193 (11.3)	8,123 (37.7)
1032	1032	37,390 (14.0)	19,441 (21.1)	14,418 (12.4)	3,531 (6.1)		1,504 (70.2)	21,229 (10.9)	3,802 (13.1)	2,193 (11.3)	8,213 (38.1)
1033	1033	37,449 (14.0)	19,441 (21.1)	14,430 (12.4)	3,577 (6.2)		1,544 (72.0)	21,245 (10.9)	3,802 (13.1)	2,196 (11.4)	8,213 (38.1)
1034	1034	37,449 (14.0)	19,441 (21.1)	14,430 (12.4)	3,577 (6.2)		1,544 (72.0)	21,245 (10.9)	3,802 (13.1)	2,196 (11.4)	8,213 (38.1)
1035	1035	37,461 (14.1)	19,441 (21.1)	14,434 (12.4)	3,586 (6.2)		1,544 (72.0)	21,257 (10.9)	3,802 (13.1)	2,196 (11.4)	8,213 (38.1)
1036	1036	37,476 (14.1)	19,446 (21.1)	14,441 (12.4)	3,590 (6.2)		1,544 (72.0)	21,269 (11.0)	3,802 (13.1)	2,200 (11.4)	8,213 (38.1)
1037	1037	37,762 (14.2)	19,602 (21.3)	14,441 (12.4)	3,719 (6.4)		1,544 (72.0)	21,554 (11.1)	3,802 (13.1)	2,200 (11.4)	8,213 (38.1)
1038	1038	37,852 (14.2)	19,668 (21.4)	14,441 (12.4)	3,743 (6.5)		1,544 (72.0)	21,584 (11.1)	3,802 (13.1)	2,200 (11.4)	8,274 (38.4)
1039	1039	38,115 (14.3)	19,729 (21.4)	14,629 (12.5)	3,758 (6.5)		1,548 (72.2)	21,779 (11.2)	3,805 (13.2)	2,261 (11.7)	8,274 (38.4)
1040	1040	38,312 (14.4)	19,799 (21.5)	14,725 (12.6)	3,788 (6.5)		1,548 (72.2)	21,888 (11.3)	3,805 (13.2)	2,265 (11.7)	8,357 (38.8)
1041	1041	38,410 (14.4)	19,849 (21.6)	14,773 (12.7)	3,788 (6.5)		1,548 (72.2)	21,936 (11.3)	3,805 (13.2)	2,315 (12.0)	8,357 (38.8)
1042	1042	38,425 (14.4)	19,849 (21.6)	14,773 (12.7)	3,804 (6.6)		1,548 (72.2)	21,951 (11.3)	3,805 (13.2)	2,315 (12.0)	8,357 (38.8)
1043	1043	38,521 (14.5)	19,938 (21.7)	14,776 (12.7)	3,808 (6.6)		1,548 (72.2)	21,955 (11.3)	3,894 (13.5)	2,318 (12.0)	8,357 (38.8)

1044	1044	38,575 (14.5)	19,983 (21.7)	14,776 (12.7)	3,816 (6.6)		1,548 (72.2)	21,960 (11.3)	3,894 (13.5)	2,322 (12.0)	8,403 (39.0)
1045	1045	39,135 (14.7)	20,331 (22.1)	14,969 (12.8)	3,834 (6.6)		1,548 (72.2)	22,520 (11.6)	3,894 (13.5)	2,322 (12.0)	8,403 (39.0)
1046	1046	39,352 (14.8)	20,373 (22.1)	15,041 (12.9)	3,939 (6.8)		1,548 (72.2)	22,725 (11.7)	3,894 (13.5)	2,333 (12.1)	8,403 (39.0)
1047	1047	39,374 (14.8)	20,381 (22.2)	15,045 (12.9)	3,948 (6.8)		1,548 (72.2)	22,747 (11.7)	3,894 (13.5)	2,333 (12.1)	8,403 (39.0)
1048	1048	39,376 (14.8)	20,381 (22.2)	15,045 (12.9)	3,950 (6.8)		1,548 (72.2)	22,749 (11.7)	3,894 (13.5)	2,333 (12.1)	8,403 (39.0)
1049	1049	39,450 (14.8)	20,452 (22.2)	15,045 (12.9)	3,953 (6.8)		1,548 (72.2)	22,749 (11.7)	3,894 (13.5)	2,407 (12.5)	8,403 (39.0)
1050	1050	41,311 (15.5)	21,231 (23.1)	15,843 (13.6)	4,238 (7.3)		1,554 (72.5)	24,297 (12.5)	4,060 (14.0)	2,544 (13.2)	8,408 (39.0)
1051	1051	41,385 (15.5)	21,231 (23.1)	15,916 (13.7)	4,238 (7.3)		1,554 (72.5)	24,371 (12.6)	4,060 (14.0)	2,544 (13.2)	8,408 (39.0)
1052	1052	41,420 (15.5)	21,231 (23.1)	15,920 (13.7)	4,269 (7.4)		1,554 (72.5)	24,384 (12.6)	4,064 (14.0)	2,558 (13.2)	8,412 (39.0)
1053	1053	41,711 (15.6)	21,283 (23.1)	16,025 (13.7)	4,403 (7.6)		1,558 (72.7)	24,619 (12.7)	4,064 (14.0)	2,608 (13.5)	8,415 (39.0)
1054	1059	42,234 (15.8)	21,489 (23.4)	16,284 (14.0)	4,461 (7.7)		1,566 (73.1)	25,054 (12.9)	4,079 (14.1)	2,670 (13.8)	8,415 (39.0)
1060	1069	43,610 (16.4)	22,120 (24.0)	16,775 (14.4)	4,715 (8.1)		1,574 (73.5)	26,063 (13.4)	4,107 (14.2)	2,861 (14.8)	8,555 (39.7)
1070	1079	45,726 (17.2)	22,620 (24.6)	18,080 (15.5)	5,027 (8.7)		1,582 (73.8)	27,551 (14.2)	4,313 (14.9)	3,025 (15.6)	8,806 (40.8)
1080	1089	47,445 (17.8)	22,985 (25.0)	18,511 (15.9)	5,948 (10.3)		1,601 (74.7)	28,465 (14.7)	4,548 (15.7)	3,250 (16.8)	9,133 (42.4)
1090	1099	48,925 (18.4)	23,770 (25.8)	18,954 (16.3)	6,201 (10.7)		1,618 (75.5)	29,811 (15.4)	4,631 (16.0)	3,284 (17.0)	9,133 (42.4)
1100	1109	55,626 (20.9)	26,878 (29.2)	21,798 (18.7)	6,950 (12.0)		1,697 (79.2)	34,786 (17.9)	5,445 (18.8)	3,759 (19.4)	9,490 (44.0)
1110	1119	56,907 (21.3)	27,187 (29.6)	22,336 (19.2)	7,384 (12.7)		1,697 (79.2)	35,641 (18.4)	5,562 (19.2)	3,886 (20.1)	9,672 (44.9)
1120	1129	59,182 (22.2)	27,496 (29.9)	23,922 (20.5)	7,764 (13.4)		1,783 (83.2)	37,234 (19.2)	5,746 (19.9)	4,074 (21.1)	9,896 (45.9)
1130	1139	61,999 (23.3)	28,675 (31.2)	24,960 (21.4)	8,363 (14.4)		1,785 (83.3)	39,748 (20.5)	5,768 (19.9)	4,171 (21.6)	10,078 (46.7)
1140	1149	64,444 (24.2)	29,530 (32.1)	26,271 (22.5)	8,643 (14.9)		1,785 (83.3)	41,696 (21.5)	5,940 (20.5)	4,361 (22.6)	10,213 (47.4)
1150	1159	66,586 (25.0)	30,315 (33.0)	27,085 (23.2)	9,186 (15.8)		1,891 (88.3)	43,196 (22.2)	6,259 (21.6)	4,489 (23.2)	10,303 (47.8)

1160	1169	68,830 (25.8)	30,895 (33.6)	28,392 (24.4)	9,543 (16.4)		1,891 (88.3)	45,200 (23.3)	6,337 (21.9)	4,577 (23.7)	10,376 (48.1)
1170	1179	70,381 (26.4)	31,401 (34.1)	29,069 (24.9)	9,911 (17.1)		1,891 (88.3)	46,279 (23.8)	6,429 (22.2)	4,730 (24.5)	10,603 (49.2)
1180	1189	71,709 (26.9)	31,826 (34.6)	29,853 (25.6)	10,030 (17.3)		1,896 (88.5)	47,441 (24.4)	6,438 (22.3)	4,802 (24.8)	10,683 (49.6)
1190	1199	75,127 (28.2)	32,784 (35.6)	31,286 (26.8)	11,057 (19.1)		1,904 (88.8)	50,179 (25.8)	6,607 (22.8)	4,943 (25.6)	11,045 (51.2)
1200	1299	101,116 (37.9)	40,069 (43.6)	43,420 (37.2)	17,627 (30.4)		1,993 (93.0)	71,046 (36.6)	8,756 (30.3)	6,607 (34.2)	12,265 (56.9)
1300	1399	126,061 (47.3)	46,199 (50.2)	54,872 (47.1)	24,989 (43.1)		2,136 (99.6)	90,948 (46.8)	10,643 (36.8)	8,386 (43.4)	13,499 (62.6)
1400	1499	150,529 (56.5)	53,021 (57.6)	67,496 (57.9)	30,012 (51.7)		2,140 (99.9)	111,566 (57.5)	11,890 (41.1)	9,507 (49.2)	14,977 (69.5)
1500	1599	171,573 (64.4)	59,625 (64.8)	77,035 (66.1)	34,912 (60.2)		2,140 (99.9)	127,560 (65.7)	14,179 (49.0)	11,699 (60.5)	15,546 (72.1)
1600	1699	186,052 (69.8)	64,416 (70.0)	82,931 (71.1)	38,706 (66.7)		2,140 (99.9)	138,475 (71.3)	15,370 (53.1)	12,983 (67.2)	16,635 (77.2)
1700	1799	197,800 (74.2)	68,144 (74.1)	88,491 (75.9)	41,165 (71.0)		2,140 (99.9)	147,422 (75.9)	16,013 (55.3)	13,729 (71.0)	18,047 (83.7)
1800	1899	207,688 (77.9)	71,641 (77.9)	92,718 (79.5)	43,329 (74.7)		2,140 (99.9)	155,465 (80.1)	16,975 (58.7)	14,217 (73.6)	18,442 (85.5)
1900	1999	216,873 (81.4)	74,687 (81.2)	96,711 (83.0)	45,475 (78.4)		2,140 (99.9)	161,515 (83.2)	18,192 (62.9)	15,513 (80.3)	19,064 (88.4)
2000		266,573 (100.0)	91,992 (100.0)	116,565 (100.0)	58,017 (100.0)		2,143 (100.0)	194,164 (100.0)	28,932 (100.0)	19,327 (100.0)	21,559 (100.0)
月平均賃金額		260,082	241,841	266,286	276,541	32,203	147,075	258,720	300,445	269,432	225,776
時間当平均賃金額		1,634	1,632	1,618	1,670	978	1,009	1,630	1,857	1,650	1,437
月一人当たり労働時間		161	154	164	167	32	146	162	161	163	156
第1・20分位数		961	953	973	1,024	953	914	986	956	982	662
第1・10分位数		1,000	980	1,008	1,083	953	954	1,022	1,000	1,022	892
第1・4分位数		1,160	1,090	1,180	1,252	954	962	1,193	1,238	1,196	1,000
中位数		1,428	1,394	1,429	1,483	1,000	994	1,428	1,624	1,500	1,193
四分位偏差係数		0.2293	0.2629	0.2117	0.2215	0.0230	0.0679	0.2048	0.3331	0.2360	0.2569

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

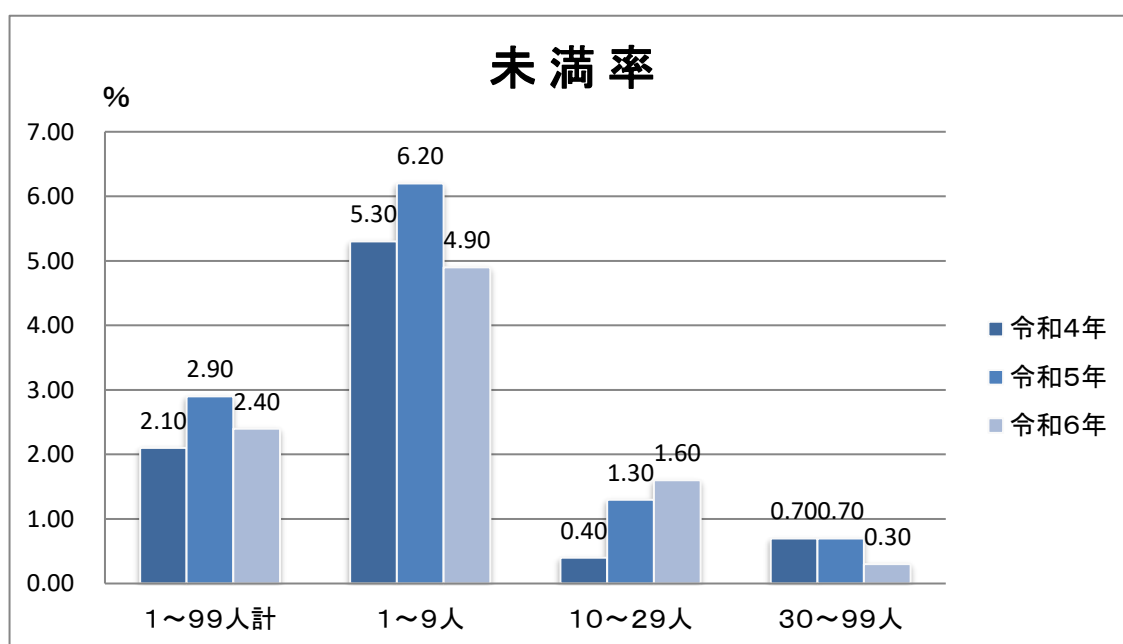
一般労働者分 (茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和4年	885	909	1,059	1,327	2.1
令和5年	915	953	1,119	1,380	2.9
令和6年	961	1,000	1,160	1,428	2.4
対前年増減額	46	47	41	48	
対前年増減率(%)	5.03	4.93	3.66	3.48	△ 0.5

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数(円)			第1・10分位数(円)			未満率%		
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
1~99人計	885	915	961	909	953	1,000	2.1	2.9	2.4
1~9人	860	852	953	900	920	980	5.3	6.2	4.9
10~29人	895	920	973	905	978	1,008	0.4	1.3	1.6
30~99人	940	950	1,024	994	1,005	1,083	0.7	0.7	0.3



総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、年齢別表）

令和6年度 基礎調査 総括表

産業：対象産業全て

就業形態：パート

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別						
		1～9人	10～29人	30人以上	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
計	124,911	44,409	73,513	6,989	5,599	9,299	63,865	11,016	10,584	24,549	
円	1,267	1,110	157				82	401	437	348	
-	942	(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
943 -	943	1,267	1,110	157			82	401	437	348	
		(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
944 -	944	1,267	1,110	157			82	401	437	348	
		(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
945 -	945	1,267	1,110	157			82	401	437	348	
		(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
946 -	946	1,267	1,110	157			82	401	437	348	
		(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
947 -	947	1,267	1,110	157			82	401	437	348	
		(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
948 -	948	1,267	1,110	157			82	401	437	348	
		(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
949 -	949	1,267	1,110	157			82	401	437	348	
		(1.0)	(2.5)	(0.2)			(0.1)	(3.6)	(4.1)	(1.4)	
950 -	950	2,268	2,049	162	57	157	618	405	510	579	
		(1.8)	(4.6)	(0.2)	(0.8)	(2.8)	(1.0)	(3.7)	(4.8)	(2.4)	
951 -	951	2,268	2,049	162	57	157	618	405	510	579	
		(1.8)	(4.6)	(0.2)	(0.8)	(2.8)	(1.0)	(3.7)	(4.8)	(2.4)	
952 -	952	2,317	2,098	162	57	157	658	405	519	579	
		(1.9)	(4.7)	(0.2)	(0.8)	(2.8)	(1.0)	(3.7)	(4.9)	(2.4)	
953 -	953	12,359	5,393	6,705	260	857	583	5,625	883	1,794	2,617
		(9.9)	(12.1)	(9.1)	(3.7)	(15.3)	(6.3)	(8.8)	(8.0)	(16.9)	(10.7)
954 -	954	12,860	5,886	6,709	265	857	583	5,973	958	1,872	2,617
		(10.3)	(13.3)	(9.1)	(3.8)	(15.3)	(6.3)	(9.4)	(8.7)	(17.7)	(10.7)
955 -	955	16,009	6,459	9,273	277	1,130	720	6,905	1,330	2,160	3,764
		(12.8)	(14.5)	(12.6)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(10.8)	(12.1)	(20.4)	(15.3)
956 -	956	16,722	6,532	9,913	277	1,130	720	7,191	1,543	2,160	3,978
		(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16.2)
957 -	957	16,722	6,532	9,913	277	1,130	720	7,191	1,543	2,160	3,978
		(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16.2)
958 -	958	16,735	6,532	9,927	277	1,130	720	7,204	1,543	2,160	3,978
		(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16.2)
959 -	959	16,735	6,532	9,927	277	1,130	720	7,204	1,543	2,160	3,978
		(13.4)	(14.7)	(13.5)	(4.0)	(20.2)	(7.7)	(11.3)	(14.0)	(20.4)	(16.2)

960 -	960	28,481 (22.8)	9,784 (22.0)	18,336 (24.9)	361 (5.2)	2,920 (52.2)	1,732 (18.6)	12,781 (20.0)	1,947 (17.7)	2,942 (27.8)	6,158 (25.1)
961 -	961	28,494 (22.8)	9,784 (22.0)	18,350 (25.0)	361 (5.2)	2,920 (52.2)	1,732 (18.6)	12,789 (20.0)	1,947 (17.7)	2,945 (27.8)	6,161 (25.1)
962 -	962	28,583 (22.9)	9,872 (22.2)	18,350 (25.0)	361 (5.2)	2,920 (52.2)	1,732 (18.6)	12,878 (20.2)	1,947 (17.7)	2,945 (27.8)	6,161 (25.1)
963 -	963	28,801 (23.1)	9,872 (22.2)	18,568 (25.3)	361 (5.2)	3,091 (55.2)	1,732 (18.6)	12,924 (20.2)	1,947 (17.7)	2,945 (27.8)	6,161 (25.1)
964 -	964	29,081 (23.3)	9,932 (22.4)	18,787 (25.6)	361 (5.2)	3,091 (55.2)	1,732 (18.6)	12,924 (20.2)	2,007 (18.2)	2,945 (27.8)	6,380 (26.0)
965 -	965	29,492 (23.6)	10,330 (23.3)	18,787 (25.6)	374 (5.4)	3,091 (55.2)	1,732 (18.6)	12,929 (20.2)	2,211 (20.1)	2,945 (27.8)	6,583 (26.8)
966 -	966	29,492 (23.6)	10,330 (23.3)	18,787 (25.6)	374 (5.4)	3,091 (55.2)	1,732 (18.6)	12,929 (20.2)	2,211 (20.1)	2,945 (27.8)	6,583 (26.8)
967 -	967	29,554 (23.7)	10,391 (23.4)	18,787 (25.6)	376 (5.4)	3,091 (55.2)	1,732 (18.6)	12,989 (20.3)	2,211 (20.1)	2,945 (27.8)	6,585 (26.8)
968 -	968	29,583 (23.7)	10,391 (23.4)	18,816 (25.6)	376 (5.4)	3,091 (55.2)	1,732 (18.6)	13,014 (20.4)	2,211 (20.1)	2,949 (27.9)	6,585 (26.8)
969 -	969	29,583 (23.7)	10,391 (23.4)	18,816 (25.6)	376 (5.4)	3,091 (55.2)	1,732 (18.6)	13,014 (20.4)	2,211 (20.1)	2,949 (27.9)	6,585 (26.8)
970 -	970	33,138 (26.5)	11,992 (27.0)	20,622 (28.1)	524 (7.5)	3,474 (62.1)	2,363 (25.4)	14,809 (23.2)	2,314 (21.0)	3,180 (30.0)	6,997 (28.5)
971 -	971	33,138 (26.5)	11,992 (27.0)	20,622 (28.1)	524 (7.5)	3,474 (62.1)	2,363 (25.4)	14,809 (23.2)	2,314 (21.0)	3,180 (30.0)	6,997 (28.5)
972	972	33,715 (27.0)	11,992 (27.0)	21,199 (28.8)	524 (7.5)	3,474 (62.1)	2,363 (25.4)	15,183 (23.8)	2,517 (22.9)	3,180 (30.0)	6,997 (28.5)
973	973	33,936 (27.2)	12,127 (27.3)	21,285 (29.0)	524 (7.5)	3,474 (62.1)	2,423 (26.1)	15,269 (23.9)	2,517 (22.9)	3,256 (30.8)	6,997 (28.5)
974	974	33,949 (27.2)	12,127 (27.3)	21,285 (29.0)	538 (7.7)	3,474 (62.1)	2,423 (26.1)	15,269 (23.9)	2,517 (22.9)	3,256 (30.8)	7,011 (28.6)
975	975	34,151 (27.3)	12,326 (27.8)	21,288 (29.0)	538 (7.7)	3,474 (62.1)	2,423 (26.1)	15,269 (23.9)	2,719 (24.7)	3,256 (30.8)	7,011 (28.6)
976	976	34,198 (27.4)	12,326 (27.8)	21,334 (29.0)	538 (7.7)	3,474 (62.1)	2,423 (26.1)	15,315 (24.0)	2,719 (24.7)	3,256 (30.8)	7,011 (28.6)
977	977	34,560 (27.7)	12,326 (27.8)	21,537 (29.3)	696 (10.0)	3,474 (62.1)	2,423 (26.1)	15,598 (24.4)	2,798 (25.4)	3,256 (30.8)	7,011 (28.6)
978	978	34,895 (27.9)	12,326 (27.8)	21,872 (29.8)	696 (10.0)	3,474 (62.1)	2,423 (26.1)	15,866 (24.8)	2,865 (26.0)	3,256 (30.8)	7,011 (28.6)
979	979	34,960 (28.0)	12,384 (27.9)	21,872 (29.8)	703 (10.1)	3,474 (62.1)	2,423 (26.1)	15,866 (24.8)	2,872 (26.1)	3,256 (30.8)	7,069 (28.8)
980	980	43,440 (34.8)	14,266 (32.1)	28,394 (38.6)	780 (11.2)	3,817 (68.2)	3,264 (35.1)	20,080 (31.4)	3,199 (29.0)	3,891 (36.8)	9,189 (37.4)

981	981	43,444 (34.8)	14,266 (32.1)	28,398 (38.6)	780 (11.2)	3,817 (68.2)	3,264 (35.1)	20,084 (31.4)	3,199 (29.0)	3,891 (36.8)	9,189 (37.4)
982	982	43,520 (34.8)	14,266 (32.1)	28,398 (38.6)	856 (12.3)	3,817 (68.2)	3,264 (35.1)	20,107 (31.5)	3,238 (29.4)	3,891 (36.8)	9,202 (37.5)
983	983	44,063 (35.3)	14,279 (32.2)	28,848 (39.2)	936 (13.4)	4,081 (72.9)	3,317 (35.7)	20,239 (31.7)	3,238 (29.4)	3,939 (37.2)	9,249 (37.7)
984	984	44,063 (35.3)	14,279 (32.2)	28,848 (39.2)	936 (13.4)	4,081 (72.9)	3,317 (35.7)	20,239 (31.7)	3,238 (29.4)	3,939 (37.2)	9,249 (37.7)
985	985	44,610 (35.7)	14,290 (32.2)	29,384 (40.0)	936 (13.4)	4,081 (72.9)	3,317 (35.7)	20,246 (31.7)	3,417 (31.0)	3,943 (37.3)	9,606 (39.1)
986	986	44,745 (35.8)	14,340 (32.3)	29,470 (40.1)	936 (13.4)	4,081 (72.9)	3,317 (35.7)	20,246 (31.7)	3,467 (31.5)	3,943 (37.3)	9,692 (39.5)
987	987	44,795 (35.9)	14,390 (32.4)	29,470 (40.1)	936 (13.4)	4,081 (72.9)	3,317 (35.7)	20,246 (31.7)	3,516 (31.9)	3,943 (37.3)	9,692 (39.5)
988	988	44,805 (35.9)	14,390 (32.4)	29,473 (40.1)	942 (13.5)	4,081 (72.9)	3,317 (35.7)	20,256 (31.7)	3,516 (31.9)	3,943 (37.3)	9,692 (39.5)
989	989	44,805 (35.9)	14,390 (32.4)	29,473 (40.1)	942 (13.5)	4,081 (72.9)	3,317 (35.7)	20,256 (31.7)	3,516 (31.9)	3,943 (37.3)	9,692 (39.5)
990	990	46,002 (36.8)	15,128 (34.1)	29,757 (40.5)	1,117 (16.0)	4,081 (72.9)	3,393 (36.5)	21,228 (33.2)	3,598 (32.7)	4,007 (37.9)	9,694 (39.5)
991	991	46,073 (36.9)	15,199 (34.2)	29,757 (40.5)	1,117 (16.0)	4,081 (72.9)	3,393 (36.5)	21,228 (33.2)	3,669 (33.3)	4,007 (37.9)	9,694 (39.5)
992	992	46,534 (37.3)	15,199 (34.2)	30,217 (41.1)	1,119 (16.0)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,230 (33.2)	3,957 (35.9)	4,007 (37.9)	9,694 (39.5)
993	993	46,608 (37.3)	15,199 (34.2)	30,290 (41.2)	1,119 (16.0)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,304 (33.4)	3,957 (35.9)	4,007 (37.9)	9,694 (39.5)
994	994	46,608 (37.3)	15,199 (34.2)	30,290 (41.2)	1,119 (16.0)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,304 (33.4)	3,957 (35.9)	4,007 (37.9)	9,694 (39.5)
995	995	47,527 (38.0)	15,269 (34.4)	31,135 (42.4)	1,123 (16.1)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,888 (34.3)	4,129 (37.5)	4,093 (38.7)	9,772 (39.8)
996	996	47,527 (38.0)	15,269 (34.4)	31,135 (42.4)	1,123 (16.1)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,888 (34.3)	4,129 (37.5)	4,093 (38.7)	9,772 (39.8)
997	997	47,527 (38.0)	15,269 (34.4)	31,135 (42.4)	1,123 (16.1)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,888 (34.3)	4,129 (37.5)	4,093 (38.7)	9,772 (39.8)
998	998	47,573 (38.1)	15,315 (34.5)	31,135 (42.4)	1,123 (16.1)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,934 (34.3)	4,129 (37.5)	4,093 (38.7)	9,772 (39.8)
999	999	47,660 (38.2)	15,355 (34.6)	31,182 (42.4)	1,123 (16.1)	4,167 (74.4)	3,479 (37.4)	21,934 (34.3)	4,168 (37.8)	4,139 (39.1)	9,772 (39.8)
1000	1000	65,849 (52.7)	22,892 (51.5)	41,133 (56.0)	1,823 (26.1)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,004 (48.5)	5,904 (53.6)	5,300 (50.1)	13,016 (53.0)
1001	1001	66,300 (53.1)	23,045 (51.9)	41,432 (56.4)	1,823 (26.1)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,013 (48.6)	6,123 (55.6)	5,336 (50.4)	13,202 (53.8)

1002	1002	66,487 (53.2)	23,056 (51.9)	41,465 (56.4)	1,966 (28.1)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,098 (48.7)	6,188 (56.2)	5,344 (50.5)	13,231 (53.9)
1003	1003	66,729 (53.4)	23,298 (52.5)	41,465 (56.4)	1,966 (28.1)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,340 (49.1)	6,188 (56.2)	5,344 (50.5)	13,231 (53.9)
1004	1004	66,758 (53.4)	23,298 (52.5)	41,494 (56.4)	1,966 (28.1)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,340 (49.1)	6,191 (56.2)	5,344 (50.5)	13,257 (54.0)
1005	1005	66,963 (53.6)	23,385 (52.7)	41,588 (56.6)	1,991 (28.5)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,520 (49.4)	6,191 (56.2)	5,344 (50.5)	13,283 (54.1)
1006	1006	66,967 (53.6)	23,385 (52.7)	41,591 (56.6)	1,991 (28.5)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,523 (49.4)	6,191 (56.2)	5,344 (50.5)	13,283 (54.1)
1007	1007	67,020 (53.7)	23,431 (52.8)	41,594 (56.6)	1,995 (28.6)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,577 (49.4)	6,191 (56.2)	5,344 (50.5)	13,283 (54.1)
1008	1008	67,106 (53.7)	23,431 (52.8)	41,680 (56.7)	1,995 (28.6)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,663 (49.6)	6,191 (56.2)	5,344 (50.5)	13,283 (54.1)
1009	1009	67,120 (53.7)	23,431 (52.8)	41,680 (56.7)	2,009 (28.7)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	31,676 (49.6)	6,191 (56.2)	5,344 (50.5)	13,283 (54.1)
1010	1010	68,485 (54.8)	24,188 (54.5)	42,273 (57.5)	2,024 (29.0)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	32,913 (51.5)	6,212 (56.4)	5,437 (51.4)	13,297 (54.2)
1011	1011	68,488 (54.8)	24,188 (54.5)	42,276 (57.5)	2,024 (29.0)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	32,913 (51.5)	6,215 (56.4)	5,437 (51.4)	13,297 (54.2)
1012	1012	68,655 (55.0)	24,309 (54.7)	42,276 (57.5)	2,070 (29.6)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	33,041 (51.7)	6,215 (56.4)	5,476 (51.7)	13,297 (54.2)
1013	1013	68,660 (55.0)	24,309 (54.7)	42,281 (57.5)	2,070 (29.6)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	33,045 (51.7)	6,215 (56.4)	5,476 (51.7)	13,297 (54.2)
1014	1014	68,663 (55.0)	24,309 (54.7)	42,284 (57.5)	2,070 (29.6)	4,748 (84.8)	5,878 (63.2)	33,045 (51.7)	6,215 (56.4)	5,479 (51.8)	13,297 (54.2)
1015	1015	69,289 (55.5)	24,309 (54.7)	42,287 (57.5)	2,694 (38.5)	4,748 (84.8)	5,885 (63.3)	33,251 (52.1)	6,267 (56.9)	5,609 (53.0)	13,530 (55.1)
1016	1016	69,375 (55.5)	24,309 (54.7)	42,372 (57.6)	2,694 (38.5)	4,748 (84.8)	5,885 (63.3)	33,251 (52.1)	6,267 (56.9)	5,609 (53.0)	13,615 (55.5)
1017	1017	69,375 (55.5)	24,309 (54.7)	42,372 (57.6)	2,694 (38.5)	4,748 (84.8)	5,885 (63.3)	33,251 (52.1)	6,267 (56.9)	5,609 (53.0)	13,615 (55.5)
1018	1018	69,385 (55.5)	24,309 (54.7)	42,372 (57.6)	2,704 (38.7)	4,748 (84.8)	5,885 (63.3)	33,251 (52.1)	6,267 (56.9)	5,609 (53.0)	13,626 (55.5)
1019	1019	69,395 (55.6)	24,309 (54.7)	42,375 (57.6)	2,711 (38.8)	4,748 (84.8)	5,885 (63.3)	33,251 (52.1)	6,274 (57.0)	5,609 (53.0)	13,629 (55.5)
1020	1020	71,221 (57.0)	25,045 (56.4)	43,180 (58.7)	2,996 (42.9)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,157 (53.5)	6,341 (57.6)	5,667 (53.5)	13,884 (56.6)
1021	1021	71,312 (57.1)	25,045 (56.4)	43,266 (58.9)	3,001 (42.9)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,243 (53.6)	6,341 (57.6)	5,667 (53.5)	13,889 (56.6)
1022	1022	71,580 (57.3)	25,086 (56.5)	43,471 (59.1)	3,022 (43.2)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,459 (54.0)	6,341 (57.6)	5,678 (53.6)	13,931 (56.7)

1023	1023	71,580 (57.3)	25,086 (56.5)	43,471 (59.1)	3,022 (43.2)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,459 (54.0)	6,341 (57.6)	5,678 (53.6)	13,931 (56.7)
1024	1024	71,580 (57.3)	25,086 (56.5)	43,471 (59.1)	3,022 (43.2)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,459 (54.0)	6,341 (57.6)	5,678 (53.6)	13,931 (56.7)
1025	1025	71,890 (57.6)	25,128 (56.6)	43,471 (59.1)	3,291 (47.1)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,609 (54.2)	6,398 (58.1)	5,718 (54.0)	13,994 (57.0)
1026	1026	72,290 (57.9)	25,327 (57.0)	43,673 (59.4)	3,291 (47.1)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,808 (54.5)	6,398 (58.1)	5,718 (54.0)	14,195 (57.8)
1027	1027	72,326 (57.9)	25,327 (57.0)	43,673 (59.4)	3,327 (47.6)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,833 (54.5)	6,409 (58.2)	5,718 (54.0)	14,195 (57.8)
1028	1028	72,329 (57.9)	25,327 (57.0)	43,676 (59.4)	3,327 (47.6)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,833 (54.5)	6,409 (58.2)	5,718 (54.0)	14,199 (57.8)
1029	1029	72,329 (57.9)	25,327 (57.0)	43,676 (59.4)	3,327 (47.6)	5,072 (90.6)	6,099 (65.6)	34,833 (54.5)	6,409 (58.2)	5,718 (54.0)	14,199 (57.8)
1030	1030	73,944 (59.2)	25,334 (57.0)	45,090 (61.3)	3,519 (50.4)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,063 (56.5)	6,443 (58.5)	5,736 (54.2)	14,316 (58.3)
1031	1031	74,005 (59.2)	25,376 (57.1)	45,096 (61.3)	3,533 (50.5)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,121 (56.6)	6,443 (58.5)	5,736 (54.2)	14,319 (58.3)
1032	1032	74,114 (59.3)	25,434 (57.3)	45,096 (61.3)	3,583 (51.3)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,121 (56.6)	6,483 (58.9)	5,746 (54.3)	14,377 (58.6)
1033	1033	74,123 (59.3)	25,434 (57.3)	45,099 (61.3)	3,590 (51.4)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,124 (56.6)	6,490 (58.9)	5,746 (54.3)	14,377 (58.6)
1034	1034	74,123 (59.3)	25,434 (57.3)	45,099 (61.3)	3,590 (51.4)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,124 (56.6)	6,490 (58.9)	5,746 (54.3)	14,377 (58.6)
1035	1035	74,203 (59.4)	25,479 (57.4)	45,103 (61.4)	3,621 (51.8)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,149 (56.6)	6,490 (58.9)	5,801 (54.8)	14,377 (58.6)
1036	1036	74,203 (59.4)	25,479 (57.4)	45,103 (61.4)	3,621 (51.8)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,149 (56.6)	6,490 (58.9)	5,801 (54.8)	14,377 (58.6)
1037	1037	74,391 (59.6)	25,563 (57.6)	45,186 (61.5)	3,642 (52.1)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,233 (56.7)	6,490 (58.9)	5,822 (55.0)	14,459 (58.9)
1038	1038	74,391 (59.6)	25,563 (57.6)	45,186 (61.5)	3,642 (52.1)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,233 (56.7)	6,490 (58.9)	5,822 (55.0)	14,459 (58.9)
1039	1039	74,391 (59.6)	25,563 (57.6)	45,186 (61.5)	3,642 (52.1)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,233 (56.7)	6,490 (58.9)	5,822 (55.0)	14,459 (58.9)
1040	1040	75,195 (60.2)	25,808 (58.1)	45,634 (62.1)	3,753 (53.7)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,773 (57.6)	6,613 (60.0)	5,964 (56.3)	14,459 (58.9)
1041	1041	75,265 (60.3)	25,814 (58.1)	45,697 (62.2)	3,753 (53.7)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,836 (57.7)	6,613 (60.0)	5,964 (56.3)	14,466 (58.9)
1042	1042	75,305 (60.3)	25,814 (58.1)	45,697 (62.2)	3,793 (54.3)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,836 (57.7)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,466 (58.9)
1043	1043	75,370 (60.3)	25,879 (58.3)	45,697 (62.2)	3,793 (54.3)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,895 (57.8)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,471 (59.0)

1044	1044	75,383 (60.3)	25,879 (58.3)	45,697 (62.2)	3,806 (54.5)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,909 (57.8)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,471 (59.0)
1045	1045	75,431 (60.4)	25,879 (58.3)	45,745 (62.2)	3,806 (54.5)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,956 (57.9)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,471 (59.0)
1046	1046	75,431 (60.4)	25,879 (58.3)	45,745 (62.2)	3,806 (54.5)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,956 (57.9)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,471 (59.0)
1047	1047	75,431 (60.4)	25,879 (58.3)	45,745 (62.2)	3,806 (54.5)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,956 (57.9)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,471 (59.0)
1048	1048	75,431 (60.4)	25,879 (58.3)	45,745 (62.2)	3,806 (54.5)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	36,956 (57.9)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,471 (59.0)
1049	1049	75,505 (60.4)	25,953 (58.4)	45,745 (62.2)	3,806 (54.5)	5,072 (90.6)	6,315 (67.9)	37,030 (58.0)	6,653 (60.4)	5,964 (56.3)	14,471 (59.0)
1050	1050	84,483 (67.6)	27,879 (62.8)	52,630 (71.6)	3,974 (56.9)	5,599 (100.0)	8,537 (91.8)	42,165 (66.0)	7,017 (63.7)	6,346 (60.0)	14,820 (60.4)
1051	1051	84,483 (67.6)	27,879 (62.8)	52,630 (71.6)	3,974 (56.9)		8,537 (91.8)	42,165 (66.0)	7,017 (63.7)	6,346 (60.0)	14,820 (60.4)
1052	1052	84,483 (67.6)	27,879 (62.8)	52,630 (71.6)	3,974 (56.9)		8,537 (91.8)	42,165 (66.0)	7,017 (63.7)	6,346 (60.0)	14,820 (60.4)
1053	1053	84,483 (67.6)	27,879 (62.8)	52,630 (71.6)	3,974 (56.9)		8,537 (91.8)	42,165 (66.0)	7,017 (63.7)	6,346 (60.0)	14,820 (60.4)
1054	1059	84,873 (67.9)	27,885 (62.8)	52,928 (72.0)	4,060 (58.1)		8,537 (91.8)	42,427 (66.4)	7,017 (63.7)	6,445 (60.9)	14,848 (60.5)
1060	1069	86,660 (69.4)	28,012 (63.1)	54,278 (73.8)	4,370 (62.5)		8,537 (91.8)	43,481 (68.1)	7,205 (65.4)	6,831 (64.5)	15,007 (61.1)
1070	1079	88,467 (70.8)	28,778 (64.8)	55,248 (75.2)	4,441 (63.5)		8,537 (91.8)	44,867 (70.3)	7,254 (65.8)	7,162 (67.7)	15,049 (61.3)
1080	1089	88,817 (71.1)	28,783 (64.8)	55,565 (75.6)	4,469 (63.9)		8,537 (91.8)	45,191 (70.8)	7,257 (65.9)	7,176 (67.8)	15,057 (61.3)
1090	1099	89,173 (71.4)	28,880 (65.0)	55,723 (75.8)	4,570 (65.4)		8,537 (91.8)	45,491 (71.2)	7,264 (65.9)	7,215 (68.2)	15,068 (61.4)
1100	1109	93,243 (74.6)	30,644 (69.0)	57,468 (78.2)	5,131 (73.4)		9,292 (99.9)	47,303 (74.1)	7,734 (70.2)	7,578 (71.6)	15,737 (64.1)
1110	1119	93,602 (74.9)	30,686 (69.1)	57,661 (78.4)	5,255 (75.2)		9,292 (99.9)	47,430 (74.3)	7,932 (72.0)	7,612 (71.9)	15,737 (64.1)
1120	1129	94,078 (75.3)	30,800 (69.4)	58,010 (78.9)	5,268 (75.4)		9,292 (99.9)	47,641 (74.6)	8,113 (73.7)	7,612 (71.9)	15,821 (64.4)
1130	1139	94,319 (75.5)	30,813 (69.4)	58,207 (79.2)	5,299 (75.8)		9,292 (99.9)	47,732 (74.7)	8,116 (73.7)	7,743 (73.2)	15,838 (64.5)
1140	1149	94,869 (75.9)	30,813 (69.4)	58,659 (79.8)	5,397 (77.2)		9,292 (99.9)	47,985 (75.1)	8,126 (73.8)	7,795 (73.7)	16,072 (65.5)
1150	1159	96,430 (77.2)	31,662 (71.3)	59,289 (80.7)	5,479 (78.4)		9,292 (99.9)	49,073 (76.8)	8,372 (76.0)	7,795 (73.7)	16,300 (66.4)

1160	1169	96,633 (77.4)	31,671 (71.3)	59,410 (80.8)	5,553 (79.5)		9,292 (99.9)	49,087 (76.9)	8,462 (76.8)	7,835 (74.0)	16,358 (66.6)
1170	1179	96,805 (77.5)	31,759 (71.5)	59,453 (80.9)	5,593 (80.0)		9,292 (99.9)	49,225 (77.1)	8,469 (76.9)	7,846 (74.1)	16,375 (66.7)
1180	1189	97,063 (77.7)	31,923 (71.9)	59,530 (81.0)	5,610 (80.3)		9,292 (99.9)	49,318 (77.2)	8,549 (77.6)	7,846 (74.1)	16,459 (67.0)
1190	1199	97,195 (77.8)	31,923 (71.9)	59,613 (81.1)	5,659 (81.0)		9,292 (99.9)	49,443 (77.4)	8,556 (77.7)	7,846 (74.1)	16,459 (67.0)
1200	1299	106,111 (84.9)	36,398 (82.0)	63,498 (86.4)	6,216 (88.9)		9,292 (99.9)	54,394 (85.2)	9,555 (86.7)	8,371 (79.1)	18,901 (77.0)
1300	1399	109,411 (87.6)	37,681 (84.9)	65,381 (88.9)	6,348 (90.8)		9,292 (99.9)	56,142 (87.9)	9,743 (88.4)	8,684 (82.0)	19,951 (81.3)
1400	1499	111,456 (89.2)	38,460 (86.6)	66,585 (90.6)	6,411 (91.7)		9,292 (99.9)	57,349 (89.8)	9,826 (89.2)	9,118 (86.1)	20,273 (82.6)
1500	1599	114,224 (91.4)	39,263 (88.4)	68,172 (92.7)	6,789 (97.1)		9,292 (99.9)	58,517 (91.6)	10,130 (92.0)	9,418 (89.0)	21,269 (86.6)
1600	1699	116,298 (93.1)	39,713 (89.4)	69,691 (94.8)	6,894 (98.6)		9,292 (99.9)	59,805 (93.6)	10,198 (92.6)	9,641 (91.1)	21,763 (88.7)
1700	1799	116,723 (93.4)	39,951 (90.0)	69,863 (95.0)	6,909 (98.9)		9,292 (99.9)	59,954 (93.9)	10,198 (92.6)	9,739 (92.0)	21,942 (89.4)
1800	1899	117,630 (94.2)	40,646 (91.5)	70,071 (95.3)	6,913 (98.9)		9,292 (99.9)	60,470 (94.7)	10,282 (93.3)	9,739 (92.0)	22,248 (90.6)
1900	1999	118,093 (94.5)	40,851 (92.0)	70,275 (95.6)	6,967 (99.7)		9,292 (99.9)	60,631 (94.9)	10,316 (93.6)	9,982 (94.3)	22,274 (90.7)
2000		124,911 (100.0)	44,409 (100.0)	73,513 (100.0)	6,989 (100.0)		9,299 (100.0)	63,865 (100.0)	11,016 (100.0)	10,584 (100.0)	24,549 (100.0)
月平均賃金額		86,483	88,820	81,408	125,024	37,240	43,534	90,783	95,471	103,850	91,277
時間当平均賃金額		1,209	1,281	1,174	1,110	978	1,011	1,185	1,324	1,276	1,314
月一人当たり労働時間		75	75	71	111	38	43	79	83	86	77
第1・20分位数		953	953	953	960	953	953	953	953	953	953
第1・10分位数		954	953	955	979	953	960	955	955	953	953
第1・4分位数		970	970	963	1,000	960	970	980	977	960	960
中位数		1,000	1,000	1,000	1,030	960	1,000	1,010	1,000	1,000	1,000
四分位偏差係数		0.0750	0.1150	0.0535	0.0544	0.0208	0.0400	0.0812	0.0865	0.1200	0.1450

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

パート労働者分

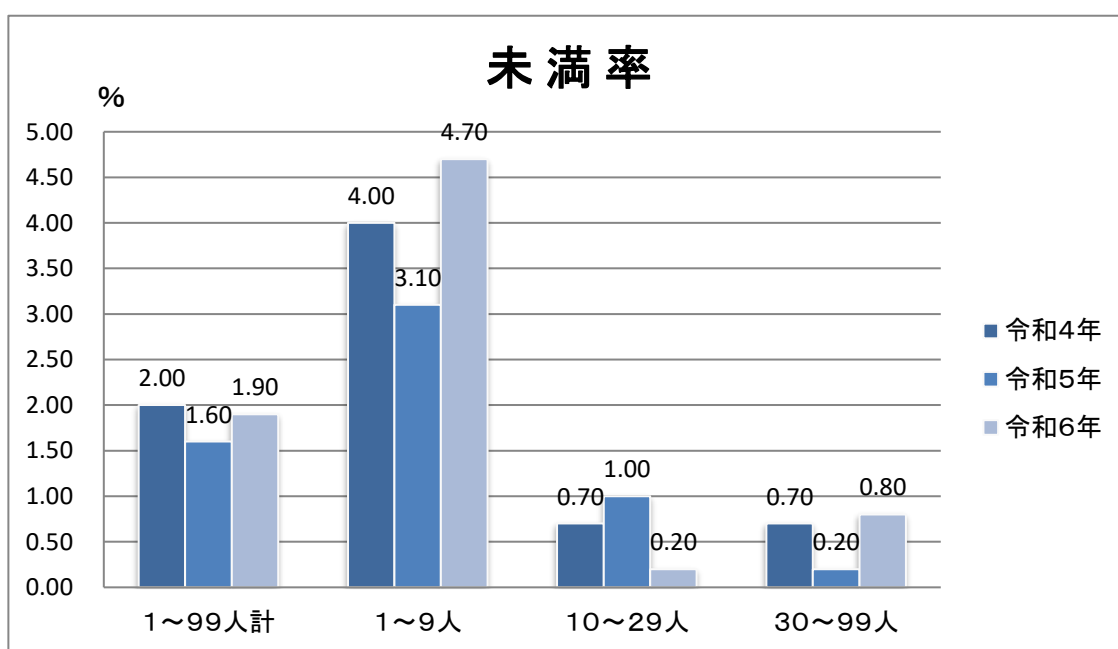
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和4年	879	880	900	950	2.0
令和5年	911	915	925	980	1.6
令和6年	953	954	970	1,000	1.9
対前年増減額	42	39	45	20	
対前年増減率(%)	4.61	4.26	4.86	2.04	0.3

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数(円)			第1・10分位数(円)			未満率%		
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
1~99人計	879	911	953	880	915	954	2.0	1.6	1.9
1~9人	879	911	953	880	920	953	4.0	3.1	4.7
10~29人	880	911	953	880	915	955	0.7	1.0	0.2
30~99人	880	911	960	880	911	979	0.7	0.2	0.8



最低賃金の引上げ額と影響率の関係表

件名	茨城県最低賃金			
現行の最低賃金額	時間額	953円		
未満率	2.2%			
時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
0	0.00	953	2.2	8,792
引上げ額1円～29円は記載省略				
30	3.15	983	15.5	60,618
31	3.25	984	15.8	61,820
32	3.36	985	15.8	61,908
33	3.46	986	16.1	62,984
34	3.57	987	16.2	63,266
35	3.67	988	16.2	63,548
36	3.78	989	16.4	64,012
37	3.88	990	16.4	64,023
38	3.99	991	16.7	65,524
39	4.09	992	16.8	65,729
40	4.20	993	16.9	66,276
41	4.30	994	16.9	66,352
42	4.41	995	17.0	66,606
43	4.51	996	17.3	67,656
44	4.62	997	17.3	67,660
45	4.72	998	17.3	67,867
46	4.83	999	17.4	67,923
47	4.93	1,000	17.4	68,061
48	5.04	1,001	24.2	94,547
49	5.14	1,002	24.4	95,599
50	5.25	1,003	24.5	96,042
51	5.35	1,004	24.6	96,345
52	5.46	1,005	24.6	96,430
53	5.56	1,006	24.7	96,647
54	5.67	1,007	24.8	96,979
55	5.77	1,008	24.8	97,037
56	5.88	1,009	25.1	98,180
57	5.98	1,010	25.1	98,430

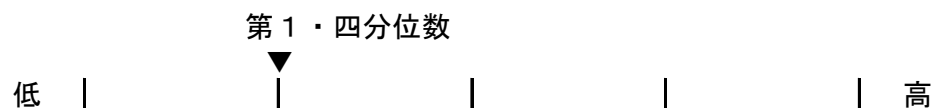
【 分位数 】

労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べて取った分位数の定義については以下のとおりとなる。

- (ア) 第1・十分位数
十等分し、低い方から最初の節（10%）の者の賃金



- (イ) 第1・四分位数
四等分し、低い方から最初の節（25%）の者の賃金



- (ウ) 中位数
二等分し、真ん中の節（50%）の者の賃金



【 最低賃金の未満率 】

現行の最低賃金より低い額が支払われている労働者の割合

【 最低賃金の影響率 】

改定される最低賃金より低い額が支払われている労働者の割合

【 加重平均 】

値を単純に平均するのではなく、値の重みを加味して平均すること。
重みは個数と言い換えられる。

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2024年7月5日

日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

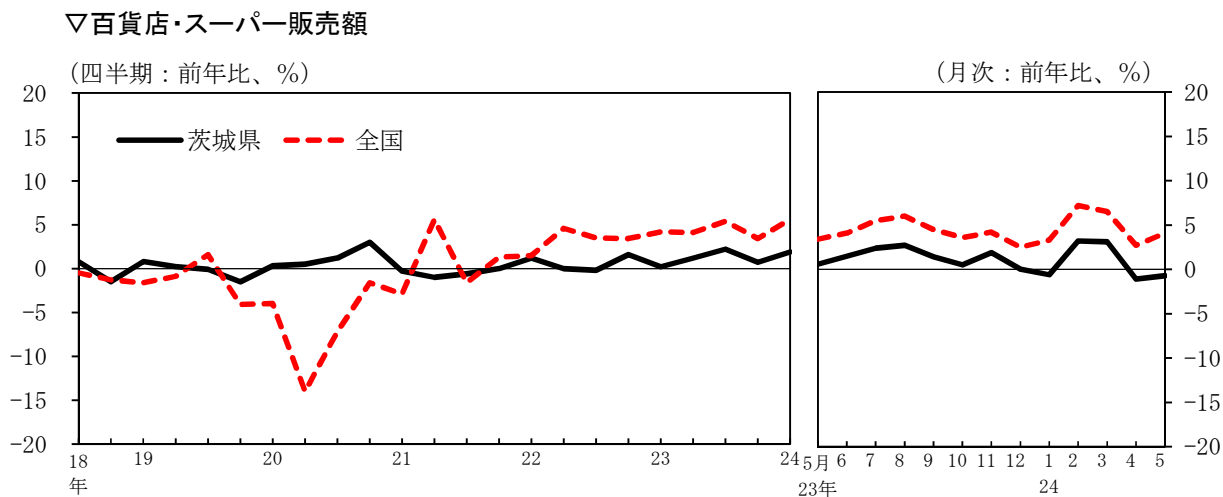
主要支出項目等をみると、個人消費は、ペースを鈍化させつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。設備投資は、6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、海外経済減速の影響などから、弱めの動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。

なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は上昇した。

2. 実体経済

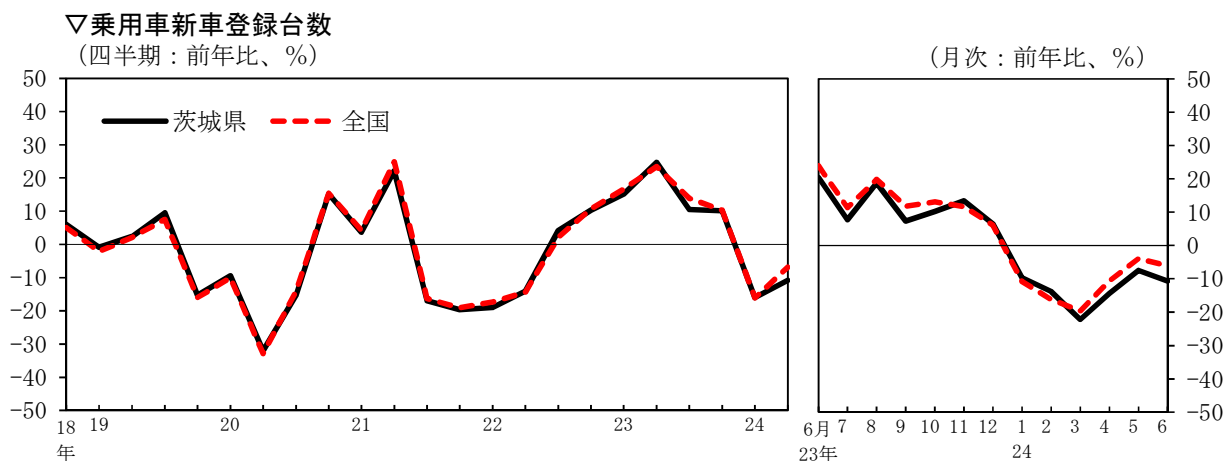
(1) 個人消費

5月の百貨店・スーパー販売額は、2か月連続で前年を下回った。



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

6月の乗用車新車登録台数は、6か月連続で前年を下回った。



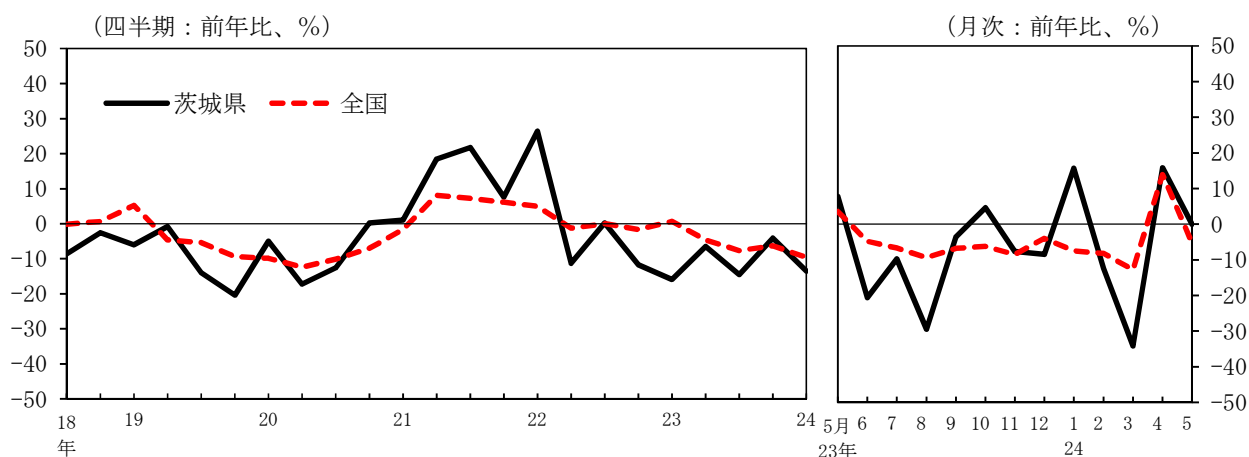
(出所) 茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

家電販売は、物価上昇を背景とした消費者の生活防衛意識が引き続きみられるものの、気温上昇を背景にエアコンなど季節家電の売れ行きが好調なことなどから、基調としては、持ち直しの動きがみられている。

(2) 住宅投資

5月の新設住宅着工戸数は、分譲は前年を上回ったものの、持家、貸家系が前年を下回り、全体では2か月振りに前年を下回った。

▽新設住宅着工戸数

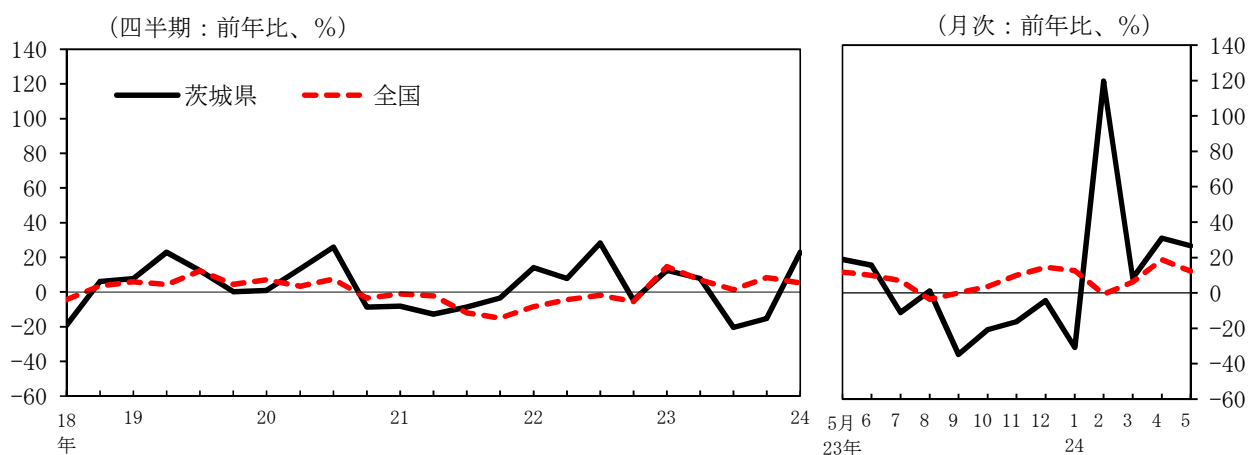


(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

5月の公共工事請負金額は、4か月連続で前年を上回った。

▽公共工事請負金額

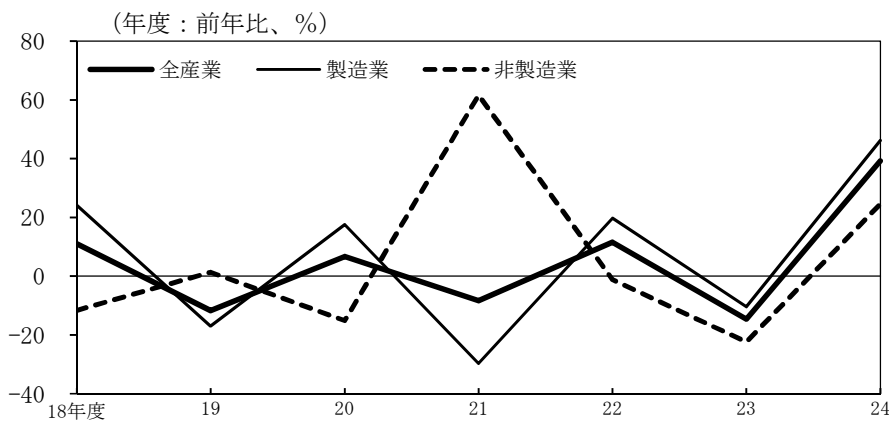


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。厳しい収益状況などから投資スタンスを慎重化させる先が一部にみられているものの、維持・更新投資に加え、生産能力増強、施設の新設・建替え、デジタル化・省人化・脱炭素化対応といった前向きな投資計画が広くみられている。

▽設備投資

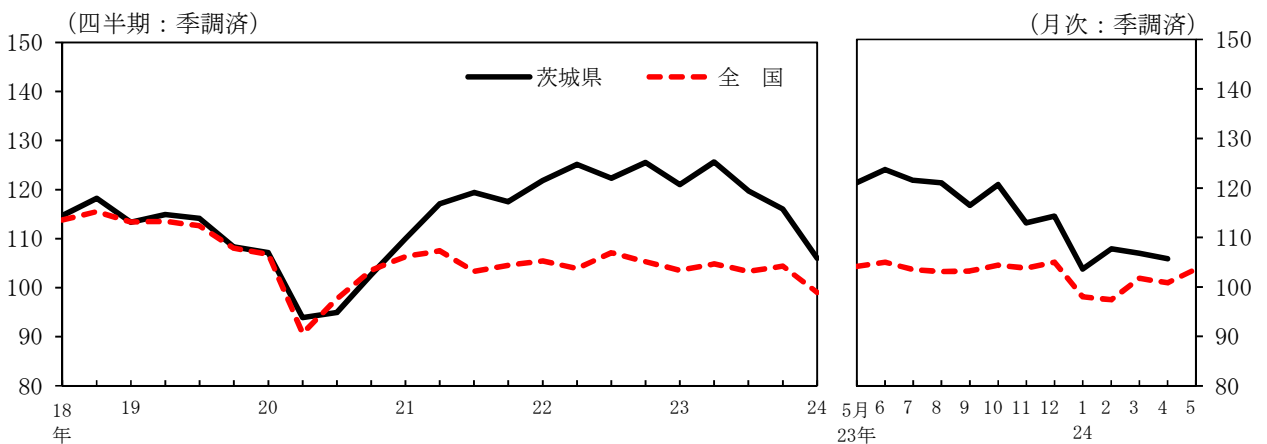


(出所)日本銀行水戸事務所

(5) 生産

4月の鉱工業生産指数(原指数)は、9か月連続で前年を下回った。海外経済減速の影響などから、弱めの動きとなっている。

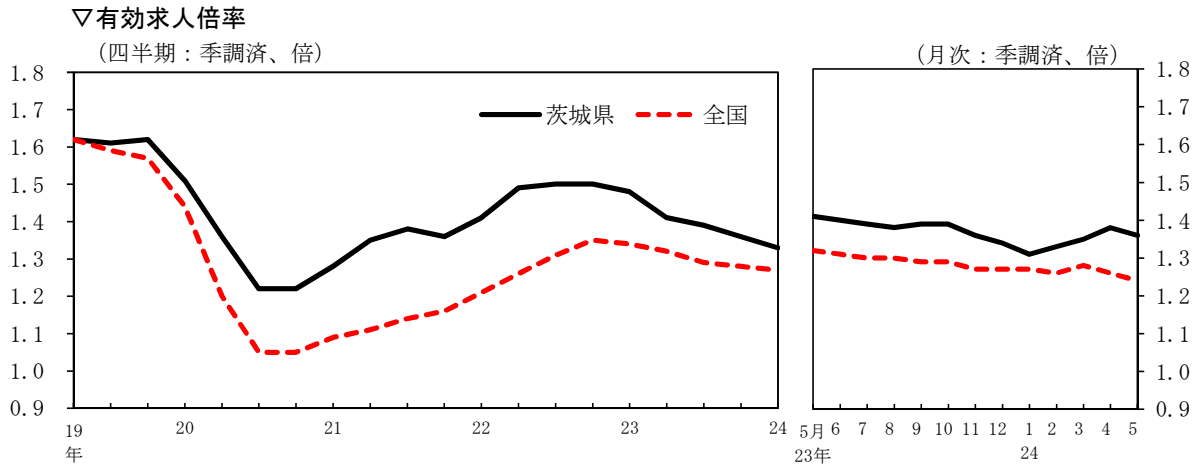
▽鉱工業生産指数(2020年=100)



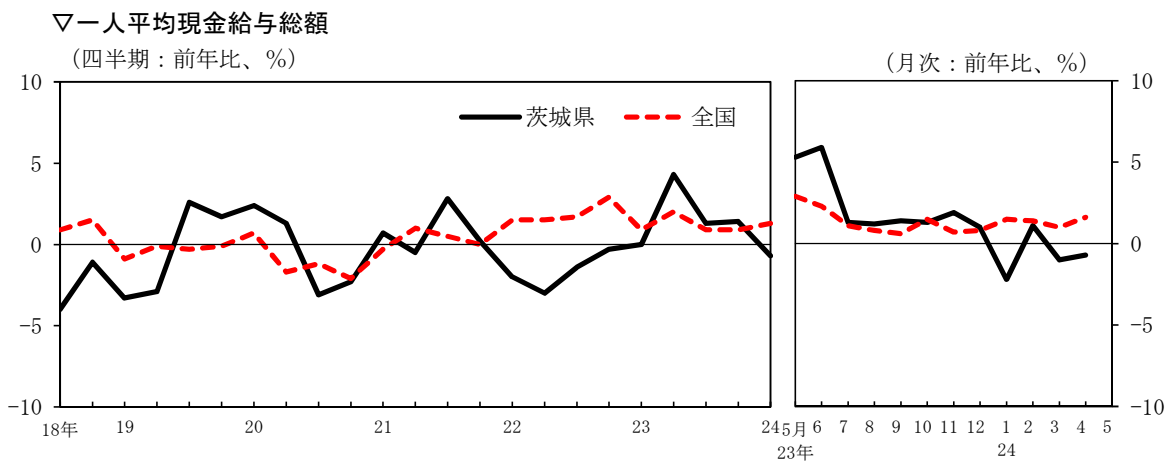
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(6) 雇用・所得環境

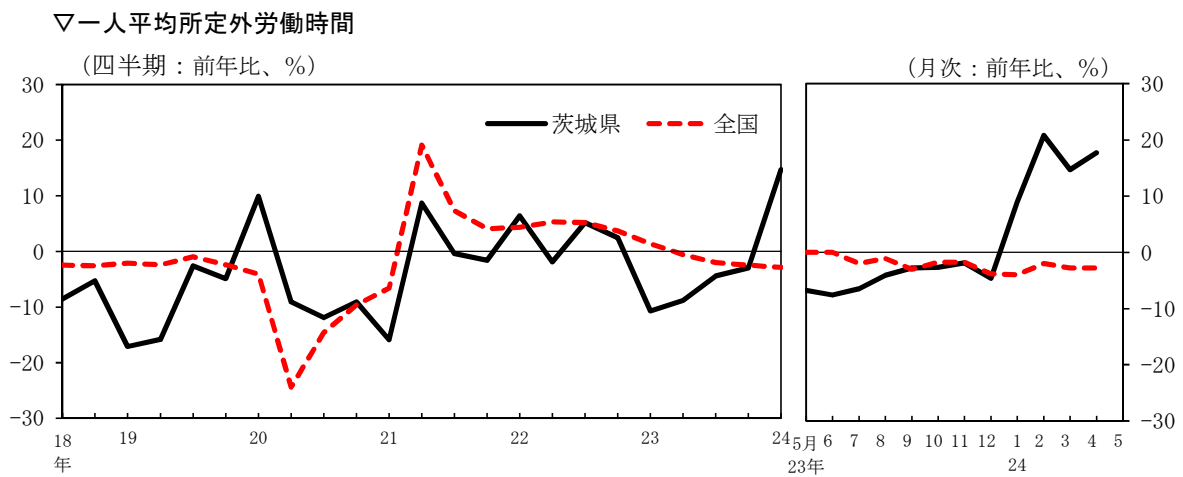
雇用・所得環境は、5月の有効求人倍率(季節調整済)は1.36倍と前月を下回った。また、4月の一人平均現金給与総額は前年を下回ったものの、一人平均所定外労働時間は前年を上回った。全体として緩やかに改善している。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

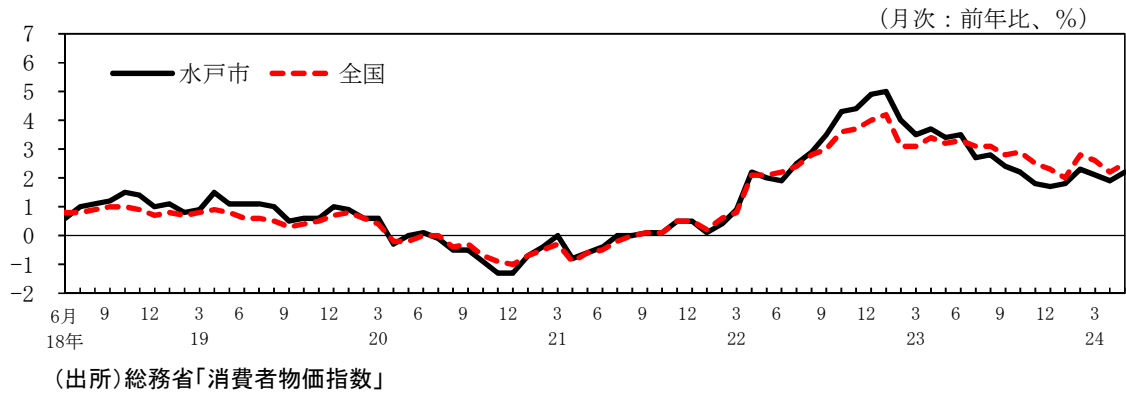


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(7) 物 価

5月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+2.2%と前年を上回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)

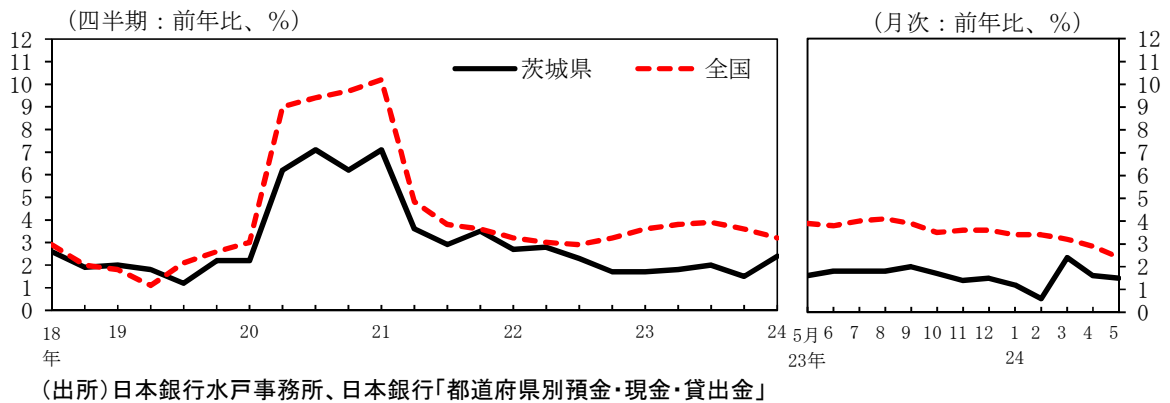


3. 金 融

(1) 預金

5月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、15兆4,555億円(前年比+1.5%)と前年を上回った。

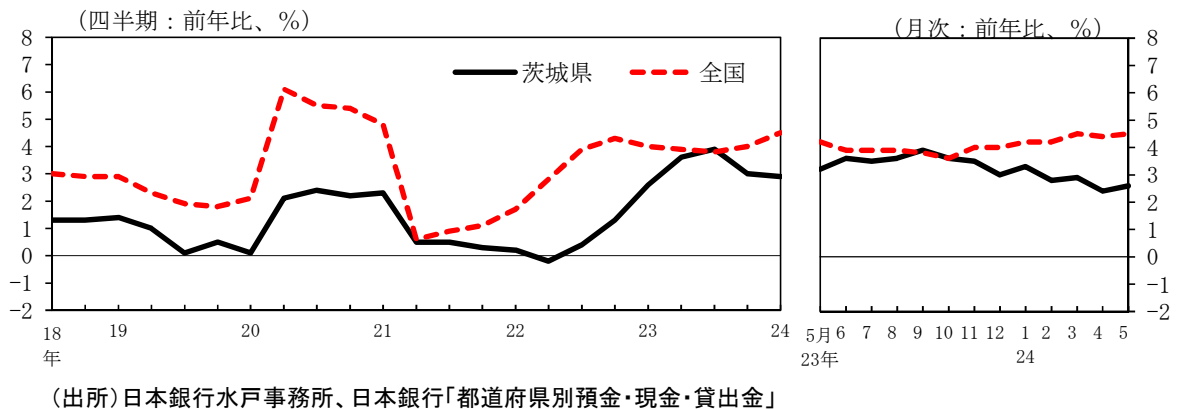
▽預金



(2) 貸出

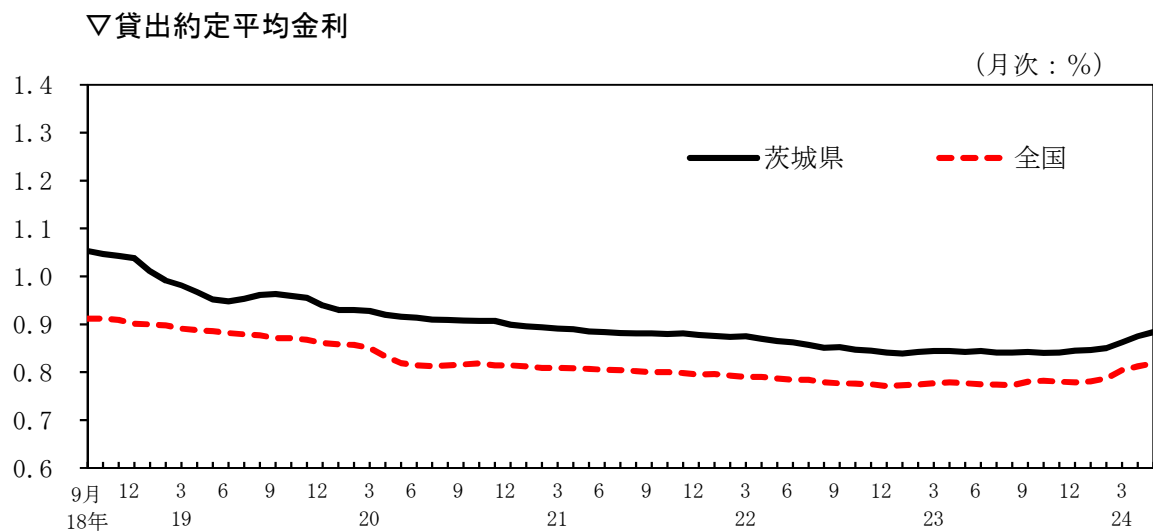
5月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆9,699億円(前年比+2.6%)と前年を上回った。

▽貸出金



(3) 貸出約定平均金利

5月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、0.884%と前月を上回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所
TEL: 029-224-2734 (代表)

I. 実体経済

(1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車	
2022年	0.6	3.2	▲ 6.4	▲ 8.9	▲ 1.5	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 4.0
2023年	1.1	4.2	14.7	18.7	7.3	15.8	19.3	9.5
2023年 7～9月	2.2	5.4	10.5	16.2	0.5	13.9	16.3	9.4
10～12月	0.7	3.4	10.1	16.1	▲ 0.1	10.3	14.3	3.6
2024年 1～3月	1.9	5.6	▲ 16.0	▲ 10.4	▲ 26.9	▲ 16.1	▲ 13.6	▲ 21.2
4～6月	n. a.	n. a.	▲ 10.8	▲ 6.5	▲ 19.8	▲ 6.9	▲ 5.0	▲ 10.7
2024年 1月	▲ 0.6	3.3	▲ 9.7	▲ 1.9	▲ 23.3	▲ 10.8	▲ 4.5	▲ 21.6
2月	3.2	7.2	▲ 13.8	▲ 8.5	▲ 23.9	▲ 16.2	▲ 14.4	▲ 19.8
3月	3.1	6.5	▲ 22.2	▲ 17.6	▲ 32.6	▲ 19.6	▲ 18.6	▲ 22.0
4月	▲ 1.1	2.7	▲ 14.4	▲ 8.9	▲ 25.9	▲ 10.6	▲ 5.9	▲ 20.1
5月	p ▲ 0.7	p 4.1	▲ 7.5	▲ 3.5	▲ 15.3	▲ 3.9	▲ 1.7	▲ 8.2
6月	n. a.	n. a.	▲ 10.6	▲ 6.9	▲ 18.5	▲ 6.1	▲ 6.9	▲ 4.3
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

3. 乗用車新車登録台数の普通・小型車および軽自動車の合計の前年比は、日本銀行水戸事務所が算出。

4. 出所元が公表していない四半期計数、年次・四半期・月次の前年比については、日本銀行水戸事務所が算出（以下同じ）。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数				
	茨城県			全国	
		持家	貸家系	分譲	
2022年	▲ 0.2	▲ 13.4	8.7	20.8	0.4
2023年	▲ 10.7	▲ 10.0	4.7	▲ 28.4	▲ 4.6
2023年 4～6月	▲ 6.5	▲ 8.2	25.3	▲ 32.0	▲ 4.7
7～9月	▲ 14.5	▲ 13.4	▲ 4.5	▲ 28.4	▲ 7.7
10～12月	▲ 4.1	▲ 11.3	8.3	▲ 7.5	▲ 6.3
2024年 1～3月	▲ 13.5	▲ 11.9	▲ 13.9	▲ 15.7	▲ 9.6
2023年 12月	▲ 8.5	▲ 15.1	0.7	▲ 6.8	▲ 4.0
2024年 1月	15.7	▲ 15.6	12.6	92.5	▲ 7.5
2月	▲ 12.5	▲ 11.7	▲ 10.2	▲ 18.5	▲ 8.2
3月	▲ 34.2	▲ 9.1	▲ 38.5	▲ 56.0	▲ 12.8
4月	15.8	▲ 9.9	65.3	2.3	13.9
5月	▲ 0.1	▲ 8.4	▲ 8.0	33.3	▲ 5.3
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。日本銀行水戸事務所が算出。

(3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全 国
	うち	国	独立行政法人等	県	市町村	
2022年度	12.6	▲ 18.1	198.3	▲ 3.6	4.4	▲ 0.4
2023年度	▲ 4.3	▲ 1.3	▲ 19.7	2.7	1.0	5.3
2023年 4～6月	7.8	▲ 23.8	60.6	25.8	▲ 15.6	7.1
7～9月	▲ 20.4	▲ 7.0	▲ 83.7	14.0	20.1	1.3
10～12月	▲ 15.3	▲ 16.2	58.9	▲ 23.8	▲ 4.9	8.3
2024年 1～3月	22.9	31.1	149.9	1.7	▲ 6.5	5.2
2023年 12月	▲ 4.3	17.2	129.4	▲ 32.4	22.1	14.5
2024年 1月	▲ 30.7	75.9	▲ 94.1	▲ 13.8	▲ 39.5	12.7
2月	119.7	144.7	576.3	▲ 14.9	37.3	▲ 0.7
3月	8.4	7.5	5.5	7.8	▲ 10.3	6.2
4月	30.9	▲ 30.0	▲ 4.5	8.3	377.2	18.8
5月	26.6	345.8	▲ 24.4	41.5	8.7	12.3
出 所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額 (茨城県) は工事場所ベース。
 2. 公共工事請負金額 (全国) は、北海道建設業信用保証 (株)、東日本建設業保証 (株)、西日本建設業保証 (株) による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全 国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2022年度	11.6	19.7	▲ 1.2	7.0	8.5	6.1
2023年度	▲ 14.6	▲ 10.4	▲ 22.4	11.1	8.5	12.7
修正率	▲ 4.7	▲ 7.0	0.5	▲ 0.8	▲ 3.1	0.7
2024年度 (計画)	39.2	46.2	24.5	12.1	18.8	8.1
修正率	▲ 1.6	▲ 1.2	▲ 2.6	5.2	5.8	4.8
出 所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2022年	123.5	6.5	105.3	▲ 0.1	111.5	1.0	103.9	▲ 0.5	104.0	9.1	101.2	2.7
2023年	120.4	▲ 2.5	103.9	▲ 1.3	110.7	▲ 0.7	103.2	▲ 0.7	101.1	▲ 2.8	100.7	▲ 0.5
2023年 4~6月	125.6	0.3	104.8	0.9	113.3	2.0	103.9	0.9	107.6	12.3	105.5	5.7
7~9月	119.7	▲ 3.0	103.3	▲ 3.9	111.3	▲ 1.5	103.0	▲ 2.5	106.0	5.3	103.6	0.0
10~12月	116.0	▲ 7.0	104.4	▲ 0.7	108.9	▲ 3.0	103.6	▲ 0.3	103.3	▲ 2.8	102.7	▲ 0.5
2024年 1~3月	106.0	▲ 12.4	99.0	▲ 4.0	101.3	▲ 7.6	97.6	▲ 4.6	105.8	▲ 1.1	102.6	▲ 1.0
2023年 12月	114.3	▲ 7.4	105.0	▲ 1.1	109.2	▲ 3.0	104.4	0.2	103.3	▲ 2.8	102.7	▲ 0.5
2024年 1月	103.6	▲ 9.6	98.0	▲ 1.5	98.4	▲ 5.4	96.6	▲ 1.7	102.4	▲ 3.1	101.0	▲ 1.8
2月	107.7	▲ 8.1	97.4	▲ 3.9	101.0	▲ 5.5	95.9	▲ 4.7	104.3	▲ 4.1	101.6	▲ 1.7
3月	106.8	▲ 17.8	101.7	▲ 6.2	104.5	▲ 10.7	100.4	▲ 6.8	105.8	▲ 1.1	102.6	▲ 1.0
4月	105.7	▲ 17.1	100.8	▲ 1.8	101.2	▲ 7.8	100.0	▲ 1.4	104.7	▲ 2.6	102.4	▲ 2.4
5月	n. a.	n. a.	p 103.6	p 0.3	n. a.	n. a.	p 103.5	p 0.9	n. a.	n. a.	p 103.5	p ▲ 1.9
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2020年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。

2. 茨城県鉱工業指数は、年間補正が実施され、2023年1月以降の指数が適及改定された。

3. p は速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2022年	1.47	1.28	0.7	0.8	▲ 1.7	2.0	2.9	4.6
2023年	1.41	1.31	▲ 0.1	1.9	1.8	1.2	▲ 6.7	▲ 0.9
2023年 4~6月	1.41	1.32	▲ 0.8	1.8	4.3	2.0	▲ 8.8	▲ 0.6
7~9月	1.39	1.29	0.0	1.9	1.3	0.9	▲ 4.4	▲ 2.0
10~12月	1.36	1.28	▲ 0.1	2.0	1.4	0.9	▲ 3.0	▲ 2.5
2024年 1~3月	1.33	1.27	0.6	1.3	▲ 0.7	1.3	14.7	▲ 2.9
2023年 12月	1.34	1.27	0.2	2.0	1.0	0.8	▲ 4.6	▲ 3.8
2024年 1月	1.31	1.27	▲ 0.1	1.2	▲ 2.2	1.5	9.0	▲ 4.0
2月	1.33	1.26	0.7	1.3	1.1	1.4	20.8	▲ 2.0
3月	1.35	1.28	1.1	1.4	▲ 1.0	1.0	14.7	▲ 2.8
4月	1.38	1.26	1.0	1.2	▲ 0.7	1.6	17.7	▲ 2.8
5月	1.36	1.24	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2020年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)		
		水戸市	全 国	
2022年		2.5	2.3	
2023年		3.0	3.1	
2023年	5月	3.4	3.2	
	6月	3.5	3.3	
	7月	2.7	3.1	
	8月	2.8	3.1	
	9月	2.4	2.8	
2023年	10月	2.2	2.9	
	11月	1.8	2.5	
	12月	1.7	2.3	
	2024年	1月	1.8	2.0
		2月	2.3	2.8
3月		2.1	2.6	
4月		1.9	2.2	
5月		2.2	2.5	
出 所	総務省			

(注) 2020年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

	茨城県				
	件数 (件)	負債総額 (百万円)			
		前年比		前年比	
2022年	121	16.3	31,428	188.7	
2023年	135	11.6	26,884	▲ 14.5	
2023年	4~6月	38	65.2	9,931	108.2
	7~9月	39	▲ 4.9	5,774	4.5
	10~12月	28	▲ 3.4	7,425	▲ 50.1
2024年	1~3月	35	16.7	9,590	155.5
2023年	12月	7	133.3	1,130	423.1
2024年	1月	7	▲ 30.0	1,182	▲ 8.2
	2月	14	55.6	6,785	400.0
	3月	14	27.3	1,623	46.3
	4月	4	▲ 60.0	280	▲ 83.4
	5月	21	50.0	2,820	▲ 54.6
出 所	東京商工リサーチ				

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

II. 金融

(1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利 (総合、ストックベース)			
	茨城県	全 国	茨城県	全 国		茨城県	全 国	
2022年 12月	1.7	3.2	1.3	4.3	2024年	2月中	0.004	0.006
2023年 3月	1.7	3.6	2.6	4.0		3月中	0.012	0.017
6月	1.8	3.8	3.6	3.9		4月中	0.013	0.008
9月	2.0	3.9	3.9	3.8		5月中	0.009	0.006
2023年 12月	1.5	3.6	3.0	4.0		5月末	0.884	0.818
2024年 1月	1.2	3.4	3.3	4.2	出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	
2月	0.6	3.4	2.8	4.2				
3月	2.4	3.2	2.9	4.5				
4月	1.6	2.9	2.4	4.4				
5月	1.5	2.4	2.6	4.5				
5月末残高	154,555	9,899,571	69,699	5,971,657				
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行				

(注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの（総合・ストックベース）。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」（本行ホームページ掲載）における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

(2) 銀行券

(億円)

	発 行	還 収	発行・還収 (▲) 超	
				前年実績
2022年	7,291	283	7,007	7,197
2023年	6,994	279	6,714	7,007
2023年 7～9月	1,786	60	1,725	1,758
10～12月	2,325	65	2,259	2,405
2024年 1～3月	1,351	74	1,277	1,138
4～6月	1,402	82	1,320	1,590
2024年 1月	291	19	271	135
2月	539	39	500	370
3月	521	15	505	631
4月	677	25	652	607
5月	260	24	236	364
6月	465	32	432	618
出 所	日本銀行水戸事務所			

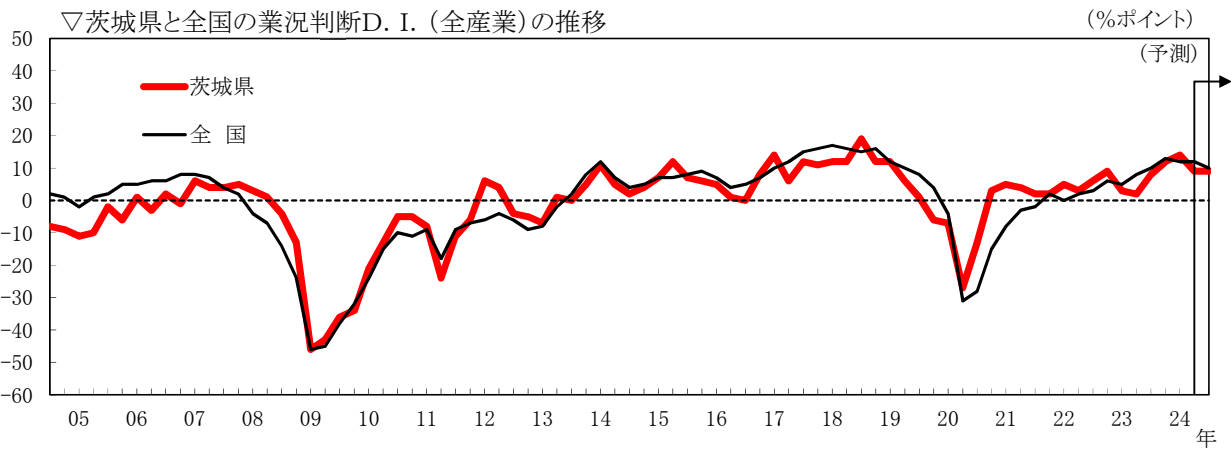
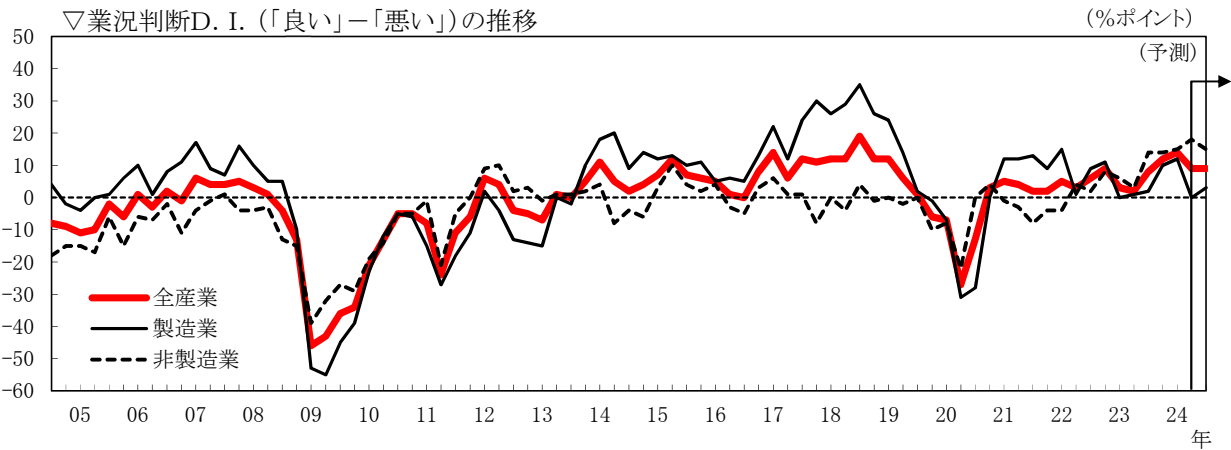
2024年6月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2024年6月 (回答期間 5月29日～6月28日)

— 2024年3月調査において、調査対象企業の見直しを実施。2023年12月調査以前の計数については、遡及変更は行っていない。

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	135社	65社	70社	71社	29社	42社
回答率	95.6%	98.5%	92.9%	94.4%	96.6%	92.9%



▽業況判断D.I. (ポイント)

	調査時期										
	22年6月	22年9月	22年12月	23年3月	23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
								最近	先行き	最近	先行き
全産業	3	6	9	3	2	8	12	14	4	9	9
製造業	1	9	11	0	1	2	10	12	0	0	3
非製造業	4	2	8	6	3	14	14	15	9	18	15

(注1) D. I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D. I. は、「良い」(回答社数構成比<%) - 「悪い」(回答社数構成比<%) (以下同じ)。

I. 判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	129	2	8	12	14	4	9	9
製 造 業	64	1	2	10	12	0	0	3
良 い		15	17	22	23	14	14	16
さほど良くない		71	68	66	66	72	72	71
悪 い		14	15	12	11	14	14	13
化 学	5	▲16	▲16	0	0	17	0	20
窯 業・土 石	9	11	11	0	22	0	11	0
鉄 鋼	6	0	16	16	▲33	▲33	▲16	▲33
非 鉄 金 属	3	▲20	▲25	40	▲25	▲25	▲33	▲33
食 料 品	6	20	20	40	50	33	50	33
金 属 製 品	7	17	14	0	0	▲29	▲29	▲14
はん用・生産用 ・業務用機械	10	▲11	▲22	▲10	20	▲20	0	0
電 気 機 械	12	16	0	16	33	33	0	25
輸 送 用 機 械	5	▲20	20	20	0	0	0	0
非 製 造 業	65	3	14	14	15	9	18	15
良 い		17	24	24	23	18	26	23
さほど良くない		69	66	66	69	73	66	69
悪 い		14	10	10	8	9	8	8
建 設	12	▲17	0	9	▲9	9	25	25
卸 売	10	▲10	0	▲9	0	▲18	10	▲10
小 売	17	0	21	0	17	12	6	17
運 輸・郵 便	6	67	83	83	50	33	50	33
情 報 通 信	3	33	33	33	33	0	33	33
対 事 業 所 サ ー ビ ス	3	20	25	25	25	25	33	33
対 個 人 サ ー ビ ス	5	25	20	40	50	50	0	0
宿 泊・飲 食 サ ー ビ ス	4	▲25	0	25	25	0	25	25

(注) 掲載期間において回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、不動産・物品賃貸、電気・ガス)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全 産 業	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 18	▲ 15	▲ 14	▲ 14
	製 造 業	▲ 9	▲ 11	▲ 13	▲ 23	▲ 22	▲ 25	▲ 21
	非 製 造 業	▲ 14	▲ 11	▲ 9	▲ 12	▲ 8	▲ 3	▲ 6
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製 造 業	3	▲ 3	0	▲ 11	▲ 8	▲ 14	▲ 17
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全 産 業	14	13	14	12	/	14	/
	製 造 業	23	20	22	19	/	18	/
	非 製 造 業	3	5	3	0	/	8	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	55	61	53	51	55	56	56
	製 造 業	52	55	58	52	56	57	58
	非 製 造 業	57	65	46	50	54	53	53
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	30	37	26	32	39	40	33
	製 造 業	25	30	19	28	33	41	26
	非 製 造 業	36	45	32	35	44	38	40

3. 設備・雇用人員判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	3	3	3	0	2	2	▲ 3
	製 造 業	7	6	9	1	4	6	4
	非 製 造 業	▲ 1	0	▲ 3	▲ 2	▲ 1	▲ 3	▲ 9
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	▲ 29	▲ 28	▲ 34	▲ 32	▲ 37	▲ 25	▲ 31
	製 造 業	▲ 14	▲ 12	▲ 21	▲ 24	▲ 31	▲ 9	▲ 16
	非 製 造 業	▲ 43	▲ 43	▲ 46	▲ 38	▲ 43	▲ 40	▲ 48

4. 企業金融関連判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		23年6月	23年9月	23年12月	24年3月		24年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全 産 業	8	6	9	12	/	9	/
	製 造 業	3	4	6	9	/	6	/
	非 製 造 業	12	9	11	15	/	12	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全 産 業	16	15	13	15	/	15	/
	製 造 業	14	12	9	10	/	10	/
	非 製 造 業	17	17	15	21	/	21	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全 産 業	5	5	12	8	25	24	39
	製 造 業	12	10	17	14	26	26	32
	非 製 造 業	0	2	7	2	24	22	46

II. 事業計画

1. 売上高

(前年比・%)

	23年度		24年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	3.8	▲ 0.4	2.7	1.0	1.4	2.0	4.0	0.2
製 造 業	6.9	0.4	3.3	1.5	0.9	2.6	5.3	0.6
非 製 造 業	0.3	▲ 1.4	2.1	0.4	1.8	1.3	2.3	▲ 0.4
中 小 企 業	6.5	2.4	▲ 2.8	2.1	▲ 2.0	2.7	▲ 3.4	1.6
製 造 業	▲ 2.1	0.6	1.4	2.5	0.3	2.4	2.3	2.7
非 製 造 業	8.5	2.8	▲ 3.6	2.0	▲ 2.5	2.7	▲ 4.6	1.3

(注1) 修正率は前回調査との対比(以下同じ)。

(注2) 中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の先(以下同じ)。

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (計画)
全 産 業	▲ 2.7	▲ 4.6	4.4	5.7	3.8	2.7
製 造 業	▲ 4.4	▲ 9.8	10.1	8.8	6.9	3.3
非 製 造 業	▲ 0.7	1.2	▲ 1.2	2.3	0.3	2.1

2. 経常利益

(前年比・%)

	23年度		24年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲ 4.6	▲ 12.4	16.7	2.7	2.2	2.1	31.1	3.1
製 造 業	15.8	▲ 20.0	54.1	26.5	37.7	33.4	74.5	20.4
非 製 造 業	▲ 11.1	▲ 8.8	1.1	▲ 8.3	▲ 15.0	▲ 13.8	15.8	▲ 4.2
中 小 企 業	14.6	7.8	▲ 17.4	▲ 0.7	▲ 20.5	0.4	▲ 15.0	▲ 1.5
製 造 業	16.0	5.8	▲ 1.7	25.1	▲ 2.8	30.5	▲ 0.9	20.8
非 製 造 業	13.9	8.7	▲ 24.6	▲ 11.6	▲ 29.3	▲ 13.3	▲ 21.1	▲ 10.5

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (計画)
全 産 業	6.1	10.2	▲ 0.4	▲ 14.4	▲ 4.6	16.7
製 造 業	39.3	0.7	9.2	▲ 29.3	15.8	54.1
非 製 造 業	▲ 3.5	14.2	▲ 3.9	▲ 8.2	▲ 11.1	1.1

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	23年度		24年度	
		修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲ 14.6	▲ 4.7	39.2	▲ 1.6
製 造 業	▲ 10.4	▲ 7.0	46.2	▲ 1.2
非 製 造 業	▲ 22.4	0.5	24.5	▲ 2.6
中 小 企 業	1.6	▲ 0.6	8.9	▲ 7.8
製 造 業	▲ 16.7	▲ 0.2	30.6	▲ 5.8
非 製 造 業	11.9	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 8.9

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	23年度		24年度	
		修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲ 8.0	▲ 3.6	34.0	▲ 1.8
製 造 業	▲ 4.8	▲ 4.4	36.2	▲ 1.9
非 製 造 業	▲ 18.3	▲ 0.2	25.1	▲ 1.5
中 小 企 業	1.3	▲ 0.8	8.8	▲ 7.6
製 造 業	▲ 15.7	▲ 0.9	28.1	▲ 5.3
非 製 造 業	11.8	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 8.9

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						24年度(計画)	
					調 査 時 期						調 査 時 期	
					23年3月	23年6月	23年9月	23年12月	24年3月	24年6月	24年3月	24年6月
全 産 業	▲ 11.7	6.7	▲ 8.4	11.6	5.3	0.1	0.6	▲ 0.9	▲ 11.5	▲ 14.6	35.0	39.2
製 造 業	▲ 17.0	17.6	▲ 29.7	19.7	7.9	9.3	7.1	5.5	▲ 4.0	▲ 10.4	34.9	46.2
非 製 造 業	1.3	▲ 15.1	61.6	▲ 1.2	▲ 0.1	▲ 17.6	▲ 12.2	▲ 13.5	▲ 25.6	▲ 22.4	35.2	24.5

4. 新卒採用

(前年比・%)

	23年度	24年度(計画)		25年度 (計画)
		調 査 時 期		
		23年12月	24年6月	
全 産 業	0.4	2.2	4.7	6.6
製 造 業	13.4	▲ 8.1	3.1	7.2
非 製 造 業	▲ 8.5	11.0	6.0	6.2

令和6年度茨城地方最低賃金審議会 茨城県最低賃金専門部会委員名簿

令和6年7月19日 任命

茨城労働局

区分	氏名 (ふりがな)	現職
公益代表	いで こうや 井出 晃哉	井出 法律事務所 弁護士
	せいやま れい 清山 玲	茨城大学 人文社会科学部法律経済学科教授
	のむら たかひろ 野村 貴広	水口・野村法律事務所 弁護士
労働者代表	おおもり もとのり 大森 玄則	茨城 連部 会長
	こさか ゆうじ 小坂 祐之	電機連合茨城地方協議会 事務局 会長
	みやした ゆういち 宮下 有一	JAM北関東茨城県連絡会 事務局 会長
使用者代表	えんどう たかみつ 遠藤 隆光	茨城交通株式会社 常務取締役 社役
	さわはた ひでふみ 澤畑 英史	一般社団法人茨城県経営者協会 事務局 会長
	みずいで ひろし 水出 浩司	株式会社日立製作所日立事業所 エネルギー一総務部 所長

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります

2024年7月 19 日

茨城県労働局
局長 澤口 浩司 殿



茨城ユニオン 執行委員長 小林賢一
土浦市川口 1-3-117 B-307
Tel.029-827-0966



要 請 書

日頃からのご活躍に敬意を表します。

茨城ユニオンは、パートタイム労働者や派遣労働者など非正規雇用労働者をはじめ働く者の労働相談や権利運動に力を入れて取り組んでいます。

私たちは、今期の最低賃金改定の議論、審議を前に、今年こそ最低賃金の大幅引き上げが喫緊の課題であることから以下のとおり要請いたします。

記

現状の最低賃金は低すぎて、最低賃金法第一条のいう「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を実現するものにはなっていません。OECD 加盟の主要国の中でも極めて低い水準です。

一方で、日本の社会保障制度は貧弱で、住宅や教育の費用、老後や失業・病気・障害などで働けない状態にある時の生活保障も不十分で、賃金によって支えられなければ生活破綻に至るのが現実です。物価上昇の影響もあり生活の状況は大変な状況です。

憲法 25 条を実現するためにも、最低賃金 1,500 円を当面の目標とし、いつまでに実現するのか、どのように実現するのかのロードマップおよび、実現するためにどのような制度が必要なのか、最低賃金制度だけでなく社会福祉やその他の諸制度との関係も含めて、社会全体での議論を作っていくことが必要だと考えます。

消費者物価は前年比 2.5% 台の上昇とされていますが、内容をつぶさに見ると、生鮮食料品では野菜、魚介、油脂・調味料などすべてが高い上昇率です。また、電気代、ガス代、ガソリン代、家庭用耐久財は、生きていくのに欠かせない物の価格高騰が生活を直撃しています。それだけでなくゆとりなどない低賃金労働者の生活が危機に直面しています。この危機を乗り越えるために、最低賃金を少なくとも 1,500 円以上を実現する必要があります。

現在、茨城県の最低賃金は953円ですが、1ヶ月フルタイムで173時間働いても164,869円にしかなりません。年収では、197万円弱です。一般的に年収200万円以下の労働者はワーキング・プアといわれていますが、その水準にも及びません。

これでは「健康で文化的な生活」とはとても言えません。イザというときのための貯えができる状態ではありません。物価高騰は長期化すると予測されています。早急に対処しなければ、わずかな貯えも底をつきます。

地方最低賃金額は、最低の893円と最高の1,113円では1時間当たり220円もの差があります。1ヶ月173時間働くと38,060円の差になります。20年前の2002年は最低が604円、最高が708円で差は104円でした。この22年で、時間当たりの差は220円も広がりました。最低賃金の地域間格差の拡大は若者を中心とした人口の流出、都市への集中となり、地方の衰退を促進する要因の一つとなっています。

「最低賃金法の詳解」では、「本法は、すべて『国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』と規定する憲法25条第1項および『賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める』とした憲法27条第2項の法意を実現したもの」とあります。これを踏まえるならば最低賃金とは、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためのものであり、常に「健康で文化的な最低限度の生活」の内容を問題とすることは最低賃金改定審議の基本だと考えます。

また、そもそも論から言えば労働は人間の根源的な生命活動であり、そのことによって自らの生存を維持するだけではなく、人間労働の本質的な側面としての協働労働として人間関係、社会関係を結ぶものです。その同じ時間の生命活動の価値(金銭に還元した価格)が、場所によって異なるということは、場所によって人間の労働の最低限の価値に差をつけることになり、「公正と平等」に欠けると考えます。

以上、だからこそ、あらためて、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、ならびに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことに立ち返り、以下、要請します。

記

- 1 最低賃金引き上げに歯止めをかけることなく、積極的に大幅引き上げに向け尽力されたい。
- 2 最低賃金の地域間格差の解消を、低水準額に合わせるのではなく、高水準額に合わせての実現にむけて尽力されたい。
- 3 今回の改定にあたり、茨城県最低賃金を時給を1,500円以上に引き上げるよう尽力されたい。

以上

2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

つくば市花畑三丁目9-10
茨城県自治体労働組合連合
執行委員長 濱野 真

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して意見書を提出します。なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを要請します。

1. 経済指標と比較しても、本県の最低賃金額は低い

昨年度の審議会において大井川知事が「本県の最低賃金は本来あるべき額より低く抑えられている。経済実態を示す総合指数は全国9位で、最低賃金額も全国9位相当が適当だ。」と指摘されたにも関わらず、2023年度の本県における最低賃金額は全国15位です。

このことは、2022年度のデータとはなりますが、下記の通り近隣県の都道府県別GDPと比較しても、本県の最低賃金額が本来あるべき額よりも低い水準であると考えられます。

	埼玉県	千葉県	茨城県	栃木県
2022年度GDP順位	5位	7位	11位	16位
2023年度最低賃金額順位	4位	6位	15位	14位

本県と近隣県とのGDP—最低賃金額都道府県別順位比較

2. 最低賃金額の差が地方自治体職員の初任給にも表れている

最低賃金額の差は我々自治体職員の初任給の差にも表れています。現在多くの自治体職員の初任給は、国家公務員と同等額（高卒で166,600円/月。地域手当考慮せず）としておりますが、一部自治体においては加算を行っております。高卒初任給で比較すると、本県では加算(4,300円/月)を行っている自治体数は全44市町村中8(18%)に留まっておりますが、近隣の埼玉県では4,300～9,500円/月を加算している自治体数は全63市町村中51(81%)、千葉県では同額を加算している自治体数は全54市町村中46(85%)と「最低賃金額と初任給額はおおよそ比例している」ことが読み取れると考えます。就職先を比較するに当たり、初任給は賃金面において重要な要素です。人材の県外流出を食い止めるためにも、本県の最低賃金額を大幅に引き上げることは緊急の課題であると考えます。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 様

茨城県医療労働組合連合会

執行委員長 大山 和子



最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2023年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は117,600円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,092円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が4年以上続くなか、いまもなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、コロナ禍が終息しないなかでも関連する補助金などは廃止され、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えるなど、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。

この間、賃上げに資するベア評価料などの報酬改定がありましたが、すべてのケア労働者が対象とならない差別的な内容であることや、病院と診療所で格差をつける配分となっていることなど、チーム医療の現場では使いづらい不十分な内容です。全産業的に5~10%の賃上げが実施されるなか、医労連の回答状況は3%の賃上げにも満たなく、さらに格差が広がる状況となっています。

このような状況が長引くことで、そこで働く労働者の心身の疲弊も限界を超え、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態が続く悪化しています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足を改善することはできません。この状態が続けば、選ばれない職業となり、地域から病院、介護施設がなくなり、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが早急に求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

以上

2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

東茨城郡茨城町谷田部 295 番地
茨城県労働組合総連合
議長 鈴木 貴之

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年 10 月の最低賃金の改定によって全国過重平均が 1004 円になり、茨城県では最低賃金が 42 円上がって 953 円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中で、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金を 24 年 10 月に 1000 円以上を実現し、1500 円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを要請します。

記

1、意見の要旨

- (1) 2024 年 10 月に茨城県の最低賃金を 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。
- (4) 専門部会の公開を行うこと。

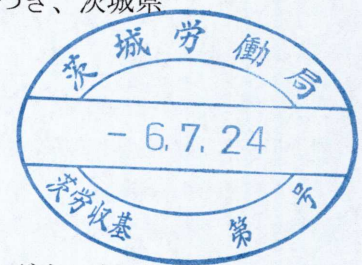
2、意見の理由

- (1) 2024 年 10 月に茨城県の最低賃金を 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすこと。

①非正規労働者が 2000 万人を超える状態が継続し、それにあわせて最低賃金ギリギリの賃金しか支給されない労働者が増大している。その上、物価高が追い打ちをかけている。また、非正規労働者の多数を女性労働者が占め、女性の労働者の多い看護や介護、保育等のケア労働者の低賃金を作り出している。ジェンダー平等の観点からも最低賃金を 1500 円にしていく必要がある。

②茨城労連は、2020 年 2 月から 5 月にかけて、県内労働者を対象に最低生計費試算調査を実施した。水戸市に住む 25 歳の青年の最低生計費を試算した結果、男性 252,987 円、女性 251,124 円でした。この金額は現在ならもっと高くなっている。

算出した最低生計費を、月 150 時間の労働時間で換算すると時給は男性 1,687 円、女



性 1,674 円になり、最低賃金 953 円がいかにも低い金額であることを明らかにしている。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

①日本の最低賃金制度が全国一律制でないため、最低賃金の低い県から最低賃金の高い都県に労働者が流失し、最低賃金が低い県での人手不足が全国的な問題になっている。また、最低賃金の高い都県は時給が高く、最低賃金の低い県は時給が低い傾向があつて、取手市等県南の地域では、最低賃金の高い千葉県や東京都で働く労働者が多くなつていゝ。結果的に県南の地域では人手不足が深刻になっている。

今年、龍ヶ崎市議会、つくば市議会、桜川市議会、北茨城市議会の 4 市議会で茨城労連が提出した請願を採択した。龍ヶ崎市議会やつくば市議会では、労働者流出を問題にし、委員会において全会一致で意見書を採択している。

②茨城県は東京に比べて生活費が安いのではないかという意見がある。しかし、都市部である東京は住宅費が高くなるが、交通機関が整備されているため交通費はそれほどかからない。ところが、地方である茨城県では住宅費は安い傾向にあるものの、交通網が整つておらず、車の維持費やガソリン代などは高くなつていゝ。ガソリンの高騰で地方の交通費は高騰している。結果、都市部と地方の最低生計費はほとんど変わらない。ガソリン代の高騰で茨城県の生活費の方が高くなつていゝとも言える。

全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも 1500 円の最低賃金を実現することが求められている。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

①最低賃金の引き上げに関して、最低賃金を引き上げると中小企業の経営に多大な影響を及ぼすので、引き上げるべきではないという意見がある。しかし、茨城労連が取り組んだ県内市町村議会への最低賃金引き上げの請願に対し、土浦市の市議さんは「私は中小企業を経営してきたが、社会保険料の事業主負担の関係で賃金を上げることができなかった。しかし、賃金を上げなければ優秀な社員が雇えなかった。茨城労連の言う中小企業支援を充実させて最低賃金を上げるという請願には賛成する」という意見を述べられた。

②現在、政府がすすめている中小企業支援に対して「使い勝手が悪い」「利用者はほとんどいない」という意見を聞くことが多くなつていゝ。大企業支援は法人税の軽減など年々充実の方向にあるにもかかわらず、中小企業支援が非常に不十分になつていゝ。最低賃金を 1500 円に引き上げても中小企業支援を充実させて中小企業がやطيعけるようにするのが国の責任であり、茨城地方最低審議会としても国や県に要請をしていくべきだ。

(4) 専門部会の公開を行うこと。

最低賃金の引き上げが多く県の関心の的になつていゝ。茨城の最低賃金がどんな理由で上げられたのか上げられなかったかは県民が一番知りたいことで、専門部会が一部公開になつたが、金額審議こそ公開すべきと考える。

2024年7月24日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

茨城県労働組合総連合
議長 鈴木 貴之

日頃より、最低賃金の引き上げ、県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

さて、茨城労連で4月から7月に集約した「最低賃金を全国一律1500円に引き上げ、地域間格差を解消する要請書」署名を提出しますので、茨城地方最低賃金審議会において最低賃金の大幅な引き上げのご検討をよろしくお願いいたします。

なお、要請書の請願項目は以下のとおりです。

1、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現するとともに、茨城県の最低賃金を2024年10月に1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

また、最低賃金の引き上げを実現することで、月額20万円以上の公務・民間の初任給の引き上げを実施すること。

2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、税・社会保険料の事業主負担の負担軽減など中小企業・小規模事業者への財政支援を国の責任として充実させること。

以上。

今回提出する署名の筆数は

1069 筆

です。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

茨城県水戸市見川5-127-281
全日本年金者組合茨城県本部
委員長 大橋 詔子

2024年 茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

私たち年金者組合の構成員は年金受給世代が大部分です。年金をはじめとする社会保障の充実をめざしていますが、「高齢者の孤立をなくそう」という目的も掲げています。特に発足当初から公費による「最低保障年金制度」設立を重点目標としております。

私たち高齢者を巡る生活環境は、毎年厳しさを増しています。第2次安倍政権以降の12年間で公的年金は実質7.8%の減額となった結果、月額10万円未満の年金受給者は2288万人にも上ります。特に女性に低年金が多く、女性受給者のうち10万円未満が約87%に及びます。また無年金者は推計100万人に及ぶとされています。

65歳以上の高齢者人口は3623万人で、年金だけでは生活できない高齢者も年々増加し、高齢者の就業者数は912万人といまや過去最多となっています。

日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあり、2019年のデータ（総務省）では24.9%でこの10年間で伸び率は5.3%に達しています。

さらに重要なことは、高齢者の就業者の77.3%が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高くなっています。

つまり生活を維持するために働かざるを得ない高齢者が増えていますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半ということです。労働条件改善とりわけ賃金底上げは急務です。

日本では高齢者の働く理由のトップは生活のため、EU諸国では生きがいとか社会貢献です。働く意欲のある高齢者にとって、能力を生かし、正当な報酬と、生きがいを持って働く場があることは非常に大切なことと考えます。

今般の2024年度茨城県最低賃金改正にあたり、年金者組合茨城県本部として、

- ① 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- ② 全国一律最低賃金を確立すること。

以上要請します。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

茨城県小美玉市西郷地1703
いばらきコープ労働組合
中央執行委員長 小野瀬 範久

茨城地方最低賃金改正決定に対する意見書

日頃より、茨城県内の労働者に対する賃金をはじめ、労働条件改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

昨年10月、最低賃金額改定により茨城県では今までにない42円上がり、953円となりました。今春闘では、大幅なベアの獲得により賃金の上昇はしたものの物価高騰には追いついていない賃金となりました。時間給で働くなかまを多く持ついばらきコープ労働組合でも、物価高騰と時給改定の関連性は重要視しています。

仲間からは、「欲しいものがあるが我慢している。」「子供の欲しいものも我慢してもらっている。」などの声も寄せられています。

この間、茨城県から選出されている国会議員と懇談をおこないましたが、最低賃金額に対しては皆さん、労働者の流出に関連性を持っており、隣県の栃木県・千葉県・埼玉県よりも低いことが懸念されるとのことでした。

私たちが「欲しい」と思ったものは、衝動的なものに過ぎないため金額的に値の張るものではないと思います。そういったものを「我慢」しなければいけない状況を変えていくことは、同時に経済も動くものだと思います。そのためには、単に最低賃金を上げていくのではなく、中小企業の皆さんが上がった賃金をきちんと支払えるよう、税や社会保障の事業主負担を減らすなどの支援も必須と考えます。

記

- (1) 茨城県の最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。
- (2) 地域間格差を解消し、地域経済を活性化させるためにも、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など、中小企業支援の充実を早急におこなうこと。
- (4) 専門部会の公開をおこなうこと。

以上



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 様

土浦市東中貫町5-1
JMITU茨城地方本部
執行委員長 矢口 裕一

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって全国過重平均が1004円になり、茨城県では最低賃金が42円上がって953円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中で、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金を24年10月に1000円以上を実現し、1500円をめざす必要があります。つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1、意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

2、意見の理由

2022年から2024年にかけて、私たちはこれまで経験したことない急激な物価上昇にさらされています。特に食料品やガソリンなど急上昇しています。対して、私たちの賃金や暮らしは物価上昇に全く追いついていません。JMITUは、働く全ての労働者の賃上げをめざし、全国一律最低賃金制度の確立に取り組んでいます。

都市部と地方での賃金格差は地方からの雇用の流出、地域経済の衰退の大きな原因となっており、都市部と地方の賃金格差解消の声が広がっています。茨城県でも最低賃金の時給1500円以上を目指し、即座に時給1000円以上とすることを求めます。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

茨城県稲敷郡美浦村美駒 2500-2
全労連・全国一般労働組合茨城地方本部
執行委員長 見 代 昌 巳

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって全国過重平均が1004円になり、茨城県では最低賃金が42円上がって953円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中で、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金を24年10月に1000円以上を実現し、1500円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1. 意見の要旨と理由

(1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざす大幅引き上げと地域間格差是正を求めます。

日本の最賃は、都道府県ごとにバラバラの金額で、地域間格差があり問題です。2002年に104円だった地域間格差は、今は220円となっています。茨城県知事は、「近隣他県との格差是正に配慮されたものとは考えられない」と不満を訴えています。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立することを求めます。

最賃が低い地域では人口流失が起こっています。最賃が全国的に低い地域では、比較的最賃の高い首都圏や他県への転出超過となり、過疎化の原因ともなっています。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充することを求めます。

中小企業支援が不十分になっていきます。最低賃金を1500円に引き上げても中小企業支援を充実させて中小企業がやっていけるようにするのが国の責任であり、茨城地方最低審議会としても国や県に要請していく事を求めます。



2024年7月24日

茨城県地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

土浦市おおつ野8丁目14番1号
全日本建設交運一般労働組合茨城県本部
執行委員長 鈴木 貴之

2024年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

日頃より茨城県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに對し心より敬意を表します。

さて、2024年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記の通り意見を表明します。

記

1. 意見の要旨

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2. 意見の理由

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。
最低賃金ぎりぎりの時給で働いている民間職場の労働者は、医療・介護・販売・配送など社会全体のライフラインを支える労働者が多く、昨今の物価の上昇は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」がおびやかされているためです。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。
茨城県に隣接する県では、軒並み茨城県よりも最低賃金額が高く、労働力の流出が生まれています。
全国一律最低賃金制度が確立されれば、地方自治体・地域の人手不足は、緩和されます。どこでも誰でも1500円をめざし、即時1000円以上にすることが求められています。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

東茨城郡茨城町谷田部 295
いばらき一般労働組合
委員長 野口 正美

2024年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

いばらき一般労働組合は、県内の民間職場で働く労働者で組織している個人加盟の労働組合です。非正規で働く者も多く、低賃金で働いている者が少なくありません。円安による物価高で毎日の生活費捻出に苦慮している人が多くなっています。

非正規で働く労働者は、賃金が低く、最低賃金ぎりぎりでも働く者も少なくありません。茨城県の最低賃金は現在 953 円ですが、私たち仲間で時給 1000 円を超える者はほとんどいないと言っても過言ではありません。毎年、最低賃金が引き上げられることでわずかですが、賃金がアップしています。個人加盟の労働組合では、大手の労働組合のように賃金交渉をしてベースアップを勝ち取るということが不可能なのが実態です。

私たちいばらき一般労働組合は以下の要求の実現に向けて奮闘していきますが、貴職におかれましては、最低賃金の全国一律 1500 円への引き上げにご尽力いただきますよう次の事項を要請いたします。

- 1、 茨城県の最低賃金を 2024 年 10 月に 1000 円以上に引き上げること。さらに時給 1500 円を早急に実現していただくこと。
- 2、 全国一律最低賃金制度を確立していただくこと。
- 3、 最低賃金の引き上げを可能とするため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業支援を国の責任で拡充すること。

以上。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 様

水戸市平須町表原1番93
茨城県高等学校教職員組合
執行委員長 蓮田 斉

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって、茨城県では最低賃金が42円上がって953円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中では、人間らしい普通の生活ができません。茨城県の最低賃金1000円以上を実現し、1500円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1. 意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2. 意見の理由

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

物価高騰の中、保護者の経済状況だけでは補いきれない部分を補うためや、進学するために必要な費用を貯めるためにアルバイトをしている高校生・学生がいます

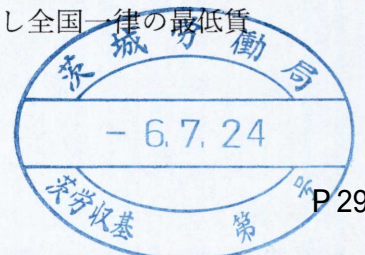
さらに、一昨年度より県の政策によって、県立高校に入学する生徒に対して約5万円もする学習者用端末を個人購入させており、家計への負担はこれまで以上に増えています。

最低賃金を大幅に引き上げることは、高校生、学生の教育を受ける権利を保障する上で欠かすことの出来ない方策です。最低賃金が高くなることによって、学業にかかる時間を今まで以上に確保することができます。将来の茨城を支える生徒、学生の教育を受ける権利を保障するため、最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすことを求めます。

- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

県境にある地域においてアルバイトをしている高校生・学生は、少しでも条件の良いところでのアルバイトを望んでいます。具体的には時給の良いところでのアルバイトです。県南地区では、茨城県でアルバイトをするよりも、千葉県の方が時給が良いからと言って、県を越えてアルバイトをしている者がいるのも事実です。

一律の賃金にすることによって、自県でアルバイトをしても、他県と差がない環境を整えることは地域経済にとっても大きなメリットとなります。地域間格差をなくし全国一律の最低賃金制度を確立することを求めます。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 様

水戸市白梅 4-1-28 東洋ハウジングビル 401

茨城県私立学校教職員組合連合

中央執行委員長 前田安生

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2023年度茨城県最低賃金の改正決定審議に関して、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1、意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

2、意見の理由

2022年から2024年にかけて、私たちはこれまで経験したことない急激な物価上昇にさらされています。特に食料品やガソリンなど急上昇しています。対して、私たちの賃金や暮らしは物価上昇に全く追いついていません。OECDの調査により日本は30年間賃金の上がない国であること、OECD加盟38か国のうち25位という低い水準になってしまったことがつまびらかになりました。そもそも経済は賃金と物価が緩やかに成長していくべきものであるのに、賃金は低水準で、物価上昇が著しくなっており、私たちの暮らしは実質的にマイナス成長となっています。

実際に茨城私教連による学費滞納調査(私学)では、2023年9月30日付で3カ月以上の学費の滞納が62例と昨年比10名増、さらに6カ月以上の滞納は9名とこれも昨年に4名の増となっています。そもそも学校は経済的理由によらず、平等に教育を受ける機会が保証されるべきですが、私学は依然として学費は高く、保護者の家計を圧迫しているのが現状です。保護者の中にはパートによって学費を捻出する、経済状況を気にしながら来月の学費をぎりぎり預金する、あるいは生徒自身が課外活動をあきらめてアルバイトを優先するというのが現実です。

高校生が経済的な心配することなく私学に通うことができる、そのために茨城私教連は様々な方面にはたらきかけをしています。貴審査会におかれましても、将来の茨城を担う子どもたち、そしてその成長を支える保護者のために、最低賃金の時給1500円以上を目指し、即座に時給1000円以上とすることを求めます。



2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 様

茨城県石岡市柿岡3236-6

石岡地区農業協同組合労働組合

執行委員長 舟橋 淳

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって全国過重平均が1,004円になり、茨城県では最低賃金が42円上がって953円になりました。しかし、この金額では昨今の円安による物価高の中では、物価高以前のような生活を維持しようとしてもできず、あきらめることしかできません。また、あきらめることによって、今までの人間らしい普通の生活ができません。したがって、茨城県の最低賃金を2024年10月に1,000円以上を実現し、早期に1,500円以上をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1. 意見の要旨

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1,000円以上に引き上げ、早期に1,500円以上をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

2. 意見の理由

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1,000円以上に引き上げ、早期に1,500円以上をめざすこと。

近年の稀にみる円安、物価高の影響で様々な物品が異常な値上げ、高騰を見せています。その中で、わたしたちの生活は、生活必需品はおろか欲しいものを買うこともできず物価高以前にできていた生活を維持することも困難な状況を余儀なくされています。これでは、生活に余裕を持たずに文化的、健康的な生活をあきらめざるを得ません。

これらの生活を打破するためにも、2024年10月の茨城県最低賃金では、必ず1,000円以



上に引き上げ、そして、早期に 1,500 円以上をめざすことを要請します。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

茨城県と都市部を比べると最低賃金の差額はますます開いていく一方です。昨年の差額では大きいところで 160 円にもなります。同じチェーンのコンビニエンスストアで働いて 1 時間でこれだけの差が出てしまえば必然と高いところに行くのも仕方ありません。特に若い働き手ほど賃金の動きには敏感になります。都市部では住宅費が高い傾向はありますが、地方では交通網の未整備等により、車両の維持費などで、さほどの違いはありません。また、どんなに人手を募集しても、同じ仕事なら賃金が高いところに就職することも仕方ありません。

これらを解消するために、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制の実現と働き手の流出を防いでください。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

中小零細企業が疲弊してしまったら、わたしたちの雇用自体が危ぶまれる可能性もあります。そのためにも、最低賃金を引き上げることによって中小零細企業にしわ寄せが来ないように、中小零細企業に十分な支援ができるように茨城地方最低審議会として国や県に要請をしてください。

2024年7月23日

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲 殿

茨城県水戸市北見町 1-1
茨城県国家公務員労働組合連合会
執行委員長 野尻 琢也

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

私たちは、茨城県内各地に設置されている厚生労働省、法務省、国土交通省等の地方出先機関や裁判所、税務署、独立行政法人等ではたらく国家公務員の仲間で組織している茨城県国家公務員労働組合連合会です。

日頃より、貴審議会が、茨城県内ではたらく労働者の最低賃金の引き上げや労働条件の改善に御尽力されていることに、心から敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって全国過重平均は時給1,004円になり、茨城県では最低賃金が42円上がって時給953円となりました。

しかし、厚生労働省が発表した今年5月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は26カ月連続でマイナスとなり、過去最長になっています。一方で、日本円は1ドル160円を突破する円安状態が続いていて、円安による食料品やガソリン等の急上昇、物価高の中で、人間らしい普通の生活を送ることは到底できません。

厚生労働省所管の労働政策研究・研修機構によると、各国の最低賃金は、英仏独で1,800円前後、豪州が2,000円超となっています。米国の各州の中では、2,500円を上回る地域もあります。厚生労働省の調査では、フルタイム勤務者の平均給与は月額約31万円で、月160時間労働（1日8時間、月20日間労働）とすると時給は1,940円弱となり、時給1,000円では平均賃金の半分程度にしかなりません。納得できる水準ではありません。

茨城県の最低賃金について、2024年10月には時給1,000円以上を実現し、早期に1,500円、1,700円となるのが、県内の労働者からは強く求められています。

つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して、下記のとおり意見3点を提出いたします。

記

- (1) 2024年10月に茨城県の最低賃金を1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。
- (2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。



2024年7月16日

茨城労働局長 様

茨城地方最低賃金審議会会長 様

日本共産党茨城県委員会 委員長 上野 高志

日本共産党茨城県議団 県議 江尻 加那

日本共産党市町村議員団

最低賃金の大幅引き上げの実現に関する申し入れ

消費者物価指数の6月中旬速報値では、前年同月比で生鮮野菜+14.4%、電気代+14.7%など、生活に欠かせないあらゆる物価の値上がりが明らかになりました。一方で、厚生労働省が6月に発表した4月の毎月勤労統計調査（速報）によると、物価高騰を反映した実質賃金は前年同月比-0.7%で25か月連続でマイナスとなり、過去最長を更新しています。止まらない物価高と減り続ける実質賃金が県民生活に追い打ちをかけています。

現在、茨城県の最低賃金は953円ですが、昨年と同程度の引き上げ額では物価高騰に追いつきません。全労連が実施した「最低生計費調査」では、茨城県内の25歳単身男性で1687円が必要と試算され、健康で文化的な「人間らしい暮らし」をするためには、全国どこでも時給1500円以上必要なことが明らかになっています。地域間の差額にも合理性がありません。

世界的な物価高騰で、各国では最賃が大幅に引き上げられています。ドイツやフランス、イギリスでは1500円を大きく超え、アメリカでは首都ワシントンDCで2386円です。岸田政権は1500円以上の実現を2030年代半ばとしていますが、あまりに遅すぎます。低すぎる日本の最賃を欧米並みに引き上げることが急務です。

同時に、賃上げのためには中小企業への支援が欠かせません。設備投資などがハードルとなっている業務改善助成金の改善や、社会保険料の負担軽減も必要です。全国一律で最賃の大幅引き上げが実現すれば、県内から東京や千葉への労働力人口の流出に歯止めをかけ、地域経済や中小企業の経営安定化にもつながります。

以上から、茨城地方最低賃金審議会で大幅な最賃の引き上げを求めて以下項目を要望いたします。

記

1. 最低賃金を速やかに時給1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差の是正と全国一律での最低賃金制を政府に求めること。
3. 審議の透明性・実効性を高めるため、審議会および専門部会は全面公開で行うこと。労働者代表委員はさまざまな職種や雇用形態の労働者からなる組合等から選出すること。
4. 最低賃金の引き上げで中小企業が窮地に陥ることがないように、事業所の経営と雇用を維持するために、設備投資等を行った事業所への業務改善助成金に加え、税金や社会保険料の企業負担への軽減策など、支援策を実行するよう政府に求めること。

以上



本県最低賃金の改正について

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要であります。

しかしながら、本県の最低賃金は、経済実態が正確に反映されているとはいえ、本県の経済指標は全国9位である一方、最低賃金の額は15位と乖離が生じております。

また、栃木県など他県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では本年6月、厚生労働省副大臣に対し、最低賃金の引上げと引上げによる影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援強化について強く要請を行い、副大臣からは政務の方々を中心となって取り組むと、ご発言をいただいたところであります。

最低賃金は、シングルマザーなど弱い立場の女性就労者の生活や少子化対策、さらには地方への人口移動を促すための対策にも関わる非常に重要な問題であることから、積極的に賃金水準の底上げを図る必要があります。

つきましては、最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、中央最低賃金審議会が提示した目安額を大きく上回る積極的な引上げが行われますようお願いいたします。

あわせて、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図るとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しては、業務改善助成金など各種支援措置の実施及び積極的な周知について、引き続き、ご配慮いただきますようお願いいたします。

2024年7月29日

茨城労働局長 澤口 浩司 殿



茨城県知事 大井川

